

官報

号外 昭和五十年十一月七日

○第七十六回 参議院会議録第十号

昭和五十年十一月七日(金曜日)

午後八時八分開議

○議事日程 第九号

午後三時開議

第一 永年在職議員表彰の件

第二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 昭和四十四年度以後における農林漁業團体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧會政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十 国家公務員等の旅費に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十二 檢察官の俸給等に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 永年在職議員表彰の件

いずれも許可する」と御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

郡祐一君は、昭和二十五年第一回参議院議員通常選舉に御當選され、自來二十五年の長きにわたり本院議員として御活躍をされてまいられました。その間、同君は、その高邁なる御人格と御識見をもつて法務委員長、議院運営委員長等、国会役員として、本院の使命達成のため多大の貢献をされました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 永年在職議員表彰の件

議員郡祐一君は、國會議員として在職すること二十五年に達せられました。

つきましては、院議をもつて同君の永年の功勞を表彰することとし、その表彰文は議長に一任されたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました表彰文を朗説いたします。

〔郡祐一君起立〕

議員郡祐一君 君は國會議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました。

参議院は君の永年の功勞に対しことに院議をもつて表彰します

〔拍手〕

一、日程第一
一、昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)

一、昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)

一、昭和五十年度政府関係機関補正予算(機第1号)

一、昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)

一、昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)

一、昭和五十年度政府関係機関補正予算(機第1号)

一、昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)

一、昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)

現下、わが国内外の諸情勢はまことに多事多端であり、本院に対する国民の期待もますます高まっておるのであります。どうか郡君におかれましては、この上とも健康に御留意せられ、ますます御活躍を願い、わが国憲政の發展のため一層の御尽力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

〔郡祐一君登壇、拍手〕

○議長(河野謙三君) ただいま表彰を受けられました郡祐一君から発言を求められております。発言を許します。郡祐一君。

〔郡祐一君登壇、拍手〕

○議長(河野謙三君) お許しを得まして、一言お札を申し上げます。

○郡祐一君 お許しを得まして、一言お札を申し上げます。

ただいまは永年在職のゆえをもつて、院議によって光榮ある御表彰を賜り、また身に余る御祝辞をちょうだいたしまして、感銘の至りでござります。これはひとえに先輩、同僚の議員各位の御厚情と選舉區有権者の御支援のたまものでありまして、深く感謝をいたす次第でござります。

私が初めて参議院に議席を与えた昭和二十五年は、なお占領下にありました。国民所得総額は三兆円をわずかに超える程度であります。それで、今日の三十分の一にすぎませんでした。予算規模に至つては、たしか昭和二十五年度の一般会計の当初予算は六千六百億円と記憶しておりますから、昭和五十年度のそれが二十一兆円でありますのに比べまして、まさに隔世の感がいたすのをさせています。その国運の発展の間に、みずからまことに微力でありましたことを省みまして、衷じぐじたるものを持じ得ないのであります。

現在のむすびかしい、そにして重要な問題の山積しております時局に、参議院の担当責任のまことに重かつ大なるを思いまして、心を新たにして精進をいたす所存でござります。どうか議員の皆様の一層の御交誼を賜りますよう心からお願いいたしまして、謝辞といたします。

○議長(河野議三君)　この際、日程に追加して、昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)、昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)、昭和五十年度政府関係機関補正予算(機第1号)以上三案を一括して議題とすることに御異議ありませんか。

○議長（河野謙三君）　御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長大
谷藤之助君。

昭和五十年度一般会計補正予算(第1号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

○大谷藤之助君　ただいま議題となりました昭和五十年度補正予算三案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計の歳入歳出において四千五百十六億円の減額となつております。すなわち、歳入面におきましては、当初予算において見込んだ租税収入等が経済の停滞等により大幅に減少する見込みとなつたことに伴い、歳入見込み額を四兆九百七十七億円減額し、かわりに財政法四条但書き及び別途提出されている財政法の

昭和五十年度政府関係機関補正予算（機第1号）

昭和五十年度特別会計補正予算(特第1号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十年十月三十日

衆議院議長 前尾繁三郎
衆議院議長 河野謙三殿

特例法案による公債の発行を予定して、三兆四千八百億円の公債金収入の増加を見込んでおりました。そのほか若干の収入増加があるため、差し引きた減少額は前述の金額と相なります。

歳出面では、景気の回復及び災害復旧のための公共事業の追加、国家公務員等の給与改善、義務的経費の追加等、緊要な事項に限って総額一千二百三十億円の追加を行つ反面、所得税等三税の減収に伴う地方交付税交付金の減額一兆一千五億円、既定経費の節減七百四十二億円及び予備費の減額一千億円の措置をとり、差し引き、さきに述べたように四千五百十六億円の減額となつております。

この減額補正により、昭和五十年度の一般会計予算は、歳入歳出とも二十兆八千三百七十二億円となつております。

また、一般会計予算補正等に関連して、十八の特別会計、六つの政府関係機関予算について所要の予算補正が行われております。なお、地方財政及び財政投融资計画につきましても、それぞれ所要の措置が講ぜられております。

委員会におきましては、十月二十日に大平大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、衆議院からの送付を待つて、十月三十日から本日まで七日に間にわたり、三木内閣總理大臣以下関係各大臣に對して質疑を行いました。

以下、委員会の質疑のうち、政治姿勢、財政経済に関する事項を中心として、その要旨を御報告申し上げます。

まず、政治姿勢につきまして、三木内閣は対話と協調をその政治路線として公約されたにもかかわらず、酒たばこ、郵便等値上げ法案を無理押ししする一方、独禁法改正案の提案を見送るという態度は納得し得ないところである。また、今秋結論を出すと公約していたスト権問題の解決をいたしました。

これに対し三木内閣総理大臣より、対話と協調という政治姿勢は今日でもいさざかの変更はない。三木内閣は物価、選挙二法等十分その公約を果たしている。本国会はその性格から、補正予算等の不況乗り切りのための緊急問題にしほつておらず、独禁法改正案は次の通常国会に提出して閣僚協議会で今秋をめどに結論を出す考えである。先進六ヵ国首脳會議は日本の国際的評価にかかる歴史的行事があるので、国会会期中であるが、野党を初め国民各層の同意を得て、ぜひこれに出席し、国際的視野から英知を集めて成果を上げてまいりたい旨の答弁がありました。

次に、現在の景気後退及びその対策につきましては、政府は国際的な景気の落ち込みに現在の不況の原因を求め、経済政策に誤りなしとしているが、そもそも物価の高騰を許し、長期の総需要抑制政策を必要としたのは、昭和四十七年以降の過剰流動性対策の失敗及び高度成長政策の破綻に根本原因がある。それを無視し、物価が上がったから總需要抑制、不況が深刻になつたから公共投資の拡大と、その場限りの政策をとるため、かえつて景気の振幅を大きくして国民に犠牲を強いているのではないかとの責任追及があり、さらに、現在の不況は個人消費の落ち込みによるところが大であるから、不況対策も公共投資に偏ることなく、たとえばアメリカが大幅な赤字財政下に減税を行つていているごとく、個人消費の拡大を目指す施策を行つて、現在二千兆円とも言われる需給ギャップに対処すべきではないかという政策提案を含めた質疑がありました。

これに対し、三木内閣総理大臣及び福田経済企画庁長官より、経済政策の目標は、物価と景気とともに安定させることにあるが、三木内閣のスタートした時点においては、石油ショック以降の激しいインフレが続いていたときであり、野党も世論も挙げて物価を重視する政策を主張していた

段階である。その段階での政策選択が物価を最優先としたのは当然である。しかし、物価だけでは不況対策をおろそかにしたわけではなく、二月、三月には第一次、第二次、さらには六月には第三次の不況対策を決めるなど、可能な施策はこれを実施してきたところである。

春以降の景気回復がおくれたのは、国際経済の停滞によって輸出が予測より百億ドル以上減少し、その影響で設備投資も低迷しているからである。そのため第四次対策に踏み切ったが、物価政策が成功していたからこそこうした政策がとれるのである。

四十七 八年の過剰流動性の発生については反省しているが、石油等の資源確保の条件も違つており、国民の価値観も変わってきているので、いま景気を刺激しても再び同じような事態を起こす懸念はない。

また、個人消費の拡大のため減税せよとの提案は着実に伸びていること、減税の景気刺激効果は残念ながら賛成できない。不況下でも個人消費は現行の需給ギャップがどれだけかはいろいろ説があるが、第四次不況対策により来年三月には稼働率指數も九〇程度まで回復可能であり、これによつて本年度下期の実質成長率は六%を確保できることを考える旨の答弁がありました。

次に、財政問題につきましては、租税収入は当初予算成立以前に変調が明らかになつていていたにもかかわらず、予算成立のみを図り、いまことに二兆円を超える赤字国債を発行しようとしているが、大蔵大臣はどのように責任を感じているか。歳入が不足したからといって赤字公債を発行して安易に歳入歳出のつじつまを合わせようとする考えは、建設公債すら例外としている財政法の原則を無視するもので、許されないことではないか。中央、地方を通ずる巨額な公債の増発は、インフレをもたらすおそれはないのか。また、五十一年度財政については当初から特例公債を考えている

赤字公債から脱却するのはいつの時点か。そのたまの方策としてどういうことを考へておられる。そのため第四次対策に踏み切つたが、物価政策が成功していたからこそこうした政策がとれるのである。

これに対しても大平大蔵大臣、森永日銀総裁から、租税収入について結果的に大きな見込み違いとなつたことは遺憾である。当初予算成立の当時、大きな変化が起るかも知れぬという危惧は持つていたが、基礎となる経済見通しの改定がいま少し時期を見てといふことであり、それを離れて税収の予測をすることはできないという事情にあつたことも理解願いたい。

赤字公債は、現在の財政法をどのように解釈しても認められるものではない。しかし、現在の経済情勢では増税を考える経済環境にないし、また、歳出の削減も景気の先行きからして許されないので、異例中の異例の事態として特例法による

公債の発行をお願いしているのである。公債の増発は経済とバランスのとれたものであり、市中消費者対策、さらには信濃川河川敷問題、クアランブル事件、教育問題、婦人問題等々内外にわたる諸問題を広範に取り上げ、連日夜遅くまで熱心に審査いたしましたが、その詳細は会議録に記載いたしますが、その詳細は会議録に

より御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ日本社会党を代表して鶴園哲夫委員が反対、自由民主党を代表して矢野登委員が賛成、公明党を代表して矢追秀彦委員が反対、日本共産党を代表して岩間正男委員が反対、民社党を代表して木島則夫委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、可否同数となりましたので、国会法第五十条により、委員長は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○謙長(河野謙三君) 三案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。松永忠二君。

〔松永忠二君登壇 拍手〕

○松永忠二君 私は、日本社会党を代表して、補正予算関係三案に反対の立場を明らかにし、その理由を申し述べたいと存じます。

補正予算審議を最大の課題とする本国会は、まさに見る長期の空白と混迷した国会運営の中で審議が行われ、景気回復と物価抑制を望む国民の要

した活力をつける役割りが財政に期待される時期なので、それにより力がつけば健全財政への復帰は早まると考えています。

また、経済計画に見合つた財政の長期展望ということは十分理解できるが、一方、財政の弾力性も確保しなければならない事情等があるので、今後は検討課題にしたい旨の答弁がありました。

以上のほか質疑は朝鮮、パレスチナ、日中友好条約、核防衛条約等外交問題、新防衛構想、国債の消化、償還問題、金融政策、預貯金金利の引き下げ、新価格体系と公共料金問題、地方財政対策、中小企業問題、雇用問題、農漁業対策、住宅対策、公害対策、ライフサイクル計画と社会福祉、身障者対策、さらには信濃川河川敷問題、クアランブル事件、教育問題、婦人問題等々内外にわたる諸問題を広範に取り上げ、連日夜遅くまで熱心に審査いたしましたが、その詳細は会議録に記載いたしますが、その詳細は会議録に

より御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ日本社会党を代表して鶴園哲夫委員が反対、自由民主党を代表して矢野登委員が賛成、公明党を代表して矢追秀彦委員が反対、日本共産党を代表して岩間正男委員が反対、民社党を代表して木島則夫委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、可否同数となりましたので、国会法第五十条により、委員長は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○謙長(河野謙三君) 三案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。松永忠二君。

〔松永忠二君登壇 拍手〕

○松永忠二君 私は、日本社会党を代表して、補正予算関係三案に反対の立場を明らかにし、その理由を申し述べたいと存じます。

補正予算審議を最大の課題とする本国会は、まさに見る長期の空白と混迷した国会運営の中で審議が行われ、景気回復と物価抑制を望む国民の要

望にこたえることが十分できず、かえつて政治不信を増大しつつあることはまことに残念なことですあります。これは補正予算案の編成を待つて開くべき国会が、自民党内の派閥の圧力で値上げ法案の早期成立に固執し、無理を承認で早期に開会したためであります。三木首相の党内統制力の無力を示すものと言わなくてはなりません。

対話と協調を主張しながら、値上げ法案は相次いで単独採決、強行採決が行われています。総裁公選は諸悪の根源と言いながら、改革案は少しも前進していないし、企業献金廃止もむしろ拡大する方向で法律が改められ、みずから企業献金を関係者に要請するという状況です。前国会であれだけ固執した独禁法改正も、米国で約束してきた核公労協ストト權についてこの秋までに結論を出し、えついていません。これでは首相の總裁としての指導力を疑うのは当然なことです。これまで公労協ストト權についてこの秋までに結論を出し、円満に収束することができるでしょうか。解散、総選挙を通じて国民の信頼を問いかね、その信頼を得れば、お仕着せ内閣から脱皮し、出直すことのみが三木内閣のとるべき唯一の手段であることを強く指摘しておきたいと思うのであります。

(拍手)

さて、今回の補正予算に反対する第一の理由

は、歳入不足約三兆五千億に上り、赤字国債約二兆三千億を発行せざるを得なかつた政治責任について明瞭にしていないことであります。一般会

計の二六名余を国債に仰ぐなどといふことは、前

代未聞のことである。大蔵大臣が財政上の歳入欠

陥に厳しい責任を感じるなら、これを生じさせた

経済政策上の欠陥、見通しの誤りに厳しい責任を

感ずるのは当然なことですあります。三月または六

月に政策の重点を転換する必要があつたという議論も、この数年間経済政策が適切な時期に適切な施

策の実行を怠り、大きな振幅を繰り返してきたこ

とからも率直に耳を傾くべきであります。内閣と

して一貫した筋の通つた反省を率直に国民に示す

べきであります。また高度成長の時代、西ドイツのとき財政調整基金制度をつくるとか、総合予算主義を取り入れる用意もなく、膨張し硬直化した財政を固定化してしまいました。この過去の失政に対する厳しい反省があつてしかるべきであります。こうした反省の上に立ってこそ正しい財政政策や経済政策が生まれるものと考えます。

第二に、財政の今後の見通し、計画性のないことであります。本年度下期六%程度の成長が期待され、景気は次第に回復感が出てくる、経済が正常な姿になるには五十一年度まで待たなければならぬ、高度成長路線をひた走ることができた時代は終わつたといふ経済見通しとかみ合った財政見通しがあってしかるべきであります。特例国債に依存しない堅実な財政にできるだけ早く復帰をする、五十一年度予算では従来以上に厳しい決意を通じて財政運営の根本的改革が迫られているとき、政府が具体的構想を示して強い決意で行財政の改革に取り組まなければ、高度成長時代の行政の体質から脱却することはできないし、これに対する国民の積極的な協力も得られません。この財政再建の構想が国会に明らかにされてこそ予算審議も実りあるものとなるのでありますのに、全く不正確なことに強い不満を感じるものであります。

第三の反対の理由は、第四次不況対策及び補正予算の内容についてであります。政府は、総合的な景気対策として二兆一千億の施策を実行し、そのため三兆四千八百億の国債の発行と一兆四千億の財投の追加を計画しているのであります。この巨額な資金が、言うならば、国民からの借金で実施をされるのでありますから、その効果は的確であり、その用途は適正を期さなければなりません。特に、その財政支出は、当面の景気対策だけでなく、将来の日本経済の中長期のあり方とのかかわり合いで行われなくてはなりません。こうしての観点から、本四架橋、新幹線、高速道路の大型

プロジェクトが不況対策の目玉として取り込まれたことに問題があります。大型プロジェクトは、本来、三全縦という長期計画の一環として全体が整合性を持って実施されるべきものである上に、不況対策としては特定地域、業種に偏りがちであります。仕事を望む中小建設業者は、手の出せる地方の公共事業を強く要求しているところであります。アメリカ、西ドイツなどの景気対策を見てみると、その目玉となつた景気対策は所得税減税あるいは児童手当の増額など福祉的支出であります。大型プロジェクトか、生活関連の公共事業か、それとも減税か、社会福祉か、教育かといった検討がなされず、なりふり構わぬ不況対策で、二十世紀的な量の経済の景気論議をまる写しにした企業対策のための公共投資だけに重点を置く不況対策予算に強く反対するものであります。景気対策はだれのためにやるのかという疑問を抱かざるを得ません。

いま、政府は、巨額な国債と地方債消化のため

に、低金利政策と貨幣供給量の増大を図る金融政策がとられています。市中金利の低下は、企業の金利負担を軽減し、企業の債務者利潤を増大し、

需要刺激効果を持ち、インフレ再燃の危険性も高め、なお、庶民の金融資産の価値をも低下させます。ここに金融政策の独白性、金利の弾力化が強く求められなければなりません。

副総理は、第四次不況対策の効果について、この対策が景気浮揚の決定打になることを強調しています。しかし、産業界の見方は悲觀的で、雇用不安も続き、景気回復のテンポはさらにおくれる

年の見方も強く、年末にかけて第四次不況対策の補強を求める声も出ています。政府は、物価抑制年率内一けたに示したような、政治責任をかけて

の決意と対策を不況回復についても明らかにし、第一回には、国際経済の新しい秩序に対応する措置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第二回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第三回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第四回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第五回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第六回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第七回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第八回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第九回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第十回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第十五回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第十四回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第十五回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第十六回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第十七回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第十八回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第十九回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第二十回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第二十五回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第二十六回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第二十七回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第二十八回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第二十九回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第三十回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第三十五回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第三十六回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第三十七回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第三十八回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第三十九回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第四十回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第四十五回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第四十六回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第四十七回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第四十八回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第四十九回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第五十回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第五十五回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第五十六回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第五十七回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第五十八回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第五十九回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第六十回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第六十五回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第六十六回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第六十七回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第六十八回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第六十九回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第七十回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第七十五回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第七十六回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第七十七回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第七十八回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第七十九回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第八十回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第八十五回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第八十六回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第八十七回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第八十八回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第八十九回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第九十回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第九十五回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第九十六回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第九十七回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第九十八回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第九十九回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第一百回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

置が何ら予算に示されていないで、旧来のよう

な在りません。

第一百一回には、国際経済の新しい秩序に対応する措

ますが、実際は國民生活関係公共事業にも十分な配慮がなされていることは歴然としております。次に、公債増発の問題であります。五十年度税収は法人税、所得税を中心とした三兆九千億円の不足が生じ、新たな財政措置が必要とされるに至ったのであります。政府は、これらに対応するため、建設公債の発行限度額いづれの一兆一千九百億円を追加発行することとし、これを超える歳入不足分を充足するために立法措置による特例公債二兆二千九百億円を増発し、不況克服を目指す公共投資の追加や公務員給与改善費等の補正要因に振り向けることにしたのであります。

歳入不足分を充足するためには、増税あるいは歳出を削減するのも財政運営の一つの方法ではありますしうが、不況による税収減の中で、政府は財政支出を維持し、不況対策を支えるために特例公債を発行してこれを補つことは必要やむを得ざる措置と考えているのであります。

特例公債の発行については、その是非を初め、その公債の消化及びインフレとの関連性、財政のあり方等幾多論議のあるところであります。それだけに公債発行に当たっては政府に厳しい財政節度が要求されますし、公債が個人資産として国民になじむような公債市場の育成政策の確立こそが何よりも急務と思うのであり、この点を特に政府に要望いたす次第でございます。

歳入不足の問題は、本年度の処理もさることながら、高度経済成長から安定成長への過程で当初から歳入不足が予想されているので、当然明年度以降の財政をどうするのかが重大な問題として残るのであります。やむを得ない処置とはいえ、今後は赤字公債に依存しない堅実な財政にできるだけ早く復帰するため、あらゆる努力を傾けられることを心から望むものであります。

なお、この際一言申し上げたいことは、行政機構の大改革についてであります。行政機構の簡素化、合理化は、これまで幾たびも指摘されてきたことであります、そのいずれも実現を見ていいな

い 것입니다。今後の事態はこれまでとは比較にならないほど深刻な状態が考えられ、高度経済成長下に築かれてきた行政機構は、安定成長時代への移行に伴い、莫大な数に及ぶ審議会等も含め、行政機構の抜本的改革を必要とするものであります。もちろん、制度の改革には常に困難と抵抗が伴うものでありますが、いまこそ納税者の、国民の立場に立った行政機構の大改革断行の好機と考へるものであります。

次に、公務員給与の改善についてであります。が、政府は人事院勧告に基づいて、公務員制度を適正に運用することの重要性にかんがみ、最も厳しい財政下にもかかわらず、これまでどおりの完全実施に踏み切り、一千九百四十三億円の給与改善が行われたことを是とするものであります。しかし、不況にあえいでいる国民の間には、経営収支が黒字か赤字かによつて大きく左右される民間給与と異なり、今年のよう、歳入欠陥が四兆円を超えるため、特例公債を発行しても財源を調達し、民間給与とのつり合いをとらねばならない仕組みに糾然としない人の少なくないことも事実であります。生涯給与という縦軸からの比較が見落とされ、たとえば退職年金制度や保険給付など、官民格差に相当の開きのあることも指摘されているのであります。今後の給与水準のあり方、官民格差の是正についても再検討をすべき時期ではないかと考えております。

一方、地方行政については、地方税収が一兆六百三十二億円、国税三税の減収による地方交付税の減額分一兆一千億円など、二兆円以上に上る歳入不足が確実視されております。政府は、苦しい財政の中で特例措置を講じ、地方交付税交付金の減額分を国が補てんし、その利息分も国が一般会計に負担するなど、地方財政計画に計上された歳入不足分は全面的に確保することとされております。しかし、三木総理みずからが公約し、前国会で衆議院において全会一致で通過した独占禁止法改正案を葬り去ったことは、政府自民党の独善的な姿勢を如実に示すものと言わなければなりません。さらに政治献金についても、総理は就任当時において、企業から多額の献金を受けた候補者は企業の代弁者となりやすいと言ったが、いまや自民

との強い認識に立たれ、厳しい姿勢で現状打開に取り組まれることを強く望むものであります。

以上、今回の補正予算は、五十年度当初予算作成後に生じました緊急事項を、現行の法規、制度に基づいて、きわめて困難な中で財政措置を講じたものであります。そのいずれも適切な処置であったものであります。日本経済の厳しい調整と考へるものであります。日本経済の厳しい調整過程の上で生じた今回の歳入不足問題の解決は容易なものでないだけに、財政もきわめて厳しい

事態にあることを直視し、速やかに財政再建の基盤を確定されることを期待して、補正予算第三案に対する私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 太田淳夫君。

〔太田淳夫君登壇 拍手〕

第一は、今回の補正予算案が不況、インフレの被害を受けている国民生活を守ることを最優先する内容になつていいことであります。当面するわが国経済は、戦後最大の深刻な事態に追い込まれ、失業者の増大、就職難、中小企業の倒産や経営難は、解決の兆しきえも見られていないのであります。このような現状は、いかに三木総理が強弁しようとも三木内閣の政策に誤りがあつたことは明白であります。

私は、今回の補正予算は、不況、インフレの被害を最も受けている国民生活を救済するために、低所得者層に対する所得税減税、さらに老人、生活保護世帯、母子家庭等の生活を守る社会福祉政策の拡充がまず優先されなければならないと主張するものであります。

さらに、公共事業については、大企業本位の大型プロジェクト中心ではなく、これまでおくれていた公共住宅、上下水道、学校、保育所など、国民生活関連施設整備を最重点に置いた安定した経済成長のための景気浮揚策を講すべきであります。

第二は、安易な赤字国債発行によって国民に

の強い認識に立たれ、厳しい姿勢で現状打開に取り組まれることを強く望むものであります。するとことなどを見られますように、事実上大企業からの政治献金を奨励するかの態度を見せていくのであります。私は、三木総理に対し、国民の行政機構の抜本的改革を必要とするものであります。もちろん、制度の改革には常に困難と抵抗が伴うものでありますが、いまこそ納税者の、国民の立場に立った行政機構の大改革断行の好機と考へるものであります。

次に、公務員給与の改善についてであります。が、政府は人事院勧告に基づいて、公務員制度を適正に運用することの重要性にかんがみ、最も厳しい財政下にもかかわらず、これまでどおりの完

成後、今回も生じました緊急事項を、現行の法規、制度に基づいて、きわめて困難な中で財政措置を講じたものであります。日本経済の厳しい調整過程の上で生じた今回の歳入不足問題の解決は容易なものでないだけに、財政もきわめて厳しい事態にあることを直視し、速やかに財政再建の基盤を確定されることを期待して、補正予算第三案に対する私の賛成討論を終わります。(拍手)

最初に私は、補正予算案の審議の過程で示された国民党に背を向ける三木内閣の姿勢について指摘しなければならないのであります。

今国会における最大の課題は、不況をいかに克服するかということであり、破綻に瀕している国民生活をいかに守り、活力を与えるかにすべてが対し、反対の討論をいたします。

最初に私は、補正予算案の審議の過程で示された国民党に背を向ける三木内閣の姿勢について指摘しなければならないのであります。

今国会における最大の課題は、不況をいかに克服するかということであり、破綻に瀕している国民生活をいかに守り、活力を与えるかにすべてが対し、反対の討論をいたします。

最初に私は、補正予算案の審議の過程で示された国民党に背を向ける三木内閣の姿勢について指摘しなければならないのであります。

私は、今回の補正予算は、不況、インフレの被害を最も受けている国民生活を救済するために、低所得者層に対する所得税減税、さらに老人、生活保護世帯、母子家庭等の生活を守る社会福祉政策の拡充がまず優先されなければならないと主張するものであります。

さらに、公共事業については、大企業本位の大型プロジェクト中心ではなく、これまでおくれていた公共住宅、上下水道、学校、保育所など、国民

生活関連施設整備を最重点に置いた安定した経済成長のための景気浮揚策を講すべきであります。

第二は、安易な赤字国債発行によって国民に

制の是正による歳入確保に積極的な努力を払おうとしているものであります。

既定経費の七百四十一億円の節減、金融機関の貸し倒れ引当金の繰り入れ率の若干の引き下げで当面を糊塗しようとしても納得できるものではないのであります。一方、赤字国債の償還計画については、何ら具体的な内容が示されていません。借りかえもせずに十年間で二兆二千九百億円償還をすることは容易ではないはずであります。政府みずから言うごとく、低成長下において飛躍的な税の增收が望めない現在、償還財源対策を明確にすることは当然であり、国民の不安を少なくするためにもきわめて重要なものです。この際、改めて償還計画の明確化を強く要求するものであります。政府のこの魂胆は、附加価値税等の新税創設によって国民に新たな負担を押しつけようというわが党は、今日まで、具体的な償還財源対策と提案してきたにもかかわらず、一顧だに与えられなかつたことはまさに残念であります。

第三は、地方財政対策がことごとく地方自治体の大企業保有の土地の再評価課税の創設を提案してきたにもかかわらず、一顧だに与えられなかつたことはまさに残念であります。政府のこの魂胆は、付加価値税等の新税創設によって国民に新たな負担を押しつけようというわが党は、今日まで、具体的な償還財源対策と提案してきたにもかかわらず、一顧だに与えられなかつたことはまさに残念であります。

さらに、地方税の減収についても、かねてから課題となつてしまひました法人事業税の外形課税の実施や、租税特別措置、地方税の非課税措置などの洗い直しに何ら手をつけないまま、地方税の落ち込みを地方政府にゆだね、しかも、その大部分を地方政府に返済するための十分な財源対策は講すべきであります。百歩譲つても、地方政府が資金運用部資金に返済するための十分な財源対策は講すべきであります。

さらに、地方税の減収についても、かねてから課題となつてしまひました法人事業税の外形課税の実施や、租税特別措置、地方税の非課税措置などの洗い直しに何ら手をつけないまま、地方税の落ち込みを地方政府にゆだね、しかも、その大部分を地方政府に返済するための十分な財源対策は講すべきであります。百歩譲つても、地方政府が資金運用部資金に返済するための十分な財源対策は講すべきであります。

さらに、地方税の減収についても、かねてから課題となつてしまひました法人事業税の外形課税の実施や、租税特別措置、地方税の非課税措置などの洗い直しに何ら手をつけないまま、地方税の落ち込みを地方政府にゆだね、しかも、その大部分を地方政府に返済するための十分な財源対策は講すべきであります。百歩譲つても、地方政府が資金運用部資金に返済するための十分な財源対策は講すべきであります。

さらに、地方税の減収についても、かねてから課題となつてしまひました法人事業税の外形課税の実施や、租税特別措置、地方税の非課税措置などの洗い直しに何ら手をつけないまま、地方税の落ち込みを地方政府にゆだね、しかも、その大部分を地方政府に返済するための十分な財源対策は講すべきであります。百歩譲つても、地方政府が資金運用部資金に返済するための十分な財源対策は講すべきであります。

反対理由の第四は、中小企業対策及び雇用対策がきわめて不十分であることであります。戦後、最悪の状態にある倒産や、失業率の高水準という事態に対し、政府のように、景気対策が成功すれば景気は回復し、倒産や失業問題が解決するだらうといった発想は説得力を持つものでないことは言うまでもありません。中小企業が倒産の危機から救済するためには、中小企業が直接潤う国民生活関連の公共事業の遂行を初め、生産資金の確保や、中小企業減税、大企業の不当な中小企業分野への進出規制、下請代金支払遅延等防止法の強化など、総合的かつきめ細かい対策がとられなければなりません。

反対の理由の第一は、この補正予算案が物価値上げとインフレを促進させるからであります。わが党は、物価の安定、引き下げこそ最適の不況対策であることを主張してまいりました。わずか三年の間に七〇%に及んだ異常な物価値上がりこそ、国民消費を減退させ、不況の克服を困難にしている最大の要因だからであります。ところが政府は、わが党のこの道理ある主張に耳をかさず、前国会で廃案となつた値上げ三法をこの補正予算案に組み込んで上程し、さらには特別法による赤字公債を含む三兆五千億もの公債を追加発行しています。政府の経済運営の失敗による国税減収に伴う地方交付税交付金の減額分については、国が全額の巨額な借金にゆだねられていることあります。百歩譲つても、地方政府が資金運用部資金に返済するための十分な財源対策は講すべきであります。

反対の第五は、補正予算案が多くの物価上昇要因を抱えていることであります。すなわち、多くの国民が反対する酒、たばこ、郵便料金の値上げを前提にして今回編成されました、しかも、赤字公債を含む三兆五千億もの公債を追加発行して火をつけることは明らかであります。私は、値上げ三法案の撤回をあくまで要求するものであります。

反対の第四の理由は、この補正予算案が財政危機を口実として、財政法違反の巨額の赤字国債を発行しようとしている 것입니다。財政法第四条は、「國の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」と規定し、健全財政主義の原則を政府に義務づけておりまます。この財政法の精神を踏みにじる特例法公債の発行が赤字公債の恒常的な発行への道を開くものであることは、わが党議員が厳しく追及し、政府も否定し得なかつたところであります。しか

改めるよう要求して討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、昭和五十年度補正予算三案に対し、反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、この補正予算案が物価値上げとインフレを促進させるからであります。わ

が党は、物価の安定、引き下げこそ最適の不況対策であることを主張してまいりました。わずか三年の間に七〇%に及んだ異常な物価値上がりこそ、国民消費を減退させ、不況の克服を困難にしている最大の要因だからであります。ところが政府は、わが党のこの道理ある主張に耳をかさず、前国会で廃案となつた値上げ三法をこの補正予算案に組み込んで上程し、さらには特別法による赤字公債を含む三兆五千億もの公債を追加発行しています。政府の経済運営の失敗による国税減収に伴う地方交付税交付金の減額分については、国が全額の巨額な借金にゆだねられていることあります。百歩譲つても、地方政府が資金運用部資金に返済するための十分な財源対策は講すべきであります。

反対の第五は、補正予算案が多くの物価上昇要因を抱えていることであります。すなわち、多くの国民が反対する酒、たばこ、郵便料金の値上げを前提にして今回編成されました、しかも、赤字公債を含む三兆五千億もの公債を追加発行して火をつけることは明らかであります。私は、値上げ三法案の撤回をあくまで要求するものであります。

反対の第四の理由は、この補正予算案が財政危機を口実として、財政法違反の巨額の赤字国債を発行しようとしている 것입니다。財政法第四条は、「國の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」と規定し、健全財政主義の原則を政府に義務づけておりまます。この財政法の精神を踏みにじる特例法公債の発行が赤字公債の恒常的な発行への道を開くものであることは、わが党議員が厳しく追及し、政府も否定し得なかつたところであります。しか

も、五年後には国債発行残高は七十兆円、予算の国債依存度は三三・七%にも及ぶという政府答弁弁でも明らかのように、本補正予算によってとめどなき財政破綻、重税とインフレの促進に道を開きながら、今後の財政運営方針として公共料金引き上げ、付加価値税などによる一層の重税、社会保険料の引き上げなどを公言してはばかりないあります。このような赤字公債の発行は国を長い将来にわたって苦しめるものであり、断じて認めることはできません。

今日のこの危機を開拓する道は、政府の大企業本位、高度成長型の財政、税制の仕組みを国民本位のものに根本的、民主的に転換させる以外にはありません。また、当面の財源措置としては、この立場に立つて大企業に対する法人税還付を停止することとともに、臨時非課税積立金増加税を新設するなど、大企業に対する特權的な減免税を是正し、正当な税負担を課することがあります。同時に、防衛関係費、大企業への補助金、産業基盤整備費など、不要不急の経費の未執行分を大幅に削減するならば、必要な財源は確保でき、赤字公債の発行は必要がないのです。

最後に、政府自民党がこのような反国民的な補正予算案をあくまでも押し通すならば、国民生活の危機は一層深刻にならざるを得ず、この責任が別会計並びに政府関係機関等の補正予算案に対して、一括して反対の討論を行うのです。

まず第一に、最も遺憾とするところは、政府の不況対策が余りにも遅く、そのために不況の深刻化と長期化を招いたことがあります。すでにわが党は、昨年の十月以来、わが国の経済が容易ならず

ぬ事態に直面しているとして、経済の運営については安定と不況克服の二つの正面作戦を展開すべきであると強く主張して警告を発してきたのであります。しかし、政府は経済見通しについて、本年四月ごろから薄日も差し、春闇で労働者の良識想をはるかに下回る一三%台といふことになつたにもかかわらず、企業内容の悪化、雇用の不安の激化、倒産の増大となり、ひいては戦後最大の歳入欠陥という不測の状態を現出させたのであります。これは明らかに、インフレと不況が同居する新しい事態に対して政府の誤った経済見通し、経済運営の結果だと言わざるを得ません。

次に、本予算案の重要な問題点は、戦後最大の歳入欠陥をもたらした責任の所在があいまいであります。赤字国債の安易な大量発行を予定していることがあります。いまさら申し上げるまでもなく、今年度の歳入不足は戦後最高の四兆円にも達しており、政府は、この歳入不足をもたらした不況があたかも石油ショック・インフレ対策上やむを得ないものとして、予算委員会における審議においても何ら反省の弁が聞かれず、責任の所在が明確にされなかつた点であります。狂乱物価を一時的に引き下げる代価として深刻な不況をもたらしたこととは、最善を尽くしたとは言えません。この政治責任を謙虚に反省することが今後にとって重要であることを銘記すべきであります。

また、政府は歳入不足の大部分を三兆四千八百億円の公債発行によって処理しようとしているのでありますけれど、大量の国債発行がもたらす将来の財政インフレの危険性に対し、国民が納得できる防止策は何ら示されていないのであります。さらに、来年度以降の財政がどのような姿になるのか、今後大量国債を抱えた財政にいかに対処されようとしているのか、全く不明確であります。政府のその場しのぎの経済運営に強く反省を

第三に問題になる点は、補正内容の陳腐さについてであります。本予算案でこの際工夫すべき点は、租税特別措置法の思い切った改廃によって歳入をふやし、既定経費を削減し、インフレで大もろけをした人々に対する課税——富裕税、弱い立場の人々に対する減税、たとえば中小企業の減税などを策定することにより社会的公正感を引き出して国民の協力を求めることであります。

次に、余りにも型どおりの景気刺激策にとらわれて本四架橋、新幹線、高速道路など産業基盤投資を重視する一方、わが党が八月二十八日に要求した住宅の大量建設、学校や上下水道、中小企業の緊急対策など、国民生活の向上に直結する施策を軽視している点、さらに問題にされるべきことは、公定歩合の引き下げに伴い庶民の預貯金金利まで引き下げた点であります。その理由はともかくとして、依然として消費者物価が上昇しつつあり預金の目減りが続いている現在、さらに目減りの拡大をもたらす預貯金金利の引き下げは、国民大多数の断じて容認できないところであります。政府・自民党の企業優先の姿勢を端的に示したものと言わざるを得ません。

最後に問題となるのは、本臨時国会に対する政府・自民党の思慮を欠いた態度であります。現在国民が求めているものは、物価の安定を確保しながら景気を回復させ、雇用と国民生活の安定を図ることであります。この点からすれば、酒たばこ軽便料金の引き上げ法案は、いかに予算関連法案であるとしても、物価と国民生活を守る立場から慎重に再検討することが必要であります。少なくともこれを優先させるべきでは断じてありません。以上、いろいろと反対の理由を申し述べまいましたが、わが党の基本的な立場は、自由な社会を守るために自由経済を修正することが必要であるのであります。現に直面しているステグフレー

シヨンに在して使い古しの縦需要抑制や景気刺激策だけでは、このむずかしい事態を乗り切ることはとうていできません。容易ならぬ難局であればこそ、発想を新たにし、構造的、計画的な施策を実行することが必要だと思います。

以上、補正予算案に対し反対の理由を述べ、私の討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。

これより三案を一括して採決いたします。

表决は記名投票をもつて行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはござりませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

〔参考投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

【投票総数】

白色票 百四十三票
青色票 百二十七票
百十六票

よつて、三案は可決されました。(拍手)

○賛成者(白色票)氏名 百二十七名

求めたものであります。

ションに對して使い古しの總需要抑制や景氣刺激

第三に問題になる点は、補正内容の陳腐さについてであります。本予算案でこの際工夫すべき点

こそ、発想を新たにし、構造的・計画的な施策を強力に実行することが必要だと思います。

うけをした人々に対する課税——富裕税、弱い立

○議長(河野謙三君) 私の討論を終わるものであります。(拍手)

して国民の協力を求めることがあります。

これより三案を一括して採決いたします。表决は記名投票をもつて行います。三案に賛成

資を重視する一方、わが党が八月二十八日に要求

壇の上 御投票願います。

を軽視している点、さらに問題にされるべきこと

〔投票執行〕
〔参事氏名を点呼〕

くとして、依然として消費者物価が上昇しつつあ

投票箱閉
か。——投票漏れないと認めます。

多数の断じて容認できないところでありまして、

○議長（河野謙三君）これより開票いたします。
投票を参考に計算させます。議場の開鎖を命じま

最後に問題となるのは、本臨時国会に対する政

議場開鎖

景気を回復させ、雇用と国民生活の安定を図る

投票總數
一百四十三票

あるとしても、物価と国民生活を守る立場から慎

青色票
百十六票
よつて、三案は可決されました。(拍手)

以上、いろいろと反対の理由を申し述べてまい

贊成者(白色票)氏名
百二十七名

りましたが、わが党の基本的な立場は、自由な社会を守るために自由経済を修正することが必要であり、この見地から経済安定計画化基本法と国民参加による民主的な経済計画を提唱しているのであります。現に直面しているstagフレー

前田佳都男君	木内 四郎君	棚辺 四郎君	中村 太郎君
佐多 宗二君	森下 最上	戸塚 進也君	高橋 誉富君
望月 邦夫君	藤川 一秋君	坂野 重信君	木村 睽男君
梶木 又三君	福岡 日出麿君	山東 昭子君	糸山英太郎君
秦野 章君	鳩山威一郎君	岩男 顯一君	福井 勇君
林 追君	安孫子藤吉君	遠藤 要君	木村 亮夫君
青井 政美君	有田 一寿君	大鷹 淑子君	戸塚 進也君
井上 吉夫君	石破 二朗君	古賀雷四郎君	高橋 誉富君
中村 登美君	松岡 克由君	川野辺 静君	木村 睽男君
藤井 丙午君	桧垣徳太郎君	今泉 正二君	森下 最上
原 文兵衛君	中村 複二君	山崎 竜男君	坂野 重信君
高橋 邦雄君	細川 譲熙君	初村淹一郎君	山東 昭子君
宮崎 正雄君	林田悠紀夫君	世耕 政隆君	岩男 顯一君
佐藤 隆君	菅野 儀作君	藤田 正明君	遠藤 要君
石本 茂君	中山 太郎君	岡本 悟君	大鷹 淑子君
小林 国司君	寺本 広作君	橋本 直治君	古賀雷四郎君
柳田桃太郎君	内藤晉三郎君	加藤 武徳君	川野辺 静君
玉置 和郎君	高橋雄之助君	増原 恵吉君	今泉 正二君
楠 正俊君	岩動 道行君	伊藤 五郎君	山崎 竜男君
西村 尚治君	高橋雄之助君	鉢木 享弘君	初村淹一郎君
新谷寅三郎君	大谷藤之助君	増原 恵吉君	世耕 政隆君
郡 祐一君	大谷四郎君	神田 博君	藤田 正明君
迫水 久常君	佐藤 信二君	安井 謙君	岡本 悟君
小川 半次君	岡田 広君	鷲島 俊雄君	橋本 直治君
丸茂 重貞君	八木 一郎君	上條 繁蔵君	加藤 武徳君
志村 愛子君	片山 正英君	矢野 登君	増原 恵吉君
河本嘉久藏君	均君	山崎 五郎君	野田 哲君

鷲崎 片山 正英君	高田 浩運君	反対者(青色裏)氏名	瀬田 濱田 寒君
		百十六名	
		太田 淳夫君	二木 謙吾君
		野末 陳平君	熊谷太三郎君
		下村 泰君	植木 光教君
		塙出 啓典君	木村 睽男君
		市川 房枝君	森下 最上
		内田 善利君	坂野 重信君
		桑名 義治君	山崎 昇君
		上林繁次郎君	前川 旦君
		阿部 憲一君	赤堀 操君
		三木 忠雄君	小山 一平君
		和田 春生君	大塚 喬君
		黒柳 明君	片岡 勝治君
		原田 立君	田中寿美子君
		藤井 恒男君	宮之原貞光君
		鈴木 一弘君	神谷信之助君
		木島 則夫君	和田 静夫君
		矢追 秀彦君	寺田 熊雄君
		田代富士勇君	小笠原貞子君
		木島 則夫君	立木 洋君
		佐々木靜子君	中村 波男君
		橋本 功君	杉山善太郎君
		内藤 敦君	川村 清一君
		片山 基市君	沢田 政治君
		佐藤 哲君	渡辺 武君
		立木 洋君	安永 英雄君

野田 哲君	対馬 孝且君	秦 豊君	浜本 万三君
		赤堀 操君	大塚 喬君
		小山 一平君	片岡 勝治君
		坂野 重信君	宮之原貞光君
		山崎 昇君	神沢 净君
		前川 旦君	竹田 現照君
		赤堀 操君	浜本 万三君
		小野 明君	赤堀 操君
		栗原 俊夫君	片岡 勝治君
		森下 最上	宮之原貞光君
		野口 忠夫君	神谷信之助君
		森中 守義君	和田 静夫君
		森下 昭司君	寺田 熊雄君
		竹田 四郎君	小笠原貞子君
		森中 郁子君	立木 洋君
		片山 基市君	中村 波男君
		佐藤 哲君	杉山善太郎君
		内藤 敦君	川村 清一君
		佐藤 哲君	沢田 政治君
		片山 基市君	渡辺 武君
		佐藤 哲君	安永 英雄君
		赤堀 操君	浜本 万三君
		小野 明君	赤堀 操君
		栗原 俊夫君	片岡 勝治君
		森下 最上	宮之原貞光君
		野口 忠夫君	神谷信之助君
		森中 守義君	和田 静夫君
		森下 昭司君	寺田 熊雄君
		竹田 四郎君	小笠原貞子君
		森中 郁子君	立木 洋君
		片山 基市君	中村 波男君
		佐藤 哲君	杉山善太郎君
		内藤 敦君	川村 清一君
		片山 基市君	沢田 政治君
		佐藤 哲君	渡辺 武君
		赤堀 操君	安永 英雄君

塙田 大願君	安永 英雄君	秦 豊君	浜本 万三君
		赤堀 操君	大塚 喬君
		小山 一平君	片岡 勝治君
		坂野 重信君	宮之原貞光君
		山崎 昇君	神沢 净君
		前川 旦君	竹田 現照君
		赤堀 操君	浜本 万三君
		小野 明君	赤堀 操君
		栗原 俊夫君	片岡 勝治君
		森下 最上	宮之原貞光君
		野口 忠夫君	神谷信之助君
		森中 守義君	和田 静夫君
		森下 昭司君	寺田 熊雄君
		竹田 四郎君	小笠原貞子君
		森中 郁子君	立木 洋君
		片山 基市君	中村 波男君
		佐藤 哲君	杉山善太郎君
		内藤 敦君	川村 清一君
		片山 基市君	沢田 政治君
		佐藤 哲君	渡辺 武君
		赤堀 操君	安永 英雄君

第六条の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金に支給されている年金で昭和四十七年三月三十日以前の退職に係るものについては、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定給料（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に一・二九三を乗じて得た額（地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、その乗じて得た額が、昭和四十九年改正後の新法第四十四条第二項又は施行法第二条第一項第三十三号の規定がそのままの退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料の額を求め、その給料の額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして第一条から第二条の四までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一号に掲げる仮定新法の給料年額とみなされた額を算定し、その額に別表第五の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率を乗じて得た額に一・二九三を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超える場合には三百七十二万円）を一二で除して得た額より少ないとときは、その除して得た額）をいう。の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額前項の場合において、その者に係る第一号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える

ときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかるわらず、昭和五十年八月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職する新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十年一月分以後、その額を、第一項第二号中「一・一九三」とあるのを「別表第六の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年十二月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十年一月分以後、その額を、第一項第二号中「一・一九三」とあるのを「別表第六の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の当該下欄に掲げる率」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 新法第八十二条第六項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

5 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

6 前条第五項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以降、その額を、第一項、第二項及び前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定す

7 前項の規定の適用を受ける年金（昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものに限る。）については、昭和五十一年一月分（その給付事由が同年一月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、第三項から第五項までの規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第五条第一項中「（以下「新法の規定による通算退職年金」という。）」を削り、同条を第六条とする。

第四条の次に次の二条を加える。

（昭和五十年度における昭和四十七年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定）

第四条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るもの（第四項の規定の適用を受けるものを除く。）については、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額に一・二九三を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の給料年額に係るもの三百七十二万円を超える場合には、当該給料年額については、三百七十二万円）を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の大第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

職年金等のうち、昭和五十年七月三十一日に
おいて現に支給されている年金で昭和四十七
年四月一日から昭和四十八年三月三十一日ま
での間の退職に係るものについて準用する。
この場合においては、第一条第六項後段の規
定を準用する。

4 前条第五項の規定の適用を受ける年金で、
昭和五十一年七月三十一日において現に支給さ
れているものについては、同年八月分以後、
その額を、前三項の規定に準じ政令で定める
ところにより改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十八年四月以
後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第五条 地方公務員共済組合の組合員であつた
者に係る新法の規定による退職年金等のう
ち、昭和五十年七月三十一日において現に支
給されている年金で昭和四十八年四月一日か
ら昭和四十九年三月三十一日までの間の退職
に係るもの（第五項の規定の適用を受けるも
のを除く。）については、昭和五十年八月分以
後、その額を、当該年金の額（その額につき
年金額の最低保障額に関する新法、施行法そ
の他の法律の規定で政令で定めるものの適用
があつた場合には、その適用がないものとし
た場合の額）の算定の基礎となつた新法第
十四条第二項若しくは施行法第二条第一項第
三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十
七条第三項若しくは第二条第一項第三十二号
に規定する給料年額若しくは新法の給料年額
又は退職年金条例の給料年額若しくは恩給法
の給料年額若しくは共済法の給料年額に一・
二九三を乗じて得た額（その額のうち新法第
四十四条第二項又は施行法第二条第一項第
十三号に規定する給料年額又は新法の給料年
額に係るもののが三百七十二万円を超える場
には、これらの給料年額については、三百七
十二万円）を、それぞれ第一条第一項各号に
掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条

三号」を「昭和五十年法律第 号」に改める。

第七条第一項第四号中「第十条第四号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同項第五号中「第十一条第六号」を「第十条第六号」に改める。

第十条に次の三項を加える。

2 新法第七十八条第一項、前二条又は前項の規定に該当しない更新組合員のうち、学校給食に関する単純な労務その他の地方公共団体の事務に相当するものとして政令で定める特定の事務に従事していた者（地方公共団体の財政上の理由その他政令で定める理由により職員となることなく当該特定の事務に従事し、かつ、その者の当該特定の事務に係る勤務の形態が政令で定める要件に該当していた者に限る。以下この項及び次項において「特定事務従事者」という。）であつたもので引き続いだ職員となつたもの又は更新組合員以外の者（新法第七十八条第一項の規定に該当しない者に限る。）のうち、施行日の前日において特定事務従事者であつたもので同日後引き続いだ職員となつたもの（これららの者うち、職員となつた際のその者の職務が当該特定の事務と同様の内容であつた者に限るものとし、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第号）の施行の日において組合員である者に限る。）が当該施行の日から昭和五十八年十一月三十日までの間に退職した場合において、その者四十歳以上の組合員期間が十五年以上であり、かつ、組合員期間にその者の当該職員であつた期間に引き続く当該特定事務従事者であつた期間から十一月を控除した期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

3 更新組合員以外の者のうち、施行日の前日において特定事務従事者であつたもので同日

後引き続いた職員となつたもの（前項の規定の適用を受ける者に限る。）に係る新法及びこの

規定期付に係る規定の適用についてこのは、政令で特別の定めをするものを除き、その者を更新組合員とみなす。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第十二条第七項中「こえる」を「超える」に、「次条」を「第十二条」に改め、同条第十一項中「前項各号」を「第十项各号」に、「と読み替える」と、同条第十三項中「第十项各号」とあるのは「第二十七条第八項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」と「第十一項各号」を「第十二項各号」と読み替える」と改め、同条第十一項中「前項各号」を「第十项各号」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第十一項中「こえる」を「超える」に、「次条」を「第十二条」に改め、同条第十一項中「前項各号」を「第十项各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七条第一項第一号又は第二号の期間のうちに前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数を合算した年数が十年を超える場合におけるその超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数との二倍）」とする。

8 八十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する第一項から第六項までの規定の適用については、第一項第一号中「退職年金条例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額」とあるのは「退職年金条例の給料年額に退職料の加算率を乗じて得た額に三百分の一」と、同項第二号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数を合算した年数が十年を超える場合におけるその超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数との二倍）」とする。

5 第二項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が八十歳に達した場合において、当該年金を受ける者に係る更新組合員が第三項各号に掲げる期間を有していたときは、当該年金を受ける者を第四項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の額を改定する。

6 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が八十歳以上であるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数を合算した年数が十年を超える場合におけるその超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数との二倍）」とする。

7 第三十八条第三項の次に次の二項を加える。

8 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が八十歳以上であるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数を合算した年数が十年を超える場合におけるその超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数との二倍）」とする。

9 第三十九条第一項中「及び第十一項の二から第十四項までの規定により」を「第十一項の二から第十四項までの規定により」改め、「相当する金額」の下に「（遺族年金を受けるその超える部分の年数については、三百

13 新法第七十八条第一項又は前三条の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第十項各号に掲げる期間を有するときは、その者を第十一項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。

第十二条第一項第一号中「第十一項」を「第十一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第十一項」を「及び第十項から第十三項までに掲げる期間に係る前二条の規定により算定した金額」を「第十一項第一号から第十三項第一号までに掲げる期間に係る前二条の規定により算定した金額」に改める。

14 第二十七条第九項を同条第十項とし、同条第十一項第一項「前項各号」と「第十一項各号」を「第十二項各号」と読み替える」と、同項第十二項中「第十項各号」と「第十一項各号」とあるのは「共済法の給料年額に百八十分の一」とあるのは「共済法の給料年額に百八十分の一」と「一・一と三百分の二（その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」とする。

第三十八条第六項を同条第八項とし、同条第十一項中「前項各号」と「第十二項各号」とあるのは「第二十七条第八項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」と「第十一項各号」とあるのは「同条第八項」と読み替える」と改め、同条第十二項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

15 第二項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が八十歳に達した場合において、当該年金を受ける者に係る更新組合員が第三項各号に掲げる期間を有していたときは、当該年金を受ける者を第四項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の額を改定する。

第二項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が八十歳以上であるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数を合算した年数が十年を超える場合におけるその超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数との二倍）」とする。

第三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が八十歳以上であるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数を合算した年数が十年を超える場合におけるその超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数との二倍）」とする。

る者について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第二項」とあるのは「同条第三項」とある「同条第四項」と、同条第八項中「第一項第一号の期間で十二年」とあるのは「第九十七条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の期間で十五年」と、「第二項」とあるのは「同条第五項」とある「同条第六項」を、「第三項」とあるのは「同条第七項」とある「同条第八項」と、同条第九項中「第五項において準用する第五十七条第五項」とあり、「第五項において準用する同条第五項」とあるのは「第九十七条第五項において算定した金額」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。
第百三条第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を「第百四条第一項中「前項各号」と「十二年」と「同条第四項中「前項各号」を「十五年」と、「退職年金条例の給料年額」とあるのは「警察職員の恩給法の給料年額」とあるのは「警察職員の公務による遺族年金に関する規定（同条第三項第一号に係る部分を除く。）」に、「十二年」と「同条第四項中「前項各号」を「十五年」と、「退職年金条例の給料年額」とあるのは「同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第百四条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」と、「前項第一号」と「同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第百四条第一項において準用する前項」と、「第四項」とあるのは「同条第二項において準用する第四項」とに改め、同条の次に次の二項を加える。

第一百四条の二 更新組合員である警察職員に係

第三百四条の二　更新組合員である警察職員に係る新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第五十七条第六項及び第七項、第九十条第一項、第四項及び第六項、第九十条の二から第九十三条まで並びに前条第二項の規定により読み替えられた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法附則第二十五条第一項の規定により適用することとされた新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3 第百三条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これららの規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第一百十一条第二項中「第十一項」を「第十三項」と改める。

第一百十七条第一項中「第一百十一条第一項」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百十一条第一項」に改める。

第一百十九条第一項中「当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額」を次条第一項の遺族年金の額の算定の例に準じて政令で定めるところにより算定した金額に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

第一百十九条の二を第一百十九条の三とし、第一百十九条の次に次の一条を加える。

第一百十九条の二 更新組合員である消防職員に

第一百四十九条の二 更新組合員である消防職員に係る新法第九十三条第二号又は第三号の規定による遺族年金の額は、第三十八条第三項から第七項まで、第五十七条第六項及び第七項並びに第六十一条から第六十四条までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額（遺族年金を受ける者が新法第九十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額）とする。

2 第四十二条の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者について準用する。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により算定した遺族年金の額が、これら の規定を適用しないものとして算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

4 第百三十二条第二項中「第十条各号」を「第十一項各号」に改め、同項第四号中「附則第十一条第三項」を「附則第十二条第一項」に改める。

五百四十三条の三第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

5 八十歳以上の団体共済更新組合員が退職した場合において、その者が第六十条の二第一項第一号の期間、同項第二号イの期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときにおけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「三百分の一」とあるのは、「三百分の一（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）」とする。

6 新法第二百二条において準用する新法第七十八条第一項の規定による退職年金を受ける者が八十歳に達した場合において、その者が第六十条の二第一項第一号の期間、同項

第一号イの期間及び同項第二号の期間を合算

第二号イの期間及び同項第三号の期間を合算して二十年を超える期間を有するときは、その者を第四項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の額を改定する。
第一百四十三条の十第三項中「同法」を「新法」に改め、同条第四項中「第一百四十三条の三第四項」を「第一百四十三条の三第五項及び第六項」に、「同項中「前項」」を「第一百四十三条の三第五項中「第三項」」に「と読み替える」を」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第一百四十三条の十第四項」と読み替えるに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 八十歳以上の団体共済更新組合員が退職し、新法第二百二十二条において準用する新法第八十六条の規定による喪葬年金を受ける場合におけるその者に対する第一項の規定の適用については、同項第一号中「退職時の給料年額の二百二十五分の一」とあるのは「退職時の給料年額に二百二十五分の一と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号中「退職時の給料年額の九十分の一」とあるのは「退職時の給料年額に九十分の一」と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」と、同項第三号中「退職時の給料年額の百八十分の一・一」とあるのは「退職時の給料年額に百八十分の一・一と三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た額」とする。
第一百四十三条の十三第三項中「第五項までの規定」を「第七項までの規定（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」に、「同条第四項中「前項各号」を同条第四項中「前項」とあるのは「第一百四

十三条の十三第三項において準用する前項」と、同条第五項中「第三項各号」に、「前項第一号」と「を第三項第二号」と、同条第六項中「第三項各号」とあるのは「第一百四十三条の十三第三項において準用する第三項第一号」と、「第四項」とあるのは「同条第三項において準用する第四項」と改める。

第一百四十三条の十四第一項中「又は第一百四十四条の二の規定により算定した金額の百分の五十に相当する金額」を「から第一百四十三条の四まで及び前条の規定により読み替えた第三十八条第三項から第七項までの規定に準じて政令で定めるところにより算定した金額の百分の五十に相当する金額」を「から第一百四十三条の三第一項各号に該当するときは、更に同条の規定に準じて算定した金額」に改め、同条第二項を削る。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二十三條、第七十五条関係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第二十九條、第七十八条、第九十九条関係）」に、「一、四四二、〇〇〇円」を「一、九八四、〇〇〇円」に、「九三四、〇〇〇円」を「一、二八三、〇〇〇円」に、「六一七、〇〇〇円」を「八四四、〇〇〇円」に改め、同表の備考二中「七万二千円」を「十二万円」に改め、同表の備考三中「四万二千円」を「六万円」に、「一万二千円」を「一万八千円（同号イに掲げる者がない場合にあつては、そのうち一人限り四万二千円）」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第一百四十三条の六関係）」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則第八条の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則第八条の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

（廃疾の程度が変わった場合の年金額の改定等にに関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第八十九条第三項及び第九十条の二（これらの規定を改める）

十三条の十三第三項並びに第一百四十三条の十号」という。）附則第四十四条の二の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるもの

を有する改正後の施行法第二百二条において準用する場合

（規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に廃疾年金を受ける権利を有する者が改正後の法別表第四の上欄に掲げ

る程度の廃疾の状態に該当しなくなった場合に

（給金の標準となる給料に関する経過措置）

十三条 改正後の法第百十四条第三項及び第二百四条第四項の規定は、昭和五十年八月分以後の

掛金の標準となる給料について適用し、同年七月分以前の掛金の標準となる給料については、

（沖縄の退職料等及び樺太の退職料等に関する経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三条第七項又は第九項の規定の適用により新たにこれららの規定

に規定する沖縄の退職料等又は樺太の退職料等のうち年金たる給付を受ける権利を有すること

となる者には、施行日の属する月分以後、これららの給付を支給する。

（普通恩給等の受給権を有する更新組合員等の経過措置）

第五条 昭和五十年八月一日において現に普通恩

給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金

（以下この条において「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正

前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この条において「改正前の施行法」という。）第十条第一号の期間で恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第一号）

第二条の規定による改正後の恩給法の一一部を改

正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号。以下この条において「改正後の法律第一百五十五号」という。）附則第四十四条の二の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用により

その全部が当該期間に該当しないこととなるもの

を有する改正後の施行法第二百二条において準用する場合

（規定は、施行日前に給付事由が生じた給付を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に廃疾年金を受ける権利を有する者が改正後の法別表第四の上欄に掲げ

る程度の廃疾の状態に該当しなくなつた場合に

（施行日と同一の年月に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十年八月分

を改正後の法第二百二条において準用する場合

（規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に廃疾年金を受ける権利を有する者が改正後の法別表第四の上欄に掲げ

る程度の廃疾の状態に該当しなくなつた場合に

（給金の標準となる給料に関する経過措置）

十三条 改正後の法第百十四条第三項及び第二百四条第四項の規定は、昭和五十年八月分以後の

掛金の標準となる給料について適用し、同年七月分以前の掛金の標準となる給料については、

（沖縄の退職料等及び樺太の退職料等に関する経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三条第七項又は第九項の規定の適用により新たにこれららの規定

に規定する沖縄の退職料等又は樺太の退職料等のうち年金たる給付を受ける権利を有すること

となる者には、施行日の属する月分以後、これららの給付を支給する。

（職務加算等の期間を有する者等に関する経過措置）

第五条 昭和五十年八月一日において現に普通恩

給、退職料、扶助料又は退職年金条例の遺族年金

（以下この条において「普通恩給等」という。）を受ける権利を有し、かつ、第三条の規定による改正

前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この条において「改正前の施行法」という。）第十条第一号の期間で恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第一号）

第二条の規定による改正後の恩給法の一一部を改

正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号。以下この条において「改正後の法律第一百五十五号」という。）附則第四十四条の二の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の適用により

その全部が当該期間に該当しないこととなるもの

を有する改正後の施行法第二百二条において準用する場合

（規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に廃疾年金を受ける権利を有する者が改正後の法別表第四の上欄に掲げ

る程度の廃疾の状態に該当しなくなつた場合に

（給金の標準となる給料に関する経過措置）

十四条の十三第三項並びに第一百四十三条の十号」という。）附則第四十四条の二の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この

規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第七条 改正後の施行法第四十一条及び別表第二号」という。）附則第四十四条の二の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金について改正後の

施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合

（規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十年八月分以後適用する。

退職年金を受ける最短年金年限(以下「退職年金の最短年金年限」という。)に達しているものに係る年金 四十二万円
 ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上ものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円
 ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十一万円
 ニ 改正後の法の規定による廃疾年金 次のイから今までに掲げる年金の区分に応じそれぞれイから今までに掲げる額
 イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十二万円
 ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円
 ハ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十二万円

三 改正後の法の規定による遺族年金 次のイから今までに掲げる年金の区分に応じそれぞれイから今までに掲げる額
 イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十二万円
 ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円
 ハ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十二万円
 ニ 改正後の法の規定による廃疾年金 次のイから今までに掲げる年金以外の年金 十万五千円
 ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十万五千円
 2 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。
 3 第一項各号に掲げる年金で昭和五十年八月一日以後に給付事由が生じたものを受けれる者(六十五歳未満の者に限る。)が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

(政令への委任)
 第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又はこれらの者の遺族が附則第五条の申出をした場合におけるこれらの者に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)
 第十条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改定する。
 附則第二項中「第七条」を「第十条」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)
 第十一条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改定する。
 附則第六項中「第七条」を「第十条」に改める。

〔原文兵衛君登壇 拍手〕
 「原文兵衛君登壇 拍手」
 ○原文兵衛君 大だいま議題となりました昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。
 本法律案は、恩給法等の改正内容に準じて、地方公務員共済組合の退職年金等の額を増額改定し、退職年金等の最低保障額の引き上げ等を行なは、廃疾年金受給資格の消滅時期の延長、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、地方議会議員の退職年金、地方団体関係団体の職員の年金制度についても所要の措置を講じようとするものであります。
 委員会における質疑の詳細は、会議録に譲ることと御了承願います。
 質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔議長退席 副議長着席〕
 なお、本法律案に対し、公務員関係共済制度を調整改善するための関係閣僚協議会の設置、賦課方式の採用や公的負担割合の引き上げ等を含む地方公務員共済制度の基本的な見直し、遺族年金の支給率の引き上げ等、十一項目にわたる附帯決議を付しておきます。
 以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 「賛成者起立」
 ○副議長(前田佳都男君) 総員起立と認めます。
 よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔副議長(前田佳都男君) 日程第三 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 昭和四十 一二八〕
 の年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
 く。並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金で実在職の期間が十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。
 本法律案は、恩給法等の改正内容に準じて、地方公務員共済組合の退職年金等の額を増額改定し、退職年金の最短年金年限に達しているもの十五万七千五百円
 ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十万五千円
 2 前項の場合において、同項第三号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。
 3 第一項各号に掲げる年金で昭和五十年八月一日以後に給付事由が生じたものを受けれる者(六十五歳未満の者に限る。)が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

〔議長退席 副議長着席〕
 なお、本法律案に対し、公務員関係共済制度を調整改善するための関係閣僚協議会の設置、賦課方式の採用や公的負担割合の引き上げ等を含む地方公務員共済制度の基本的な見直し、遺族年金の支給率の引き上げ等、十一項目にわたる附帯決議を付しておきます。
 以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 「賛成者起立」
 ○副議長(前田佳都男君) 総員起立と認めます。
 よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔副議長(前田佳都男君) 日程第三 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 昭和四十 一二八〕
 政府は、農林漁業団体職員の待遇改善の指導に努め、本年金制度については、組合員の特殊性に対応し、健全な年金財政の確立を図り、国家公務員共済等他制度との均衡を考慮しつつ給付の充実等が促進されるよう、左記事項につきすみや

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 昭和四十四年度

以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

一三〇

は新法の平均標準給与の年額に「一・二九三」を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超えるときは、三百七十二万円とする。）をそれ

ぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改

正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改

正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（昭和四十四年十一月から昭和四十五年三月までの新法の規定による年金に限る。）については、昭和五十一年一月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「一・二九三」とあるのは、「そ

の給付事由が生じた日の属する期間に係る別表第七の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えるものとする。

3 昭和四十八年四月一日以後昭和四十九年三月二十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十八年四月一日以後昭和四十九年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金（以下「昭和五十年七月以前の年金」と総称する。）の改定について準用する。この場合において、前条第一項中「第一条の六、第二条の九又は第二条の十」とあるのは「第一条の七、第二条の十一又は第二条の十二」と、「同年九月分以後」とあるのは「昭和五十年八月分以後」と、「三十二万三千六百円」とあるのは「四十二万円」と、「二十四万五千二百円」とあるのは「三十一万五千円」と、「十六万八千円」とあるのは「二十一万円」と、「十二万六百円」とあるのは「十五万七千五百円」と、「八万四百円」とあるのは「十万五千円」と読み替えるものとする。

4 第一条の七第三項から第六項までの規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

5 第一条第二項の規定は、前各項の規定によ

算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額（平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にあつては、これら

の年額が、それぞれ、四十九年改正法第一条の規定による改定後の法第二十二条第一項及び第三項又は四十九年改正法第二条の規定による改定後の三十九年改正法附則第四条第五号の規定がその給付事由が生じた日に施行されていたとしたならばその年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法

の平均標準給与の年額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額）に「一・二九三」を乗じて得た額（その額が三百七十二万円を超えるときは、三百七十二万円とする。）を

それぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改定後の法、附則第三項の規定による改定後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改定後

る年金額の改定の場合について準用する。
第三条の四の次に次の二条を加える。
(昭和五十年七月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定)

第三条の五 前条第一項の規定は、昭和五十年七月三十一日以前に第一条第一項の資格喪失をして、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金（以下「昭和五十年七月以前の年金」と総称する。）の改定について準用する。この場合において、前条第一項中「二・二九三」とあるのは「みなしして、四十九年改正法

第三条の五 前条第一項の規定は、昭和五十年七月三十一日以前に第一条第一項の資格喪失をして、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金（以下「昭和五十年七月以前の年金」と総称する。）の改定について準用する。この場合において、前条第一項中「二・二九三」とあるのは「みなしして、四十九年改正法

属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。
第四条の二の次に次の二条を加える。
(昭和五十年度における通算退職年金の額の改定)

第四条の三 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第二号中「みなしして」とあるのは「みなしして、四十九年改正法

第四条の三 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第二号中「みなしして」とあるのは「みなしして、四十九年改正法

第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に施行されていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額（その月額が、三十九年改正法附則第六号の規定が当該資格の喪失の日に施行されていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額）を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の七第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないと、百分の八十）」と読み替えるものとする。

2 昭和五十年七月以前の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の

2 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「第一条の七

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件
なお、本案に対し、国庫補助の引き上げ等、七 藤武徳君。

項目の附帯決議を行いました。

以上であります。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし

大。

審査報告書
恩給法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

附帶決議
政府は、次の事項について速やかに検討の上善
処すべきである。

參議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

恩給法等の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律

恩給法の一部

政治小説の一部改正

100

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「七十五万円」を「百四万円」に、「三百七十五万円」を「五百二十万円」

に、「四百五十万円」を「六百二十四万円」に改める。

第六十五条第二項中「四万二千円扶養家族三
付テハ其ノ一人ニ付四千八百円(扶養家族ノ中

二人迄ハ「一人ニ付一万二千円」を「六万円扶養
家族ノ中二人迄ニ付テ「一人ニ付一万八千円

(増加恩給ヲ受クル者ニ妻ナキトキハ其ノ中一
人ニ付テハ四万二千円) 其ノ他ノ扶養家族ニ付

テハ「一人ニ付四千八百円」に改め、同条第六項
中「七万二千円」を「十二万円」に改める。

第七十五条第二項中「其ノ一人ニ付四千八百円（扶養遺族ノ中二人迄ハ一人ニ付一万二千

円)」を「其ノ中二人迄ニ付テハ一人ニ付一万八千四其ノ他ノ扶養遺族ニ付テハ一人ニ付四千八

「百円」に改める。

別表第一号表「第一号表」を「第一表(第四十八条関係)」に改める。

別表第一(異表ノ一)中「第一異表ノ二」を「第一
号表ノ二(第四十九条ノ二関係)」に改める。

別表第一号表ノ三中「第一号表ノ三」を「第一号表ノ三(第四十九条ノ三関係)」に改める。

日程第十　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上七案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長加

別表第二号表中「第一号表」を「第二号表(第六十五関係)」に、「一、五八八、〇〇〇円」を「一、一九三、〇〇〇円」に、「一、二八六、〇〇〇円」を「一、七七六、〇〇〇円」に、「一、〇三三、〇〇〇円」を「一、四二五、〇〇〇円」に、「七七八、〇〇〇円」を「一、〇七五、〇〇〇円」に、「六〇三、〇〇〇円」を「八三三、〇〇〇円」に、「四六一、〇〇〇円」を「六三六、〇〇〇円」に改める。

十五条ノ一関係」と、「一、六八九、〇〇〇円」を「一、三三三、〇〇〇円」及、「一、四〇一、〇〇〇円」を「一、三三五、〇〇〇円」及、「一、一〇一、〇〇〇円」を「一、六六〇、〇〇〇円」及、「九八八、〇〇〇円」を「一、三六四、〇〇〇円」及、「七九一、〇〇〇円」を「一、〇九四、〇〇〇円」に改める。
別表第四号表及び別表第五号表を次のように改める。

第四号表(第七十五条関係)

第五号表(第七十五条関係)

**附則第十二条の見出しを削り、同条の次に次の
一条を加える。**

第十二条の二 兵たる旧軍人で、兵たる旧軍人としての引き継ぐ実在職年が三年以上七年未満であるもののうち、失格原因がなくて退職し、かつ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対しても、一時恩給を給するものとする。

2 附則第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項に規定する兵たる旧軍人の遺族について準用する。

附則第十条の二第一項中「六月以上一年未満」を「六月末満」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「昭和四十九年九月一日」を「昭和五十年八月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

6 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第一号)による改正前の第一項又は第二項の規定による一時恩給又は一時扶助料については、なお前前の例による。
附則第十二条の見出しを「(兵たる旧軍人又はその遺族に対する一時恩給又は一時扶助料)」に改める。

<p>(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改 正する。</p>
<p>右ニ掲タル額ニ依リ計算シタル年額ガ三七</p>
<p>第一条第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ</p>
<p>一、二四一、四〇〇円ヲ超エ一、三〇八、 九五三、九〇〇円ヲ超エ一、二二、五〇 八九八、八〇〇円ヲ超エ九五三、九〇〇円 八四三、一〇〇円ヲ超エ九八九、八〇〇円 七八八、三〇〇円ヲ超エ八四三、一〇〇円 七六三、四〇〇円ヲ超エ七八八、三〇〇円 七一八、三〇〇円ヲ超エ七八六、四〇〇円 六三七、七〇〇円ヲ超エ七一八、三〇〇円 六二二、三〇〇円ヲ超エ六三七、七〇〇円 五九七、七〇〇円ヲ超エ六二二、三〇〇円 五九七、七〇〇円ノモノ</p>

実在職年を算入した期間に基づく退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有している者に対しても、給しないものとする。

附則第十四条第二項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十五条中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

附則第十七条の二「第二項」とび第三項中「昭和四十九年九月一日」を「昭和五十年八月一日」に改める。

附則第二十二条の三中「四万二千円」を「六万円」に改める。

附則第一「十七条ただし書中「三十六万六千六百四十七円」を「五十万六千円」に、「一十七万四千九百八十五円」を「三十七万九千五百円」に改める。

附則第四十四条の見出しを「(準公務員期間のある者についての特例)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

附則第四十四条の見出しを「（進公務員期間のある者についての特例）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

一三六

五九七、七〇〇円

他これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。)を退職した後において文官となつた者、同項に規定する準文官としての特定郵便局長を退職した後において文官としての特定郵便局長となつた者又は同法第二十二条第二項に規定する準教育職員を退職した後において同条第一項に規定する教育職員(教員職員とみなされる者及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校又はこれに相当する学校において教育事務に従事する文官を含む。以下この条において同じ。)となつた者のうち、当該二級官試補三級官見習、準文官としての特定郵便局長又は準教育職員(以下この条において「二級官試補」という。)を入賞、組織の改廃その他その者との事情によりらないで引き続いだ勤務することを困難とする理由により退職した者及び教育職員となるため準教育職員を退職した者の普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該二級官試

補等の在職年月数を加えたものによる。
附則第二十四条の四第二項並びに第四十二条第二項及び第四項の規定は、前項の規定に適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和五十年八月一日」と、附則第四十一条第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から

あるのは「もの又はその遺族は、昭和五十年八月一日から」と、同条第四項中「昭和五十年八月」と読み替えるものである。「昭和五十年八月」と読むことの困難とする理由により退職した者扶助料を受けた者がある場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	仮定俸給年額
大将	四、一〇三、二〇〇円
中将	三、三八三、五〇〇円
少将	二、六四二、三〇〇円
大佐	二、二六五、八〇〇円
中佐	二、一六二、五〇〇円
少佐	一、六八〇、四〇〇円
大尉	一、四一七、五〇〇円
中尉	一、一一九、四〇〇円
少尉	九五三、九〇〇円
准士官	八七七、二〇〇円
曹長又は上等兵曹	七一八、三〇〇円
軍曹又は一等兵曹	六七一、〇〇〇円
伍長又は二等兵曹	六五三、一〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	仮定俸給年額	金額
四、一〇三、二〇〇円	三、九五七、三〇〇円	〇〇〇円
二、二六五、八〇〇円	二、三一〇、四〇〇円	二、〇〇〇円
二、一六二、三〇〇円	二、五七七、四〇〇円	二、〇〇〇円
一、六八〇、四〇〇円	一、六一九、九〇〇円	一、〇〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、三〇八、九〇〇円	一、〇〇〇円
九五三、九〇〇円	八九八、八〇〇円	八十五円
八七七、二〇〇円	七八八、三〇〇円	八十五円
七一八、三〇〇円	六五三、一〇〇円	八十五円
六七一、〇〇〇円	六二二、三〇〇円	八十五円
六五三、一〇〇円	五九七、七〇〇円	八十五円
五九七、七〇〇円	五一五、三〇〇円	八十五円

附則別表第六(附則第十三条関係)
附則別表第六中「附則別表第五」を「附則別表第三」に改める。
附則別表第三中「附則別表第三」を「附則別表第三(附則第十七条関係)」に改める。
附則別表第四中「附則別表第四」を「附則別表第四(附則第二十二条関係)」に、「三四九、〇〇〇円」を「四一九、〇〇〇円」に、「四二九、〇〇〇円」を「四五八、〇〇〇円」に、「四二九、〇〇〇円」を「五九六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。
表第五(附則第二十二条関係)に、「三九七、〇〇〇円」を「五四八、〇〇〇円」に、「三〇二、〇〇〇円」を「四一七、〇〇〇円」に、「二三八、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「二〇六、〇〇〇円」を「二八五、〇〇〇円」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)
第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「二十七万四千九百八十五円」を「三十七万九千五百円」に改める。
別表中「別表」を「別表第三(附則第十三条関係)」に改める。
(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四

**十一
年
法
律
第
百
二
十
一
号**) の一部を次のように
改
正
す
る。

「昭和五十年八月分」に改め、同項の表を次のよ
うに改める。

一人につき一万二千円」を「そのうち一人までについては一人につき一万八千円（特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については四万二千円）の他の扶養家族については、一人につき一千五百円」に改め、同様第四項中「七万二千円」を「十二万円」に改める。
附則別表第一中「附則別表第一」を「附則別表第一（附則第二条第三条関係）」に改める。
第一（附則第二条第三条関係）」を「附則別表第一（附則第一条関係）」に改める。
第三（附則第一条関係）」に改める。
附則別表第一中「附則別表第一」を「附則別表第一（附則第二条関係）」に改める。
附則別表第三中「附則別表第三」を「附則別表第三（附則第一条関係）」に改める。
附則別表第六中「附則別表第六」を「附則別表第六（附則第一条関係）」に改める。
附則別表第一中「附則別表第一」を「附則別表第一（附則第二条関係）」に改める。
附則別表第五中「附則別表第五」を「附則別表第五（附則第一条関係）」に改める。
附則別表第八中「附則別表第八」を「附則別表第八（附則第五条関係）」に改める。
第六（附則第一条関係）」に改める。
附則別表第七中「附則別表第七」を「附則別表第七（附則第四条関係）」に改める。
附則別表第八中「附則別表第八」を「附則別表第八（附則第五条関係）」に改める。
附則別表第九中「附則別表第九」を「附則別表第九（附則第六条関係）」に改める。
附則別表第十中「附則別表第十」を「附則別表第十（附則第七条関係）」に改める。
附則別表第十一中「附則別表第十一」を「附則別表第十一（附則第八条関係）」に改める。
附則別表第十二中「附則別表第十二」を「附則別表第十二（附則第九条関係）」に改める。
附則別表第十三中「附則別表第十三」を「附則別表第十三（附則第九条関係）」に改める。
（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）
第六条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十三号）の一部を次のようにより改正する。
附則第十三条中「二百分の一」の下に「八十歳以上者の者に給する普通恩給は八十歳以上の者に給する扶助料の年額の算定の基礎となるる普通恩給の昭和五年八月分以降の年額については、その超過する年数が十年に達するまでは三百分の二」を加える。
附則別表中「附則別表」を「附則別表（附則第一条関係）」に改める。
（施行期日等）
附則
2 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第一条 从第六条までの規定による改正後の恩給法、恩給法の一部を改正する法律、旧軍人

(文官等の恩給年額の改定)
第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という。)附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。以下の同じ。若しくは公務員に準する者(法律第百五十五号附則第十一条第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。以下同じ。)又はこれら者の遺族に給する普通恩給又は扶助料(第三項に規定する普通恩給又は扶助料を除く。)次項において同じ。)について、昭和五十年八月分以降、その年額を、次の各号の区分に応じて算出する。但し、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。以下同じ。)の規定によつて算出する得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。
一 次号に規定する普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一(1)の仮定俸給年額
二 六十五歳未満の受ける者(増加恩給、傷病年金又は普通恩給又は傷病年金を受ける者を除く。)に給する扶助料又は六十歳未満の者(扶助料を受ける妻及び子を除く。)に給する扶助料(恩給法第七十五条第一項、第二号及び第三号に規定する扶助料を除く。)で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての所要最短在職年数未満のものうち、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四〇〇円以下の普通恩給又は扶助料については、その俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一(2)の仮定俸給年額
昭和四十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員若しくは公務員に準する者は又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年一月分以後、前項の規定により改定された年額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる仮定俸給年額を退職又は死亡當時の俸給額とみなして算出する。但し、改正後の恩給法の規定によつて算出する得た年額(その額に、五十円未満の端数があると

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

三

きはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。ただし、改定年額が改定前の年額に達しないものについては、この改定を行わない。

別表第三(イ)と、「別表第五号表」とあるのは「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第号)附則別表第三(イ)とする。

は、同項中「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第号)附則別表第七」とする。第八条 特例傷病恩給については、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律)

は死亡当時の俸給年額とみなし改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十四以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に、昭和五十一年一月分

について、昭和五十年七月三十日においては、現に受けている恩給の年額の計算の基礎となるべき給付等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)附則第二条第一項後段の適用によりその年額を改定され、事務組合は大刀洗にあって次項において同じ。については、その年額(恩給第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く)を、昭和五十年八月分以降附則別表第四の年額に、昭和五十一年一月分以降改正後の恩給法別表第一号表の年額に分して改定する。

附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、昭和五十年八月分以降附則表第八の年額に、昭和五十二年一月分以降改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に、それぞれ改定する。

以下改正後の法律第百五十五号附則別表第一の
仮定賃給年額(同法附則第十三条第二項に規定
する普通恩給又は扶助料につては、該當仮定賃
給年額にそれぞれ対応する法附則別表第六の
下欄に掲げる金額)を退職又は死亡時の俸給
年額に之による文正後混合法の規定によつて算

二
前項第一号に規定する普通賃合及ゞ夫効斗
額をもつて算出するものとし且て月額にあ
るは、同項前段の規定を適用したとしたならば
昭和五十年七月三十一日において受けること
となる恩給の年額の計算の基礎となるべき賃
給年額にそれぞれ対応する附則別表第二(イ)
の仮定賃給年額

2
昭和五十年八月分から同年十二月分までの増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等」の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)附則別表第四に法律とする。

昭和五十年八月分から同年十二月分までの特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十号附則第十三条第一項の規定の適用について、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第一号)別表第八」とする。

2
出でた年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)に、それぞれ改定する。
昭和十五年五月分から同年十二月分までの扶助金の手帳に因する支度後の方書第五百五十五号

前記第一項の規定による支拂いの額を算定する場合に於ける年額の計算の基礎となつた俸給と都道府県（これに準ずるもの）の退職年金について、昭和五十年七月三十日において現に受けている恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二(何)の仮定俸給年額

第五条 昭和五十年七月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、な
お従前の例による。

第九条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十年八月分以降、その加給の年額を、六万円に改定する。

(準公務員期間の算入に伴う恩給年額の改定)
附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「五十万六千円」とあるのは「四十七万四千円」と、「三十七万九千五百円」とあるのは「三十万五千五百円」とする。

給されていた者であつて、恩給の年額の計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給若しくは給料の合算額の二分の一以下であるたるもの又は、その遺族に給する昭和五十年八月分以降の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に一・二九三を乗じて得た額を退職又は死後における恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に一・三八一を乗じて得た額を退職又は死後における恩給の年額とみなし改訂後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に、それぞれ改定する。この場合において、退職又は死亡当時の俸給年額とみなされた額及び改訂後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に、十五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、百円に切り上げる所である。

第三条 昭和五十年八月分から同年十二月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「別表第四号表」とあるのは「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第号)附則

2 第六条 第七項症の増加恩給については、その年額（法律第二百五十五号附則第二十二条第三項たゞし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、昭和五十年八月分以降附則別表第六の年額に、昭和五十一年一月分以降改正後の法律第二百五十五号附則別表第四の年額に、それぞれ改定する。

2 第七項症の増加恩給の年額に関する改正後の法律第二百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第四」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第二百五十五号）附則別表第六」とする。

2 第七条 傷病年金については、その年額（妻に係る支給の年額を除く。）を、昭和五十年八月分以後附則別表第七の年額に、昭和五十一年一月分以後改正後の法律第二百五十五号附則別表第五の年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの第七項症の増加恩給の年額に関する改正後の法律第二百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第四」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第二百五十五号）附則別表第六」とする。

その加給の年額を、扶養家族のうち二人までについては一人につき一万八千円（増加恩給又は特別傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については四万二千円）、その他扶養家族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

3 恩給法第六十五条第六項の規定による年額の加給をされた増加恩給又は法律第八十一号附則第十三条第四項の規定による年額の加給をされた特例傷病恩給については、昭和五年八月分以降、その加給の年額を、十二万円に改定する。

扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十一年八月分以降、その扶助料の年額を、扶養遺族のうち二人までの年額を、一人につき一万八千円、他の扶養遺族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第一條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの遺族に軍給する普通恩給又は扶助料については、その年額を昭和五十年八月分以降附則別表第九の仮定俸給年額（法律第二百五十五号附則第三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料について、当該仮定俸給年額にそれに対応する附則別表第十の下欄に掲げる金額）を退職又

第十二条 改正後の法律第百五十五号附則第四条の二の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられるべき年月数を有する者との年額に係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十一年六月分以降、その年額を、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。
(職権改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第二条(改正後の法律第百五十五号附則第十九条第二項)、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する同法附則第十四条第二項に係る部分に限る。但し、第十一条(改正後の法律第百五十五号附則第十四条第二項に係る部分)及び前条の規定による限り、裁定院が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十四条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十年七月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。昭和五十年八月分から同年十二月分までの普通恩給の停止に関する改正後の恩給法第五十八条ノ一項の規定は、同項中「百四十万円」とあるのは、「五百八十万円」とあるのは、「五百八十五万円」と、「六百二十万円」とあるのは、「五百八十一万円」と

附則別表第一(附則第二条関係)

額 恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年	仮 定 債 約 年 額	九一九、七〇〇円	一、一一一、一〇〇円
四三三、八〇〇円	五五九、六〇〇円	一、〇〇〇、四〇〇円	一、一九三、五〇〇円
四五〇、六〇〇円	五八二、六〇〇円	一、〇一六、四〇〇円	一、二九三、五〇〇円
四六一、八〇〇円	五九七、一〇〇円	一、〇五三、七〇〇円	一、三六一、四〇〇円
四七二、九〇〇円	六一、五〇〇円	一、一〇六、二〇〇円	一、四三〇、三〇〇円
四八五、九〇〇円	六二八、三〇〇円	一、一五九、三〇〇円	一、四九九、〇〇〇円
五〇四、二〇〇円	六五一、九〇〇円	一、一七三、〇〇〇円	一、五一六、七〇〇円
五一〇、一〇〇円	六七一、五〇〇円	一、一一六、八〇〇円	一、五七三、三〇〇円
五三四、八〇〇円	六九一、五〇〇円	一、一七八、九〇〇円	一、六五四、六〇〇円
五五二、八〇〇円	七一四、八〇〇円	一、三四〇、五〇〇円	一、七三三、三〇〇円
五七〇、八〇〇円	七三八、〇〇〇円	一、三七八、四〇〇円	一、七八一、三〇〇円
五九〇、六〇〇円	七六三、六〇〇円	一、四一五、五〇〇円	一、八三〇、二〇〇円
六一〇、五〇〇円	七八九、四〇〇円	一、四九〇、七〇〇円	一、九一七、五〇〇円
六三五、二〇〇円	八二一、三〇〇円	一、五六五、九〇〇円	一、〇一四、七〇〇円
六五〇、八〇〇円	八四一、五〇〇円	一、五八〇、八〇〇円	一、〇四四、〇〇〇円
六七一、一〇〇円	八六七、七〇〇円	一、七一六、二〇〇円	一、一九一、〇〇〇円
六九〇、七〇〇円	八九三、一〇〇円	一、七九一、五〇〇円	一、三一六、四〇〇円
七三〇、〇〇〇円	九四三、九〇〇円	一、六四〇、七〇〇円	一、一一一、四〇〇円
七四〇、四〇〇円	九五七、三〇〇円	一、八六六、三〇〇円	一、四一三、一〇〇円
七七〇、五〇〇円	九九六、三〇〇円	一、九二三、三〇〇円	一、四七三、九〇〇円
八一〇、六〇〇円	一〇四八、一〇〇円	一、九六三、七〇〇円	一、五三九、一〇〇円
八五四、八〇〇円	一、一〇五、三〇〇円	一、一五八、五〇〇円	一、六六四、二〇〇円
八七七、四〇〇円	一、一三四、五〇〇円	一、一〇七、八〇〇円	一、七九〇、九〇〇円
八九八、九〇〇円	一、一六一、三〇〇円	一、一四五、五〇〇円	一、八五四、七〇〇円

(外号)

一、三五二、八〇〇円	三、〇四一、一一〇円	四六一、八〇〇円	六三七、七〇〇円
一、三九七、一〇〇円	三、〇九九、五〇〇円	四七一、九〇〇円	六五三、一〇〇円
二、四五〇、〇〇〇円	三、一六七、九〇〇円	四八五、九〇〇円	六七一、〇〇〇円
一、五四六、九〇〇円	三、二九三、一〇〇円	五〇四、二〇〇円	六九六、三〇〇円
一、六五三、〇〇〇円	三、三三〇、三〇〇円	五一〇、一〇〇円	七一八、三〇〇円
一、七〇七、五〇〇円	三、五〇〇、八〇〇円	五三四、八〇〇円	七三八、六〇〇円
二、七五九、一〇〇円	三、五六七、五〇〇円	五五二、八〇〇円	七六三、四〇〇円
二、八一三、一一〇円	三、六三七、五〇〇円	五七〇、八〇〇円	七八八、三〇〇円
二、八六五、五〇〇円	三、七〇五、一〇〇円	五九〇、六〇〇円	八一五、六〇〇円
二、九七一、二〇〇円	三、八四一、八〇〇円	六一〇、五〇〇円	八四三、一〇〇円
三、〇七七、〇〇〇円	三、九七八、六〇〇円	六三五、一一〇〇円	八七七、二〇〇円
三、一二九、三〇〇円	四、〇四六、二〇〇円	六五〇、八〇〇円	八九八、八〇〇円
三、一八二、九〇〇円	四、一一五、五〇〇円	六七一、一〇〇円	九二六、八〇〇円
恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸 給年額の計算の基礎となつてゐる俸	仮 定 債 約 年 額		
三八〇、四〇〇円以下	四九一、九〇〇円		
三八〇、四〇〇円を超えて三九七、六〇〇円 以下	五一四、一〇〇円		
三九七、六〇〇円を超えて四一五、三〇〇円 以下	五三七、〇〇〇円		

附則別表第二(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸 給年額の計算の基礎となつてゐる俸	仮 定 債 約 年 額	四六一、八〇〇円	六三七、七〇〇円
三八〇、四〇〇円以下	四九一、九〇〇円	一、〇〇八、一〇〇円	一、〇〇八、一〇〇円
三八〇、四〇〇円を超えて三九七、六〇〇円 以下	五一四、一〇〇円	一、〇二二、五〇〇円	一、〇二二、五〇〇円
三九七、六〇〇円を超えて四一五、三〇〇円 以下	五三七、〇〇〇円	一、〇六四、一〇〇円	一、〇六四、一〇〇円
(イ)			
恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸 給年額	仮 定 債 約 年 額	八一〇、六〇〇円	一、一二九、四〇〇円
		八五四、八〇〇円	一、一八〇、五〇〇円
		八七七、四〇〇円	一、一一一、七〇〇円
		八九八、九〇〇円	一、一二四一、四〇〇円
		九一九、七〇〇円	一、二八三、九〇〇円
		九四七、八〇〇円	一、三一〇八、九〇〇円
四三一、八〇〇円	五九七、七〇〇円	一、〇〇〇、四〇〇円	一、三八一、六〇〇円
四五〇、六〇〇円		一、〇一六、四〇〇円	一、四一七、五〇〇円
			一、四五五、一一〇円

一、一〇六、一一〇円	一、五二七、七〇〇円
一、一五九、三〇〇円	一、六〇一、〇〇円
一、一七三、〇〇〇円	一、六一九、九〇〇円
一、一一六、八〇〇円	一、六八〇、四〇〇円
一、一七八、九〇〇円	一、七六六、二〇〇円
一、三四〇、五〇〇円	一、八五一、二〇〇円
一、三七八、四〇〇円	一、九五三、六〇〇円
一、四一五、五〇〇円	一、九五四、八〇〇円
一、四九〇、七〇〇円	一、四五八、七〇〇円
一、五六五、九〇〇円	一、一六二、五〇〇円
一、五八〇、八〇〇円	一、一八三、一〇〇円
一、六四〇、七〇〇円	一、一六五、八〇〇円
一、七一六、二〇〇円	一、三七〇、一〇〇円
一、七九一、五〇〇円	一、四七四、一〇〇円
一、八六六、三〇〇円	一、五七七、四〇〇円
一、九一三、三〇〇円	一、六四一、三〇〇円
一、九六三、七〇〇円	一、七一、九〇〇円
一、〇六〇、五〇〇円	一、八四五、六〇〇円
一、一五八、五〇〇円	一、九八〇、九〇〇円
一、一〇七、八〇〇円	三、〇四九、〇〇円
一、一五五、五〇〇円	三、一四、八〇〇円
一、三五二、八〇〇円	三、一四九、二〇〇円
一、三九七、一〇〇円	三、三一〇、四〇〇円
一、四五〇、〇〇〇円	三、三八三、五〇〇円
一、五四六、九〇〇円	三、五一七、三〇〇円
一、六五三、〇〇〇円	三、六六三、八〇〇円

附則別表第三(附則第三条関係)

退職当時ノ俸給年額	附定俸給年額
二、四一三、一〇〇円以上ノモノ	三三・〇割
一、二一九、〇〇〇円ヲ超エニ、四一三、一〇〇円未満ノモノ	一三・八割
一、一一一、四〇〇円ヲ超エニ、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一四・五割
一、〇四四、〇〇〇円ヲ超エニ、一二一、四〇〇円以下ノモノ	一四・八割
一、四三〇、三〇〇円ヲ超エニ、〇四四、〇〇〇円以下ノモノ	一五・〇割
一、三六二、四〇〇円ヲ超エニ、四三〇、三〇〇円以下ノモノ	一五・五割
一、二二五、五〇〇円ヲ超エニ、三六二、四〇〇円以下ノモノ	二六・一割
九九六、三〇〇円ヲ超エニ、二二五、五〇〇円以下ノモノ	二六・九割
九五七、三〇〇円ヲ超エニ、二二五、五〇〇円以下ノモノ	二七・四割

(2)	退職 当時ノ俸給年額	率	第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ四七四、〇〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条
二・四一三、一〇〇円以上ノモノ	一七・三割	八九三、一〇〇円ヲ超エ九五七、三〇〇円以下ノモノ	二七・八割
二・二一九、〇〇〇円ヲ超エ二、四二三、一〇〇円未満ノモノ	一七・八割	八六七、七〇〇円ヲ超エ八九三、一〇〇円以下ノモノ	二九・〇割
二・一一一、四〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一八・〇割	八四一、五〇〇円ヲ超エ八六七、七〇〇円以下ノモノ	二九・三割
二・〇四四、〇〇〇円ヲ超エ二、一一一、四〇〇円以下ノモノ	一八・二割	七三八、〇〇〇円ヲ超エ八四一、五〇〇円以下ノモノ	二九・八割
一・四三〇、三〇〇円ヲ超エ二、〇四四、〇〇〇円以下ノモノ	一八・八割	六五一、九〇〇円ヲ超エ七三八、〇〇〇円以下ノモノ	三〇・二割
一・二三五、五〇〇円ヲ超エ一、四三〇、三〇〇円以下ノモノ	一九・五割	六二八、三〇〇円ヲ超エ六五一、九〇〇円以下ノモノ	三〇・九割
一・一大一、三〇〇円ヲ超エ一、二三五、五〇〇円以下ノモノ	一九・九割	六一、五〇〇円ヲ超エ八六七、三〇〇円以下ノモノ	三一・七割
九五七、三〇〇円ヲ超エ一、一大一、三〇〇円以下ノモノ	二〇・二割	五九七、一〇〇円ヲ超エ八四一、五〇〇円以下ノモノ	三一・四割
八九三、一〇〇円ヲ超エ九五七、三〇〇円以下ノモノ	二〇・四割	五八二、六〇〇円ヲ超エ五九七、一〇〇円以下ノモノ	三一・五割
八四一、五〇〇円ヲ超エ八九三、一〇〇円以下ノモノ	二〇・九割	五五九、六〇〇円ヲ超エ五八二、六〇〇円以下ノモノ	三一・八割
七八九、四〇〇円ヲ超エ八四一、五〇〇円以下ノモノ	二一・七割	右ニ掲タル率ニ依リ計算シタル年額ガ三五五、五〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条	第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ四七四、〇〇〇円トス
七三八、〇〇〇円ヲ超エ七八九、四〇〇円以下ノモノ	二二・一割		
七一四、八〇〇円ヲ超エ七三八、〇〇〇円以下ノモノ	二二・四割		
六七二、五〇〇円ヲ超エ七一四、八〇〇円以下ノモノ	二二・七割		
五九七、一〇〇円ヲ超エ六七二、五〇〇円以下ノモノ	二二・九割		
五八二、六〇〇円ヲ超エ五九七、一〇〇円以下ノモノ	二三・三割		
五五九、六〇〇円ヲ超エ五八二、六〇〇円以下ノモノ	二四・九割		
六〇〇円ノモノ	二五・八割		

附則別表第五(附則第五条関係)						
第	傷病ノ程度	金	額	第	傷病ノ程度	金
第一	一 款	二、一八四、〇〇〇円	年 額	第一	一 款	一、八一、〇〇〇円
第二	二 款	一、五五四、〇〇〇円		第二	二 款	一、二七七、〇〇〇円
第三	三 款	一、〇二四、〇〇〇円		第三	三 款	一、〇二四、〇〇〇円
第四	四 款	四五二、〇〇〇円	年 額	第四	四 款	四五二、〇〇〇円
第五	五 款	五二三、〇〇〇円		第五	五 款	五二三、〇〇〇円
第六	六 項	五九〇、〇〇〇円		第六	六 項	五九〇、〇〇〇円
第七	七 項	二六七、〇〇〇円		第七	七 項	二六七、〇〇〇円
第八	八 項	二四・九割	普通恩給を併給されない者の増加恩給の年額は、五五四、〇〇〇円とする。	第八	八 項	二四・九割
第九	九 項	二五・八割	附則別表第七(附則第七条関係)	第九	九 項	二五・八割
第十	十 項	二四・九割		第十	十 項	二四・九割
第十一	十一 項	二三・九割		第十一	十一 項	二三・九割
第十二	十二 項	二二・九割		第十二	十二 項	二二・九割
第十三	十三 項	二一・九割		第十三	十三 項	二一・九割
第十四	十四 項	二〇・九割		第十四	十四 項	二〇・九割
第十五	十五 項	一九・九割		第十五	十五 項	一九・九割
第十六	十六 項	一八・九割		第十六	十六 項	一八・九割
第十七	十七 項	一七・九割		第十七	十七 項	一七・九割
第十八	十八 項	一六・九割		第十八	十八 項	一六・九割
第十九	十九 項	一五・九割		第十九	十九 項	一五・九割
第二十	二十 項	一四・九割		第二十	二十 項	一四・九割
第二十一	二十一 項	一三・九割		第二十一	二十一 項	一三・九割
第二十二	二十二 項	一三・七割		第二十二	二十二 項	一三・七割
第二十三	二十三 項	一三・五割		第二十三	二十三 項	一三・五割
第二十四	二十四 項	一三・三割		第二十四	二十四 項	一三・三割
第二十五	二十五 項	一三・一割		第二十五	二十五 項	一三・一割
第二十六	二十六 項	一二・九割		第二十六	二十六 項	一二・九割
第二十七	二十七 項	一二・七割		第二十七	二十七 項	一二・七割
第二十八	二十八 項	一二・五割		第二十八	二十八 項	一二・五割
第二十九	二十九 項	一二・三割		第二十九	二十九 項	一二・三割
第三十	三十 項	一二・一割		第三十	三十 項	一二・一割
第三十一	三十一 項	一一・九割		第三十一	三十一 項	一一・九割
第三十二	三十二 項	一一・七割		第三十二	三十二 項	一一・七割
第三十三	三十三 項	一一・五割		第三十三	三十三 項	一一・五割
第三十四	三十四 項	一一・三割		第三十四	三十四 項	一一・三割
第三十五	三十五 項	一一・一割		第三十五	三十五 項	一一・一割
第三十六	三十六 項	一一・九割		第三十六	三十六 項	一一・九割
第三十七	三十七 項	一一・七割		第三十七	三十七 項	一一・七割
第三十八	三十八 項	一一・五割		第三十八	三十八 項	一一・五割
第三十九	三十九 項	一一・三割		第三十九	三十九 項	一一・三割
第四十	四十 項	一一・一割		第四十	四十 項	一一・一割
第四十一	四十一 項	一一・九割		第四十一	四十一 項	一一・九割
第四十二	四十二 項	一一・七割		第四十二	四十二 項	一一・七割
第四十三	四十三 項	一一・五割		第四十三	四十三 項	一一・五割
第四十四	四十四 項	一一・三割		第四十四	四十四 項	一一・三割
第四十五	四十五 項	一一・一割		第四十五	四十五 項	一一・一割
第四十六	四十六 項	一一・九割		第四十六	四十六 項	一一・九割
第四十七	四十七 項	一一・七割		第四十七	四十七 項	一一・七割
第四十八	四十八 項	一一・五割		第四十八	四十八 項	一一・五割
第四十九	四十九 項	一一・三割		第四十九	四十九 項	一一・三割
第五十	五十 項	一一・一割		第五十	五十 項	一一・一割
第五十一	五十一 項	一一・九割		第五十一	五十一 項	一一・九割
第五十二	五十二 項	一一・七割		第五十二	五十二 項	一一・七割
第五十三	五十三 項	一一・五割		第五十三	五十三 項	一一・五割
第五十四	五十四 項	一一・三割		第五十四	五十四 項	一一・三割
第五十五	五十五 項	一一・一割		第五十五	五十五 項	一一・一割
第五十六	五十六 項	一一・九割		第五十六	五十六 項	一一・九割
第五十七	五十七 項	一一・七割		第五十七	五十七 項	一一・七割
第五十八	五十八 項	一一・五割		第五十八	五十八 項	一一・五割
第五十九	五十九 項	一一・三割		第五十九	五十九 項	一一・三割
第六十	六十 項	一一・一割		第六十	六十 項	一一・一割
第六十一	六十一 項	一一・九割		第六十一	六十一 項	一一・九割
第六十二	六十二 項	一一・七割		第六十二	六十二 項	一一・七割
第六十三	六十三 項	一一・五割		第六十三	六十三 項	一一・五割
第六十四	六十四 項	一一・三割		第六十四	六十四 項	一一・三割
第六十五	六十五 項	一一・一割		第六十五	六十五 項	一一・一割
第六十六	六十六 項	一一・九割		第六十六	六十六 項	一一・九割
第六十七	六十七 項	一一・七割		第六十七	六十七 項	一一・七割
第六十八	六十八 項	一一・五割		第六十八	六十八 項	一一・五割
第六十九	六十九 項	一一・三割		第六十九	六十九 項	一一・三割
第七十	七十 項	一一・一割		第七十	七十 項	一一・一割
第七十一	七十一 項	一一・九割		第七十一	七十一 項	一一・九割
第七十二	七十二 項	一一・七割		第七十二	七十二 項	一一・七割
第七十三	七十三 項	一一・五割		第七十三	七十三 項	一一・五割
第七十四	七十四 項	一一・三割		第七十四	七十四 項	一一・三割
第七十五	七十五 項	一一・一割		第七十五	七十五 項	一一・一割
第七十六	七十六 項	一一・九割		第七十六	七十六 項	一一・九割
第七十七	七十七 項	一一・七割		第七十七	七十七 項	一一・七割
第七十八	七十八 項	一一・五割		第七十八	七十八 項	一一・五割
第七十九	七十九 項	一一・三割		第七十九	七十九 項	一一・三割
第八十	八十 項	一一・一割		第八十	八十 項	一一・一割
第八十一	八十一 項	一一・九割		第八十一	八十一 項	一一・九割
第八十二	八十二 項	一一・七割		第八十二	八十二 項	一一・七割
第八十三	八十三 項	一一・五割		第八十三	八十三 項	一一・五割
第八十四	八十四 項	一一・三割		第八十四	八十四 項	一一・三割
第八十五	八十五 項	一一・一割		第八十五	八十五 項	一一・一割
第八十六	八十六 項	一一・九割		第八十六	八十六 項	一一・九割
第八十七	八十七 項	一一・七割		第八十七	八十七 項	一一・七割
第八十八	八十八 項	一一・五割		第八十八	八十八 項	一一・五割
第八十九	八十九 項	一一・三割		第八十九	八十九 項	一一・三割
第九十	九十 項	一一・一割		第九十	九十 項	一一・一割
第九十一	九十一 項	一一・九割		第九十一	九十一 項	一一・九割
第九十二	九十二 項	一一・七割		第九十二	九十二 項	一一・七割
第九十三	九十三 項	一一・五割		第九十三	九十三 項	一一・五割
第九十四	九十四 項	一一・三割		第九十四	九十四 項	一一・三割
第九十五	九十五 項	一一・一割		第九十五	九十五 項	一一・一割
第九十六	九十六 項	一一・九割		第九十六	九十六 項	一一・九割
第九十七	九十七 項	一一・七割		第九十七	九十七 項	一一・七割
第九十八	九十八 項	一一・五割		第九十八	九十八 項	一一・五割
第九十九	九十九 項	一一・三割		第九十九	九十九 項	一一・三割
第一百	一百 項	一一・一割		第一百	一百 項	一一・一割
第一百一	一百一 項	一一・九割		第一百一	一百一 項	一一・九割
第一百二	一百二 項	一一・七割		第一百二	一百二 項	一一・七割
第一百三	一百三 項	一一・五割		第一百三	一百三 項	一一・五割
第一百四	一百四 項	一一・三割		第一百四	一百四 項	一一・三割
第一百五	一百五 項	一一・一割		第一百五	一百五 項	一一・一割
第一百六	一百六 項	一一・九割		第一百六	一百六 項	一一・九割
第一百七	一百七 項	一一・七割		第一百七	一百七 項	一一・七割
第一百八	一百八 項	一一・五割		第一百八	一百八 項	一一・五割
第一百九	一百九 項	一一・三割		第一百九	一百九 項	一一・三割
第一百十	一百十 項	一一・一割		第一百十	一百十 項	一一・一割
第一百十一	一百十一 項	一一・九割		第一百十一	一百十一 項	一一・九割
第一百十二	一百十二 項	一一・七割		第一百十二	一百十二 項	一一・七割
第一百十三	一百十三 項	一一・五割		第一百十三	一百十三 項	一一・五割
第一百十四	一百十四 項	一一・三割		第一百十四	一百十四 項	一一・三割
第一百十五	一百十五 項	一一・一割		第一百十五	一百十五 項	一一・一割
第一百十六	一百十六 項	一一・九割		第一百十六	一百十六 項	一一・九割
第一百十七	一百十七 項	一一・七割		第一百十七	一百十七 項	一一・七割
第一百十八	一百十八 項	一一・五割		第一百十八	一百十八 項	一一・五割
第一百十九	一百十九 項	一一・三割		第一百十九	一百十九 項	一一・三割
第一百二十	一百二十 項	一一・一割		第一百二十	一百二十 項	一一・一割
第一百二十一	一百二十一 項	一一・九割		第一百二十一	一百二十一 項	一一・九割
第一百二十二	一百二十二 項	一一・七割		第一百二十二	一百二十二 項	一一・七割
第一百二十三	一百二十三 項	一一・五割		第一百二十三	一百二十三 項	一一・五割
第一百二十四	一百二十四 項	一一・三割		第一百二十四	一百二十四 項	一一・三割
第一百二十五	一百二十五 項	一一・一割		第一百二十五	一百二十五 項	一一・一割
第一百二十六	一百二十六 項	一一・九割		第一百二十六	一百二十六 項	一一・九割
第一百二十七	一百二十七 項	一一・七割		第一百二十七	一百二十七 項	一一・七割
第一百二十八	一百二十八 項	一一・五割		第一百二十八	一百二十八 項	一一・五割
第一百二十九	一百二十九 項	一一・三割		第一百二十九	一百二十九 項	一一・三割
第一百三十	一百三十 項	一一・一割		第一百三十	一百三十 項	一一・一割
第一百三十一	一百三十一 項	一一・九割		第一百三十一	一百三十一 項	一一・九割
第一百三十二	一百三十二 項	一一・七割		第一百三十二	一百三十二 項	一一・七割
第一百三十三	一百三十三 項	一一・五割		第一百三十三	一百三十三 項	一一・五割
第一百三十四	一百三十四 項	一一・三割		第一百三十四	一百三十四 項	一一・三割
第一百三十五	一百三十五 項	一一・一割		第一百三十五	一百三十五 項	一一・一割
第一百三十六	一百三十六 項	一一・九割		第一百三十六	一百三十六 項	一一・九割
第一百三十七	一百三十七 項	一一・七割		第一百三十七	一百三十七 項	一一・七割
第一百三十八	一百三十八 項	一一・五割		第一百三十八	一百三十八 項	一一・五割
第一百三十九	一百三十九 項	一一・三割		第一百三十九	一百三十九 項	一一・三割
第一百四十	一百四十 項	一一・一割		第一百四十	一百四十 項	一一・一割
第一百四十一	一百四十一 項	一一・九割		第一百四十一	一百四十一 項	一一・九割
第一百四十二	一百四十二 項	一一・七割		第一百四十二	一百四十二 項	一一・七割
第一百四十三	一百四十三 項	一一・五割		第一百四十三	一百四十三 項	一一・五割

附則別表第八(附則第八条関係)

不具廢疾又は傷病の程度				年	額
特	別	項	症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額	
第	一	項	症	一、五三九、七五〇円	
第	二	項	症	一、二四七、二五〇円	
第	三	項	症	一、〇〇〇、五〇〇円	
第	四	項	症	七五四、五〇〇円	
第	五	項	症	五六五、〇〇〇円	
第	六	項	症	四四六、二五〇円	
第	一	款	症	四五五、五〇〇円	
第	二	款	症	三八四、七五〇円	
第	三	款	症	二九二、五〇〇円	
第	四	款	症	二三一、〇〇〇円	
第	五	款	症	二〇〇、一五〇円	
普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は三三九、〇〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特例傷病恩給の年額はこの表の年額の十分の八・五に相当する金額とする。					
附則別表第九(附則第十一条関係)					
階	級	仮定俸給年額	年額		
大將		三、八四一、八〇〇円			
中將		三、一六七、九〇〇円			
少將		二、四七三、九〇〇円			
大佐		二、一一一、四〇〇円			
中佐		二、〇三四、七〇〇円			
少佐		一、五七三、三〇〇円			
大尉		一、三三七、一〇〇円			
中尉		一、〇四八、一〇〇円			

備考 各階級は、これに相当するものを含む

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

六十五歳以上の者で実在職した組合員が、期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で、実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

「第二条の七第五項及び第二条の八第七項」に改める。

第二条の二第三項中「及び第二条の七第四項」を「第二条の七第四項及び第二条の八第六項」に改める。

第二条の七第六項中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同条の次に次の

職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達してい
る年金に限る。以下この項及び第八項におい
て同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は殉
職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳
未満の妻、子若しくは孫である場合につい
て、同条第四項の規定は、第一項又は前項の
規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳

おいて読み替えられた同号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については六万円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までについては、一人につき一万八千円（配偶者である扶養親族がない場合にはあつては、そのうち一人に限り四万二千円））を加えた額を第四項第一号又は前項において読み替えられた同号に掲げる額と

ロ 六十五歳以上の者で、実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で、実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円

ハ 六十五歳以上の者で、実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 二十二万円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で、実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 四十二万円

<p>ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金　十 万五千円</p> <p>イ　短年金年限に達しているもの　十五万七 千五百円</p>	<p>8</p> <p>第一項若しくは第二項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者（六十五歳未満の者に限る。）が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。</p> <p>9　第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用す</p>
--	--

第2項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十一」と読み替えるものとする。

前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、昭和五十年七月三十一日におけるその年金の額の算定の基礎となつている別表第一の九の仮定俸給に対応する別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十一」と読み替えるものとする。

第一条の八第三項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在

二 病職年金 四十七万四千円
三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分分
の七・五に相当する金額

第二項又は第三項（第二項の規定に係る部分に限る）の規定の適用を受けて改定された年金（前項の規定の適用を受けた年金を含む。）の額が、同項第一号中「別表第四の十」とあるのは「別表第四の十二」と、同項第一号中「四十七万四千円」とあるのは「五十万六千円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年一月分以後、その額をその読み替えられた当該各号に掲げる額に改定する。

障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第四項第一号又は前項に

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十二万円ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)及びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつ

(昭和五十年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)
第一条を加える。

第二条の八 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の九の仮定俸給（同条第三項の規定又は同条第六項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金）については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ。)に対応する別表第一の十の仮定俸給を準じ、第二条第一項の規定に準じて俸給とみなし、第二条第一項の規定による公務傷病年金等の額の改定)

以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えるものとする。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項又は前項（第一項の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額）

して得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万円）をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の衛視等の年金で昭和五十年七月三十日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十七年三月三十一日以前の復帰前の沖縄の年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第六十一条中「第九条」を「第十二条」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一号中「第三条の七」を「第三条の八」に改め、同条を第十三条とする。

第九条第一項中「新法の規定による通算退職年金」の下に「（次条第一項において「昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）」を加え、同条第二項中「前条」を「第九条の二」に改め、同項に後段として次のよう 加える。

この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第十条第一項第二号」と、前項に」とあるのは「第十条第一項」と、同

第三項中「前二項」とあるのは「第十条第一項及び同条第二項において読み替えたる前項」と読み替えるものとする。

第九条第三項中「前条第四項の規定の適用を受ける年金又は」を削り、「係るもの」の下に「及び施行法第五十一条の四第三号に規定する沖縄の組合員であつた者のうち、同月十五日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金のうち政令で定める年金」を加え、同条を第十条として、同条の次に次の三条を加える。
(昭和五十年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第十条の二 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十年七月三十一日ににおいて現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に一千・二九三を乗じて得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

三 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分(その給付事由が第一条第三項中「前二項」とあるのは「第十条の二第一項第二号」と、前項に」とあるのは「第十条の二第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十条の二第一項及び同条第二項において読み替えたる前項」と読み替えるものとする。

(昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第十一条 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給（当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に一・二九三を乗じて得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

第九条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第一号」とあるのは「第十一条第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十一条第一項」と、同条第三項中「前一項」とあるのは「第十一条第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

三 施行法第五十一条の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十日までとの間に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金のうち政令で定める年金については、当該年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものにあつては同年八月分以後同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分）以後、その額を、前二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(端数計算)
第十二条 第一条の八、第二条の八、第三条の八、第四条の八、第五条の八、第六条の三、第七条の二、第八条、第九条の三及び前二条の規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。
第八条の二を第九条の二とし、同条の次に次の二条を加える。
(昭和五十年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)
第九条の三 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十年七月三十一日ににおいて現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。
一 二十四万円
二 通算退職年金の仮定俸給(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に一・二九三を乗じて得た額)(昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金にあつては、その乗じて得た額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求め、その俸給の額に十二を乗じて得た額を)

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして昭和四十年法律第一百一号の規定

欄に掲げる率」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

しくは仮定旧法の俸給年額に一・二九三を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが三百七十二万円を超える場合には、当該俸給年額については、三百七十二万

号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額となし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

の年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政

令で定めるものの適用があつた場合には、
その適用がなゝものとした場合の類。次号

において同じ)の計算の基礎となつた新法(新規合三類二一二一五三、新規合二類二七)

の俸給年額に一・二九三を乗じて得た額がその額が三百七十二万円を超える場合には、

三百七十二万円)をいう。

給年額 当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に

一・二九三を乗じて得た額をいう。

昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の
実戦と、三浦見等二係の所長付第十三条の

退職した衛視等に係る新法障則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は

第十三条の七の規定による退職年金 減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和五十年

七月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

第一条の八第七項及び第八項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定に

ついて準用する。

昭和四十九年四月一日以後に就任の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年

金減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支

給されているものについては、第一条の八第七項及び第八項の規定に準じて年金の額を改

第一條第六項の規定は、前各項の規定の箇定する。

第一号第7項の規定は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若

6

施行法第五十一条の四第二号に規定する冲繩の組合員であつた者のうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金のうち政令で定める年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一（第一条の二、第二条の三、第三条、第四条）に改める。

別表第一（第一条の二中「別表第一の二」）を「別表第一」を「別表第一（第一条の二中「別表第一の二」）」に改める。

別表第一（第一条の二中「別表第一の二」）を「別表第一の二（第一条の二、第二条の二、第三条、第四条）」に改める。

別表第一（第一条の二中「別表第一の二」）を「別表第一の二（第一条の二、第二条の二、第三条、第四条）」に改める。

別表第一（第一条の二中「別表第一の二」）を「別表第一の二（第一条の二、第二条の二、第三条、第四条）」に改める。

別表第一（第一条の二中「別表第一の二」）を「別表第一の二（第一条の二、第二条の二、第三条、第四条）」に改める。

別表第一（第一条の二中「別表第一の二」）を「別表第一の二（第一条の二、第二条の二、第三条、第四条）」に改める。

別表第一（第一条の二中「別表第一の二」）を「別表第一の二（第一条の二、第二条の二、第三条、第四条）」に改める。

別表第一の九の仮定俸給

	別表第一の九の仮定俸給
五六〇	三六、〇七〇
五七〇	三七、五五〇
五八〇	三八、四八〇
五九〇	三九、四一〇
六〇〇	四〇、四二〇
六一〇	四一、〇一〇
六二〇	四二、三四〇
六三〇	四三、三四〇
六四〇	四四、四五〇
六五〇	四五、五七〇
六六〇	四六、五九〇
六七〇	四七、六一〇
六八〇	四八、六三〇
六九〇	四九、六五〇
七〇〇	五〇、六七〇
七一〇	五一、七〇〇
七二〇	五二、七二〇
七三〇	五三、七三〇
七四〇	五四、七四〇
七五〇	五五、七五〇
七六〇	五六、七六〇
七七〇	五七、七七〇
七八〇	五八、七八〇
七九〇	五九、七九〇
八〇〇	六〇、八〇〇
八一〇	六一、八一〇
八二〇	六二、八二〇
八三〇	六三、八三〇
八四〇	六四、八四〇
八五〇	六五、八五〇
八六〇	六六、八六〇
八七〇	六七、八七〇
八八〇	六八、八八〇
八九〇	六九、八九〇
九〇〇	七〇、九〇〇
九一〇	七一、九一〇
九二〇	七二、九二〇
九三〇	七三、九三〇
九四〇	七四、九四〇
九五〇	七五、九五〇
九六〇	七六、九六〇
九七〇	七七、九七〇
九八〇	七八、九八〇
九九〇	八九、九九〇
一〇〇〇	九〇、一〇〇〇
一一〇〇	九一、一一〇〇
一二〇〇	九二、一二〇〇
一三〇〇	九三、一三〇〇
一四〇〇	九四、一四〇〇
一五〇〇	九五、一五〇〇
一六〇〇	九六、一六〇〇
一七〇〇	九七、一七〇〇
一八〇〇	九八、一八〇〇
一九〇〇	九九、一九〇〇
二〇〇〇	一〇〇、二〇〇〇
二一〇〇	一一〇、二一〇〇
二二〇〇	一二〇、二二〇〇
二三〇〇	一三〇、二三〇〇
二四〇〇	一四〇、二四〇〇
二五〇〇	一五〇、二五〇〇
二六〇〇	一六〇、二六〇〇
二七〇〇	一七〇、二七〇〇
二八〇〇	一八〇、二八〇〇
二九〇〇	一九〇、二九〇〇
三〇〇〇	二〇〇、三〇〇〇

別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四（第一条の三、第二条の三、第三条の四、第四条の三関係）」に改める。

別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第一の五（第一条の四、第二条の四、第四条の四関係）」に改める。

別表第一の六中「別表第一の六」を「別表第一の六（第一条の四、第二条の四、第四条の四関係）」に改める。

別表第一の七中「別表第一の七」を「別表第一の七（第一条の五、第二条の五関係）」に改める。

別表第一の八中「別表第一の八」を「別表第一の八（第一条の六、第二条の六関係）」に改める。

別表第一の九中「別表第一の九」を「別表第一の九（第一条の七、第二条の七関係）」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第一の十（第一条の八、第二条の八関係）

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

別表第一の九の仮定俸給		別表第一の十一(第一条の八、第二条の八関係)		備考	
	仮 定 俸 給				
三六、〇七〇円	四九、八一〇円	一一四、八七〇	一一四、八七〇	四九、六三〇	年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額のこの表に記載された額に対応する仮定俸給の額によるものとし、年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が二六五、一四〇円を超える場合においては、その額に一・二九三を乗じて得た額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)をこの表の仮定俸給とする。ただし、旧法の規定による退職年金に相当する年金又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金(これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達していないもののうち六十五歳未満の者(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子及び孫を除く。)に支給するものに限る。)でその額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が三三、一三〇円を超えて三四、六一〇円以下のときは四四、七五〇円を、三一、七〇〇円を超えて三三、一三〇円以下のときは四二、八四〇円を、三一、七〇〇円以下のときは四〇、九九〇円を、それぞれこの表の仮定俸給とする。
三七、五五〇	五一、八六〇	一一七、九六〇	一一七、九六〇	一六、九三〇	
三八、四八〇	五四、一四〇	一二四、二三〇	一二四、二三〇	一七、五六〇	
三九、四一〇	五四、四三〇	一二三、〇一〇	一二三、〇一〇	一八〇、二二〇	
四〇、四九〇	五四、九二〇	一二一、七三〇	一二一、七三〇	一八一、九三〇	
四二、〇二〇	五八、〇三〇	一四九、二九〇	一四九、二九〇	一八八、八二〇	
四三、三四〇	五九、八六〇	一五五、四五〇	一五五、四五〇	一九七、五一〇	
四四、五七〇	六一、五五〇	一六三、六四〇	一六三、六四〇	二〇六、一八〇	
四五、〇七〇	六三、六二〇	一七一、七一〇	一七一、七一〇	二一四、七八〇	
四五、五七〇	六五、六九〇	一七八、七八〇	一七八、七八〇	二三〇、一九〇	
四七、五七〇	六八〇	一八三、一八〇	一八三、一八〇	二四八、四一〇	

一八七、九六〇	二五九、五七〇
一九六、〇七〇	二七〇、七七〇
一九九、七六〇	二七五、八七〇
二〇四、一七〇	二八一、九六〇
二一二、二四〇	二九三、一一〇
二一一、〇八〇	二九〇、三三〇
二一五、六三〇	二九一、五九〇
二三九、九三〇	二九二、五三〇
二三四、四三〇	二九三、七五〇
二三八、七九〇	二九四、七八〇
二四七、六〇〇	二九五、九三〇
二五六、四二〇	二九六、一一〇
二六〇、七八〇	二九七、三六〇
二六五、二四〇	二九八、三六〇
備考	
別表第一の十の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第一の十の備考中「一・二九三」とあるのは「一・三八一」と、「四四」七五〇円」とあるのは「四七、七九〇円」と、「四一」八四〇円」とあるのは「四五、七六〇円」と、「四〇、九九〇円」とあるのは「四三、七八〇円」と読み替えるものとする。	

別表第二中「別表第一」を「別表第一（第一条、第四条関係）」に改める。

別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第二（第一条、第四条関係）」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第一条、第三条関係）」に改める。

別表第三の二中「別表第三の二」を「別表第三（第二条、第二条関係）」に改める。

別表第三の三中「別表第三の三」を「別表第三（第二条、第三条関係）」に改める。

別表第三の三中「別表第三の三」を「別表第三（第二条、第三条関係）」に改める。

別表第三の三中「別表第三の三」を「別表第三（第二条、第三条関係）」に改める。

別表第三の三中「別表第三の三」を「別表第三（第二条、第三条関係）」に改める。

別表第三の三中「別表第三の三」を「別表第三（第二条、第三条関係）」に改める。

一一〇、〇九〇円以上のもの	一一三・〇割
一八四、九二〇円を超えて一〇一、〇九〇円未満のもの	一二三・八割
一七六、七八〇円を超えて一八四、九二〇円以下のもの	一二四・五割

一一七〇、三三〇円を超えて一七六、七八〇円以下のもの	一四・八割
一一九、一九〇円を超えて一七〇、三三〇円以下のもの	一五・〇割
一二三、五三〇円を超えて一九、一九〇円以下のもの	一五・五割
一〇一、一三〇円を超えて一三、五三〇円以下のもの	一六・一割
八三、〇三〇円を超えて一〇一、一三〇円以下のもの	一六・九割
七九、七八〇円を超えて八三、〇三〇円以下のもの	一七・四割
七四、四三〇円を超えて七九、七八〇円以下のもの	一七・八割
七一、三一〇円を超えて七四、四三〇円以下のもの	一七・一割
七〇、一三〇円を超えて七一、三一〇円以下のもの	一七・三割
六一、五〇〇円を超えて七〇、一三〇円以下のもの	一九・八割
五四、三三〇円を超えて六一、五〇〇円以下のもの	二九・〇割
五一、三六〇円を超えて五四、三三〇円以下のもの	二九・三割
四五、一〇〇円を超えて五一、三六〇円以下のもの	二九・七割
四九、七六〇円を超えて四五、一〇〇円以下のもの	二九・九割
四八、五五〇円を超えて四九、七六〇円以下のもの	三〇・二割
四六、六三〇円を超えて四八、五五〇円以下のもの	三〇・九割
四六、六三〇円のもの	三一・七割
別表第三の十一（第一条の八関係）	
一一一、九〇〇円を超えて一一四、七八〇円以下のもの	一一一・九割
一一一、七九〇円を超えて一一一、九〇〇円以下のもの	一一一・七割
一一一、六八〇円を超えて一一一、七九〇円以下のもの	一一一・〇割
一一一、五七〇円を超えて一一一、六八〇円以下のもの	一一一・四割
一一一、四六〇円を超えて一一一、五七〇円以下のもの	一一一・五割
別表第一の十一の下欄に掲げる仮定俸給	
一二四、七八〇円以上のもの	一二三・〇割
一九七、五一〇円を超えて一九七、七八〇円未満のもの	一二三・八割
一八八、八二〇円を超えて一九七、五一〇円以下のもの	一二四・五割
一八一、九三〇円を超えて一八八、八二〇円以下のもの	一二四・八割
一二七、三一〇円を超えて一八一、九三〇円以下のもの	一二五・〇割
一二一、二七〇円を超えて一二七、三一〇円以下のもの	一二五・五割
一一〇、〇八〇円を超えて一二一、二七〇円以下のもの	一二六・一割
八八、六八〇円を超えて一〇九、〇八〇円以下のもの	一二六・九割
八五、二一〇円を超えて八八、六八〇円以下のもの	一二七・四割
七九、四九〇円を超えて八五、二一〇円以下のもの	一二七・八割
七七、二三〇円を超えて七九、四九〇円以下のもの	一二九・〇割
七四、九〇〇円を超えて七七、二三〇円以下のもの	一二九・三割
六五、六九〇円を超えて七四、九〇〇円以下のもの	一二九・八割
五八、〇三〇円を超えて六五、六九〇円以下のもの	一二〇・二割
五四、九一〇円を超えて五八、〇三〇円以下のもの	一二〇・九割
五四、四三〇円を超えて五四、九一〇円以下のもの	一二一・七割
五四、一四〇円を超えて五四、四三〇円以下のもの	一二一・九割

五一、八六〇円を超える、「一四〇円以下のもの
四九、八一〇円を超える、「八六〇円以下のもの
四九、八一〇円のもの

一一一・〇割
一一三・四割
三四・五割

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第二条関係)」に改める。

別表第四の二中「別表第四の二」を「別表第四の二(第一条関係)」に改める。

別表第四の三中「別表第四の三」を「別表第四の三(第一条関係)」に改める。

別表第四の五中「別表第四の五」を「別表第四の五(第一条の四関係)」に改める。

別表第四の六中「別表第四の六」を「別表第四の六(第一条の四関係)」に改める。

別表第四の七中「別表第四の七」を「別表第四の七(第一条の五関係)」に改める。

別表第四の八中「別表第四の八」を「別表第四の八(第一条の六関係)」に改める。

別表第四の九中「別表第四の九」を「別表第四の九(第一条の七関係)」に改める。

別表第四の八中「別表第四の八」を「別表第四の八(第一条の六関係)」に改める。

別表第四の十中「別表第四の十」を「別表第四の十(第一条の八関係)」に改める。

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇〇六、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、一七〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第七(第五条の八、第九条の三関係)

昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一・三五〇
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・三四五
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・三四一
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・三三八
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一・三二九
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・三三〇
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・三二五
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・三一八
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・三一七
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・三〇三

障害の等級	年	金額
一	二〇五三、〇〇〇円	
二	一、六六三、〇〇〇円	
三	一、三三四、〇〇〇円	
四	一、〇〇六、〇〇〇円	
五	七八〇、〇〇〇円	
六	五九五、〇〇〇円	

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇〇六、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、一七〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十一(第二条の八関係)

障害の等級	年	金額
一	二一九三、〇〇〇円	
二	一、七七六、〇〇〇円	
三	一、四二五、〇〇〇円	
四	一、〇七五、〇〇〇円	
五	八三三、〇〇〇円	
六	六三六、〇〇〇円	

者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第八十八条第二項中「第七十六条の二又は」を「第七十六条の二の規定又は同項及び第七十六条第二項の規定」に改め、「第七十六条の二の規定」の下に「又は同項及び第七十六条第二項の規定」を加える。

第八十八条第二項中「第七十六条の二の規定」の下に「又は同項及び第七十六条第二項の規定」を加える。

第八十三条第三項中「ときは」を「場合において、その該当しなくなつた日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

第八十五条の次に第一条を加える。

第八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有す

第八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有す

目次中「第四十八条の二」を「第四十八条の四」と改める。
第七条第一項第一号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「第二十二条第三項」を「第二十二条第四項」に、「第三十一条第三項」を「第三十二条第四項」に改める。

第十一条第六項中「又は第四項に規定する戰務加算等の期間」を削り、「第二項各号」又は第四項」を「当該各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分中「前項」を「第二項又は前項」に、「同項の」を「これら」に改め、同項第三号中「前項」を「第二項

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第四十八条の三」を「第四十八条の四」と改める。

又は第七十六条の三】を【第七十六条の二】の規定
又は同条及び第七十六条の三】に、「附則第十三
条の二第三項又は同条第四項】を【附則第十三条
の二第三項の規定又は同項及び同条第四項】に、
【第七十六条第二項】を【第七十六条第二項の規

又は前項に、「同項」を「第二項（第二号を除く。）又は前項に、「金額」を「金額を加えた金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

3 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七条第一項第一号又は第二号からおいて、

おいて、第七条第一項第一号又は第二号から第四号までの期間のうちに前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）」と、同項第二号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二（その超える期間の年数と計算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数について、三百分の一）」とする。第十一條に次の二項を加える。

六金額」と 同様第三二号中「旧法の俸給年額の百八十分の一・一」とあるのは「旧法の俸給年額に百八十分の一・一と三百分の二（その超える期間の年数と前二号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一）とを加えた率を乗じて得た金額」とす

6 第二十二条に次の一項を加える。
第十一条第七項から第九項までの規定は、新法第八十一条の規定による廃疾年金を受け取る者について準用する。この場合において、第十一条第七項中「第二項各号」とあるのは、「第二十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」と、同条第八項中「第二項各号」とあるのは、「第二十二条第三項の規定により読み替えて適用される同条第三項各号」と、「第三項」とあるのは「同条第三項」と、同条第九項中「第五項」とあるのは「第二十二条第四項」と読み替えるものとする。

第三十一条第四項を削り、同条第三項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、遺族年金を受ける者が、八十歳以上である場合におけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第

(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一」と、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の一」(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一」とする。)」を加え、「又は第三項に規定する職務加算等の期間」を削り、「第二項各号又は第三項」を「当該各号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が八十歳に達した場合において、当該年金を受ける者に係る更新組合員が第二項各号に掲げる期間を有していたときは、当該年金を受ける者を第二項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の額を改定する。

8 ける者が六十五歳に達した場合において、当該年金を受ける者に係る更新組合員が第四項に規定する職務加算等の期間を有していたときは、当該年金を受ける者を同項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の額を改定する。

第一項から前項までに規定する場合において、これらの規定による遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

の規定により支給されている年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するほか、退職年金及び遺族年金の最低保障に関する制度の創設等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法律施行に要する経費は、昭和五十年度において約二百二億三千三百万円である。

附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、次の諸点につき速やかに検討の上善処すべきである。

一、国家公務員共済組合等及び公共企業体職員及び公共企業体職員の給与にスライドするようそ

の制度化を図ること。

二、共済組合の給付に要する費用の負担及びその給付内容の改善については、他の公的年金制度との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずること。

三、長期給付の財源方式については、他の公的年

金制度との均衡を考慮しつつ、その負担区分のあり方について配慮すること。

四、旧令、旧法による年金額の改定については、引き続き一層努力すること。

五、国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合制度間の差異について、早急に是正す

るとともに、二十年以上勤続して退職した公共企業体職員の退職手当について速やかに改善措置を講ずること。

六、家族療養費の給付については、他の医療保険

制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

七、長期に勤続した組合員が退職した場合、相当の期間にわたり医療給付が継続できるよう現行の任意継続制度とは別個の措置を講ずること。

八、労働組合の非在籍専従役員が、共済組合員としての資格を継続することについて努力すること。

九、共済組合の運営が一層自主的、民主的に行われるため、運営審議会において組合員の意向がさらに反映されるよう努めること。

十、公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置について考慮すること。

右決議する。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）の一部を次のように改定する。

第一条の七第二項中「第六項」の下に「並びに

次条第三項、第五項及び第七項」を加え、同条

の次に「一条を加える。

（昭和五十年度における旧法による退職年金等の額の改定）

第一条の八、前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の九の仮定俸給（同条第三項若しくは第五項の規定による遺族年金に相当する年金）より從前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は前条第六項若しくは第七項の規定により同条第六項の表の下欄に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同条第四項の規定により改定された年金については、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三百分の二（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）、十年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三百分の二（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する金額の十二倍に相当する金額をえた額」とし、八十歳以上の者に係るものに対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「算定した額」と基礎となつた組合員期間の年数と最短年金額との差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三百分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する金額の十二倍に相当する金額をえた額」とし、八十歳以上の者に係るものに対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「算定した額」と基礎となつた組合員期間の年数と最短年金額との差年数のうち、十年に達するまでの年数については、その差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三百分の二（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する金額の十二倍に相当する金額をえた額」とする。

2 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の九の仮定俸給に対応する別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

3 前条第一項の規定の適用を受けた年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る）で、七十歳以上八十歳未満の又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「算定した額」とあるのは、「算定した額」に、その額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短年金額との差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三百分の一（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する金額の十二倍に相当する金額をえた額」とし、八十歳以上の者に係るものに対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「算定した額」と基礎となつた組合員期間の年数と最短年金額との差年数のうち、十年に達するまでの年数については、その差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三百分の二（旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一）に相当する金額の十二倍に相当する金額をえた額」とする。

4 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項

の規定により年金の額を改定する場合につい

二項の規定に準じてその額を改定する。

第二条の八 前条第一項の規定の適用を受ける

る。

5 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受

ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。）については、その年金を受ける者が七十歳に達したときは（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定により読み替えて適用する第一項又は第

7 年金の額を改定する場合について準用する。
次の表の上欄に掲げる年金については、第一項、第二項又は第五項の規定により改定された額が、同表の中欄に掲げるその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

の額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給(同条第三項の規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)同条第六項の規定により改定された年金については、その改定された年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給。次項において同じ。)に対応する別表第一の十の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定による算定(二項に規定する。)に適用する。

等級に對応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該當するものにあつては、十二万円を加えた額）

二 殉職年金 四十七万四千円

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相當する額

前項各号に掲げる年金については、第二項の規定により改定された額が、前項第一号中「別表第四の十」とあるのは「別表第四の十一」と、同項第二号中「四十七万四千円」とあるのは「五十二万六千円」と異なる。

職した期間
金額

年	金	実在職した期間	金額
旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けけるもの	九年未満	最短年金年限以上	四十二万円
旧法の規定による退職年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けけるもの	九年未満	九年以上最短年金年限未満	三十一万五千円
旧法の規定による廃疾年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けけるもの	九年未満	最短年金年限以上	三十一万五千円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上の者又は六十歳未満の妻、子若しくは孫が受けれるもの	九年未満	最短年金年限以上	三十一万五千円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上の者又は六十歳未満の妻、子若しくは孫が受けれるもの	九年未満	最短年金年限未満	二十一万円
最短年金年限以上	十五万七千五百円	二十一万円	二十一万円
九年以上最短年金年限未満	十五万七千五百円	二十一万円	二十一万円
最短年金年限未満	十万五千円	二十一万円	二十一万円
最短年金年限以上	十五万七千五百円	三十万五千円	三十万五千円
九年未満	三十万五千円	三十万五千円	三十万五千円

第一項、第二項、第四項又は前項の規定の

同項の規定に準じてその額を改定する。

適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、

第二条の七第一項中「同項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした」を「改定された」と改め、同条の次に次の二条を加える。
(昭和五十一年度における旧法による障害年金等の額の改定)

4 用する場合について準用する。

二一 扶養遺族が一人以上である場合 二万七千円

官 報 (号 外)

合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短年金額に達しているものに係る年金に限る。)については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき(廃職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第三条第一項中「第三条の七」を「第三条の八」と改める。

第三条の七の次に次の二条を加える。

(昭和五十年度における法による退職年金等の額の改定)

第三条の八 昭和四十八年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項又は第三項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつている俸給年額(同条第二項において準用する第一項第六項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については前条第一項の規定により、同条第四項又は第六項の規定により同条第四項の表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額)をもつて改定年金額とした年金については同条第一項又は第三項の規定により、それぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額)に一・二九三を乗じて

得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年全額の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この

項において同じ。)に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第
四項後段の規定を準用する。

読み替えて適用する第一項又は第二項の規定に準じてその額を改定する。

金、廢疾年金又は遺族年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額に一・二九三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を同項に規定する俸給年額

法の規定による退職年金又は減額 されるもの 退職年金で六十五歳未満の者が受 けるもの	九年以上最短年金年限未満 九年未満	三十一万五千円 二十二万円
最短年金年限以上		

(昭和五十年度における法による退職年金等の額の改定)

4 昭和四十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、第一項中「第一項又は第三項」とあるのは「第一項」と、「一・二九三」とあるのは「別表第七の上欄に記する基準の割引区分によじ改定する。

歳末満の者が受けるもの	最短年金年限未満	二十一万円
法の規定による遺族年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短年金年限以上	二十二万円
法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受けるもの	九年以上最短年金年限未満	十五万七千五百円
法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受けるもの	九年未満	十万五千円
法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受けるもの	最短年金年限以上	十五万七千五百円
法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受けるもの	最短年金年限未満	十万五千円

改定された年金額の算定の基礎となるべき不
満給年額（同条第二項において準用する第一
条第六項の規定により前年の年金額をもつて

6 5
の規定に並んで算定すべき額を規定する。
第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。
次の表の上欄に掲げる年金については、第一項、第三項又は第四項の規定により改定された額が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。）の区分に対する同表の下欄に掲げる額（減額後職年金にあつては、

昭和四十九年四月一日から昭和五十年七月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金・減額退職年金・廃疾年金又は遺族年金については、前項の規定に準じてその額を改定する。

8 前各項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十歳に達したときを除く。）は、その達した口の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。

第四条第一項中「前条」を「第一条」に改める。

(昭和五十年度における法による通算退職年金の額の改定)

第四条の二の次に次の二条を加える。

第四条の三 昭和四十八年三月三十日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。次項及び第六項において同じ。）については、昭和五十年八月分以後、その額を、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつている通算退職年金の仮定俸給（同条第四項において準用する第一条第六項の規

定により從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸給の額に一・二九三乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を第四条第一項第一号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

7 年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、第一項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第一項又は第三項」と、「一・二九三」とあるのは「別表第七の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した類に改定する。

前条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、同条第三項中「昭和四十九年九月分以

係」に改める。
別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四（第一条の三、第二条の三、第三条の三開係）」に改める。

係」に改める。
別表第一の七中「別表第一の七」を「別表第一
の七(第一条の五、第二条の五関係)」に改める。
別表第一の八中「別表第一の八」を「別表第一
の八(第一条の六、第二条の六関係)」に改める。

7 年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、第一項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第一項又は第三項」と、「一・二九三」とあるのは「別表第七の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替えて、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

前条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合にお

係」に改める。
別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四（第一条の三、第二条の三）、第三条の三関係」に改める。
別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第一の五（第一条の四、第二条の四、第三条の四関係）」に改める。

別表第一の七中「別表第一の七」を「別表第一の七第一の五、第二条の五関係」に改める。
別表第一の八中「別表第一の八」を「別表第一の八(第一条の六、第二条の六関係)」に改める。
別表第一の九中「別表第一の九」を「別表第一の九(第一条の七、第二条の七関係)」に改め、
同表の次に次の二表を加える。

2 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給に一・二九三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を第四条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、同条第三項中「昭和四十九年九月分以後」とあるのは「昭和五十年八月分以後」と、前二項の規定により」とあるのは「次条第一項又は第二項の規定により」と読み替えるものとする。

4 第一条第六項の規定は、前項において準用する前条第三項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 法第六十五条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

6 昭和四十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職

「後」とあるのは昭和五十一年一月分以後」と、「前二項の規定により」とあるのは次条第六項の規定により」と読み替えるものとする。

8 第一条第六項の規定は、前項において準用する前条第三項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

9 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年一月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項(第五項を除く。)の規定(当該前後の退職のうち昭和四十五年三月三十一日以前の退職にあっては、第六項から前項までの規定)の例により算定した額の合算額に改定する。

第六条中「一円」を「五十円」に、「その端数を」を「これを切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に」と改める。

第七条第一項中「第二条の七」を「第二条の八」に改め、同条第二項中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

別表第一（表の部分を除く。）中「別表第一」を「別表第一（第一条、第二条、第三条関係）」に改め、同表の備考二中「こえ」を「超え」に改める。
別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二（第一条、第二条、第三条関係）」に改める。
別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第一の三（第一条、第二条、第三条の二関

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

別表第一の十一(第一条の八、第二条の八関係)

三六、	五三、	五一、	四九、	八一〇、
三七、	五四、	五四、	四五、	一四〇、
三八、	五五、	五五、	四四、	四三〇、
三九、	五六、	五二、	四三、	○三〇、
四〇、	五七、	五〇、	三四〇、	八六〇、
四一、	六一、	四九、	四二、	九二〇、
四二、	六七、	四七、	四一〇、	九一〇、
四三、	六四、	四六、	四〇、	九〇、
四四、	七一、	五七、	三九〇、	八八〇、
四五、	七二、	五五、	三八〇、	八七〇、
四五、	七三、	五四、	三七〇、	八六〇、
四五、	七四、	五二、	三六〇、	八五〇、
四五、	七五、	五〇、	三五〇、	八四〇、
四五、	七六、	二三〇、	二九〇、	八三〇、
四五、	七七、	一〇〇、	二一〇、	八二〇、
四五、	七八、	一〇〇、	二八〇、	八一〇、
四五、	七九、	一〇〇、	六八〇、	九八〇、
四五、	八〇、	一〇〇、	三八〇、	九八〇、

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が三六、〇七〇円に満たないときは、四六、六三〇円をこの表の仮定俸給とする。ただし、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金（その額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達していないもののうち六十五歳未満の者（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子及び孫を除く。）に支給するものに限る。）については、その額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が、三四、六一〇円のときは四四、七五〇円を、三三、一三〇円のときは四二、八四〇円を、三一、七〇〇円以下のときは四〇、九九〇円を、それぞれこの表の仮定俸給とする。

二八九、六七〇
三五四、六三〇

三七四、五四〇

一六〇

別表第四の五中「別表第四の五」を「別表第四の五(第一条の四関係)」に改める。
別表第四の六中「別表第四の六」を「別表第四の六(第一条の四関係)」に改める。

別表第四の八中「別表第四の八」を「別表第四の八(第一条の六関係)」に改める。
別表第四の九中「別表第四の九」を「別表第四の九(第一条の七関係)」に改め、同表の次に次の二表を加える。
別表第四の十(第一条の八関係)

七〇、一三〇円を超えて、三一〇円以下のもの 六一、五〇〇円を超えて、一三〇円以下のもの 五四、三三〇円を超えて、五〇〇円以下のもの 五一、三六〇円を超えて、三三〇円以下のもの 五〇、九六〇円を超えて、三六〇円以下のもの 四九、七六〇円を超えて、九六〇円以下のもの 四八、五五〇円を超えて、七六〇円以下のもの 四六、六三〇円を超えて、五五〇円以下のもの 四六、六三〇円以下のもの	二九・三割 二九・八割 三〇・二割 三〇・九割 三一・九割 三一・七割 三一・〇割 三一・四割 三一・五割
--	---

別表第三の十一(第二条の八関係)

別表第一の十一の下欄に掲げる板定俸給	率
二一四、七八〇円以上のもの	一一三・〇割
一九七、五一〇円を超えて、七八〇円未満のもの	一一三・八割
一八八、八二〇円を超えて、一九七、五一〇円以下のもの	一二四・五割
一八一、九三〇円を超えて、一八八、八一〇円以下のもの	一二四・八割
一二七、三一〇円を超えて、一八一、九三〇円以下のもの	一二五・〇割
一二一、二七〇円を超えて、一二七、三一〇円以下のもの	一二五・五割
一〇九、〇八〇円を超えて、一二一、二七〇円以下のもの	一二六・一割
八八、六八〇円を超えて、一〇九、〇八〇円以下のもの	一二六・九割
七八、二二〇円を超えて、八八、六八〇円以下のもの	一二七・四割
七八、二三〇円を超えて、七八、二二〇円以下のもの	一二七・八割
七八、二三〇円を超えて、七八、二二〇円以下のもの	一二九・〇割
七四、九〇〇円を超えて、七八、二三〇円以下のもの	一二九・三割
六五、大九〇円を超えて、七四、九〇〇円以下のもの	一二九・八割
五八、〇三〇円を超えて、六五、六九〇円以下のもの	一二九・二割
五五、九一〇円を超えて、五八、〇三〇円以下のもの	一二九・九割
五四、四三〇円を超えて、五五、九一〇円以下のもの	一二九・一割
五三、一四〇円を超えて、五四、四三〇円以下のもの	一二九・七割
五一、八六〇円を超えて、五三、一四〇円以下のもの	一二九・〇割
四九、八一〇円を超えて、五一、八六〇円以下のもの	一二九・四割
四九、八一〇円以下のもの	一二九・五割

別表第四の十一(第二条の八関係)

障害の等級	年	金額
一	一二〇五三、〇〇〇円	一二〇五三、〇〇〇円
二	一、六六三、〇〇〇円	一、六六三、〇〇〇円
三	一、三三四、〇〇〇円	一、三三四、〇〇〇円
四	一、〇〇六、〇〇〇円	一、〇〇六、〇〇〇円
五	七八〇、〇〇〇円	七八〇、〇〇〇円
六	五九五、〇〇〇円	五九五、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇〇六、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一、一七〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

障害の等級	年	金額
一	一二一九三、〇〇〇円	一二一九三、〇〇〇円
二	一、七七六、〇〇〇円	一、七七六、〇〇〇円
三	一、四二五、〇〇〇円	一、四二五、〇〇〇円
四	一、〇七五、〇〇〇円	一、〇七五、〇〇〇円
五	八三三、〇〇〇円	八三三、〇〇〇円
六	六三六、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇七五、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一、一七〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第二条関係)」に改める。
別表第四の二中「別表第四の二」を「別表第四の二(第二条の二関係)」に改める。

別表第四の三中「別表第四の三」を「別表第四の三(第二条の三関係)」に改める。

別表第四の四中「別表第四の四」を「別表第四の四(第二条の四関係)」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第三条の五関係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(第三条の七、第四条の二関係)」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第七(第二条の八、第四条の三関係)

退職の時期の区分	率
昭和三十五年三月三十日以前	・三八一
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十日まで	・三五〇
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十日まで	・三四五
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十日まで	・三四一
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十日まで	・三三八
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十日まで	・三二九
昭和四十一年四月一日から昭和四十一年三月三十日まで	・三三〇
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十日まで	・三三五
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十日まで	・三一八
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十日まで	・三一二
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十日まで	・三〇三

を同条第十三項とし、同項の前に次の二項を加える。

12 残業加算等の期間を有していた更新組合員又は更新組合員であった者に係る遺族年金を受ける者（妻、子及び孫を除く。）が六十五歳に達したときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、当該遺族年金の年額を改定する。

2　退職年金を受ける更新組合員であつた者が、同条第五項とし、同項の前に次の三項を加える。

三十
七十歳に達した場合において、その者が前項各号に掲げる期間を有するときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の年額を改定する。

に対する同項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一」とあるのは「三百分の二」(その超える期間の年数が十年を超える場合

合におけるその超える部分の年数について、
は、「百分の一」と、同項第一号中「〔三〕百分

の「」とあるのは二百分の一(その超える期間の年数と前号の超える期間の年数とを合算した年数が十年を超える場合)におけるその超

える部分の年数については、三百分の一」と読み替えるものとする。

4
退職年金を受ける更新組合員であつた者が八十歳に達した場合において、その者が第一

項目名号に掲げる期間を有するときは、その者が前項の規定により読み替えて適用する第二項の規定に該当する者三みなして、当該戻戻

年金の額を改定する。

「、第五十条第三項の規定にかかるわらす」を加え、同条第二項中「皆」の下に「十年を超える場合は

期間を有する者に限る。」を、「控除期間等の期

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年八月十三日付の人事院勧告を実施するため、一般職の職員の俸給月額並びに初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び義務教育等教員特別手当の額を改定するとともに、非常勤の委員等に支給する手当の支給限度額を改定しようとするもの等であつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に伴い、昭和五十年度に必要な経費は、約千七百九十六億円である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年十月三十一日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改め

る。

る。

第十条の三第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第一号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から二十年以内」を削り、同項第一号中「十三万円」を「十四万円」に改め、同項第二号中「二万五千円」を「三万円」に改める。

第十二条第三項中「五千円」を「六十円」と、「五百円」を「二千円」に、「三千五百円」を「四千円」に改める。

第十二条第一項第一号中「四千円」を「五千円」に改め、同条第二項第一号中「一万円」を「二万円」に、「四千円」を「五千円」に、「二千円」を「三千円」に改める。

第十二条第二項第一号中「八千円」を「一万円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項第二号中「千三百円」を「千六百円」に、「一千三百円」を「二千八百円」に、「一千五百円」を「三千百円」に、「三千六百円」を「四千二百円」に改め、同項第三号中「八千円」を「一万円」に、「千円」を「千五百円」に改める。

第十九条の五第一項中「九千円」を「一万円」に改める。

第二十二条第一項中「一万五千五百円」を「一万六千五百円」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改め

る。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 219,700	円 169,600	円 150,500	円 127,300	円 106,600	円 87,700	円 77,300	円 64,200
2	229,500	176,600	156,500	132,700	111,400	92,100	80,500	66,000
3	239,300	183,800	162,500	138,200	116,200	101,100	87,700	67,800
4	249,100	191,400	168,600	143,700	121,100	105,600	91,500	69,700
5	258,900	199,000	174,700	149,200	126,100	110,100	95,100	72,100
6	268,700	206,600	180,900	155,000	131,100	114,500	98,700	74,600
7	278,500	214,200	187,200	160,800	136,100	118,900	102,200	77,300
8	288,300	221,800	193,500	166,800	141,100	122,800	105,300	79,400
9	298,100	229,400	200,800	172,800	146,200	126,600	108,400	81,400
10	307,900	236,800	208,100	178,800	151,300	130,500	111,200	83,400
11	315,200	244,000	212,400	184,800	156,400	134,400	114,000	85,400
12	320,700	251,200	218,700	190,700	161,400	138,300	116,800	87,400
13	326,200	258,200	224,900	196,600	166,400	141,700	119,100	89,400
14	331,300	263,700	230,900	202,300	170,900	145,000	121,400	91,300
15	336,600	269,200	235,900	208,000	175,100	148,200	123,700	93,200
16		273,100		212,500	179,300	151,400	126,000	94,600
17				217,000	182,300	154,100	128,100	
18				220,200	185,200	156,800	129,900	
19				223,400	188,100			
20					190,300			
21					192,500			
22								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

口 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 債	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	124,900	105,800	87,100	78,100	64,600	57,800
2	129,100	109,400	90,800	81,000	66,500	59,500
3	133,300	113,200	94,500	84,000	68,400	61,200
4	137,500	117,100	98,200	87,100	70,400	62,900
5	142,300	121,000	101,900	90,300	72,700	64,600
6	147,100	124,900	105,600	93,500	75,300	66,400
7	151,900	128,800	109,200	96,700	78,100	68,200
8	156,800	132,700	112,800	99,900	81,000	70,100
9	161,700	136,600	116,400	103,100	83,900	72,300
10	166,700	140,200	120,000	106,300	86,800	74,800
11	171,700	143,700	123,100	109,400	89,700	77,400
12	176,700	147,200	126,200	112,500	92,600	80,000
13	181,700	150,700	129,300	115,600	95,300	82,400
14	186,700	154,200	132,400	118,500	98,000	84,800
15	191,000	157,700	135,500	121,400	100,200	87,100
16	195,200	161,100	138,600	124,000	102,300	89,300
17	199,400	164,500	141,700	126,600	104,400	91,500
18	203,600	167,900	144,800	129,100	106,500	93,300
19	207,800	171,300	147,900	131,300	108,600	95,100
20	211,800	174,700	150,500	133,500	110,500	96,800
21	215,400	178,100	153,000	135,300	112,300	98,500
22	219,000	181,500	155,100	137,100	114,000	100,200
23	222,600	184,400	157,200	138,900	115,700	101,900
24	225,400	187,300	159,000	140,600	117,400	103,600
25		189,500		160,800		119,000
26						106,900
27						108,500
28						110,100
29						111,600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表(第六条関係)

職務の等級 号 債	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額							
1	229,800	191,400	—	—	—	100,700	86,800	—	—
2	237,500	199,000	178,400	166,200	143,400	121,500	105,300	90,600	70,800
3	245,200	206,600	184,900	172,300	148,800	126,600	109,900	94,400	73,200
4	252,900	214,200	191,400	178,400	154,200	131,700	114,500	98,200	75,700
5	260,800	221,800	197,900	184,600	160,200	136,800	119,100	101,900	78,700
6	268,700	229,400	204,400	190,900	166,200	142,000	123,700	105,000	81,700
7	276,500	236,800	210,700	197,200	172,300	147,300	128,000	108,100	84,700
8	288,300	243,500	217,000	203,500	178,400	152,600	131,800	110,900	87,300
9	298,100	250,200	223,300	209,800	184,600	157,900	135,600	113,600	89,100
10	307,900	256,700	229,600	216,100	190,800	163,200	139,400	116,300	90,900
11	315,200	263,200	236,000	222,400	197,000	168,600	143,200	119,000	92,600
12	320,700	269,700	242,400	228,700	203,200	173,900	146,800	121,700	94,300
13	326,200	276,200	248,800	235,000	209,400	179,200	150,400	124,300	96,000
14	331,300	282,700	255,200	241,300	215,600	183,600	153,700	126,900	97,700
15	335,600	289,200	261,600	247,500	221,800	187,200	156,400	128,800	99,100
16	295,700	267,600	253,100	227,900	190,800	159,100			
17	299,700	273,600	258,300	232,600	194,300	161,100			
18			277,300	261,700	237,300	197,000			
19				265,100	241,800	199,700			
20					245,000	201,900			
21					248,200				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

別表第三 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額								
1	229,800	191,400	—	166,200	143,400	111,800	88,500	79,200	—
2	237,500	199,000	178,400	166,200	143,400	111,800	93,100	82,000	73,700
3	245,200	206,600	184,900	172,300	148,800	116,800	97,700	84,800	76,300
4	252,900	214,200	191,400	178,400	154,200	121,900	102,300	88,300	79,000
5	260,800	221,800	197,900	184,600	160,200	127,000	106,900	92,600	81,800
6	268,700	229,400	204,400	190,900	166,200	132,200	111,500	97,000	84,600
7	278,500	236,800	210,700	197,200	172,300	137,400	116,000	101,400	88,000
8	288,300	243,500	217,000	203,500	178,400	142,600	120,500	105,700	92,100
9	298,100	250,200	223,300	209,800	184,600	147,900	125,100	110,000	96,300
10	307,900	256,700	229,600	216,100	190,800	153,200	129,700	114,800	100,500
11	315,200	263,200	236,000	222,400	197,000	158,500	134,300	118,600	104,700
12	320,700	269,700	242,400	228,700	203,200	163,800	138,900	122,900	108,900
13	326,200	276,200	248,800	235,000	209,400	169,100	143,500	127,200	113,100
14	331,300	282,700	255,200	241,300	215,600	174,400	148,100	131,500	117,300
15	335,600	289,200	261,600	247,500	221,800	179,700	152,700	135,900	121,500
16		295,700	267,600	253,100	227,900	184,700	157,300	140,300	125,700
17		299,700	273,600	258,300	232,600	189,700	162,000	144,700	129,900
18			277,300	261,700	237,300	194,700	166,700	149,100	134,100
19				265,100	241,800	199,600	171,400	153,500	138,300
20					245,000	203,700	176,100	157,900	142,500
21					248,200	207,700	180,800	162,400	146,700
22						211,700	186,500	166,900	150,800
23						215,700	190,200	171,400	154,900
24						219,700	194,300	175,800	159,000
25						222,500	198,300	180,200	163,100
26						225,300	202,300	184,600	167,200
27						228,100	206,300	188,500	171,300
28							210,300	192,400	175,400
29							212,900	196,200	179,500
30							215,500	200,000	182,900
31							218,100	203,800	186,300
32								206,300	189,700
33								208,800	193,100
34									195,500

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額								
1	229,800	191,400	—	166,200	143,400	121,500	100,700	86,800	—
2	237,500	199,000	178,400	166,200	143,400	126,600	105,300	90,600	70,800
3	245,200	206,600	184,900	172,300	148,800	121,700	109,900	94,400	73,200
4	252,900	214,200	191,400	178,400	154,200	131,700	114,500	98,200	75,900
5	260,800	221,800	197,900	184,600	160,200	136,800	119,100	101,900	79,100
6	268,700	229,400	204,400	190,900	166,200	142,000	123,700	105,500	82,500
7	278,500	236,800	210,700	197,200	172,300	147,300	128,000	109,100	85,900
8	288,300	243,500	217,000	203,500	178,400	152,600	132,000	112,700	88,700
9	298,100	250,200	223,300	209,800	184,600	157,900	136,000	116,300	91,500
10	307,900	256,700	229,600	216,100	190,800	163,200	140,000	119,700	94,200
11	315,200	263,200	236,000	222,400	197,000	168,600	144,000	123,100	96,900
12	320,700	269,700	242,400	228,700	203,200	173,900	147,900	126,500	99,600
13	326,200	276,200	248,800	235,000	209,400	179,200	151,800	129,900	102,200
14	331,300	282,700	255,200	241,300	215,600	183,600	155,500	133,300	104,800
15	335,600	289,200	261,600	247,500	221,800	187,200	159,200	136,600	107,300
16		295,700	267,600	253,100	227,900	190,800	162,500	139,900	109,800
17		299,700	273,600	258,300	232,600	194,800	165,600	142,700	112,300
18			277,300	261,700	237,300	197,000	168,300	145,400	114,800
19				265,100	241,800	199,700	171,000	147,300	117,300
20					245,000	201,900	173,000		119,700
21					248,200	204,100	175,000		122,100
22								123,900	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	218,000	178,300	145,800	121,200	96,500	—
2	226,300	186,300	152,200	126,900	100,900	75,700
3	234,600	194,300	158,600	132,600	105,300	78,700
4	243,000	202,300	165,000	138,400	110,000	83,000
5	251,400	210,100	171,400	144,200	114,800	87,300
6	259,600	217,700	177,800	149,700	119,600	91,600
7	267,800	225,300	184,100	155,200	124,400	95,900
8	276,000	232,900	190,300	160,600	128,800	99,600
9	284,200	240,400	196,500	165,800	133,100	103,200
10	291,100	247,900	202,200	171,000	137,300	106,600
11	298,000	255,400	207,900	176,000	141,200	110,000
12	303,600	262,400	213,600	181,000	145,100	112,700
13	309,200	269,400	219,300	186,000	148,900	115,400
14	314,800	275,400	224,300	191,000	152,700	118,000
15	319,600	281,400	229,300	195,900	156,500	120,600
16	324,400	287,000	234,300	200,800	160,300	123,200
17	328,400	292,600	239,300	205,400	164,000	125,800
18		297,700	243,400	209,900	166,900	128,400
19		301,400	246,700	212,900		131,000
20			250,000	215,900		132,900

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	143,800	116,300	95,900	79,600	65,600
2	148,400	120,900	99,600	82,600	67,400
3	153,000	125,500	103,300	85,800	69,300
4	157,600	130,100	107,300	89,000	71,400
5	162,200	134,700	111,700	92,400	74,000
6	167,100	139,300	116,200	95,800	76,700
7	172,000	143,800	120,700	99,200	79,400
8	177,200	147,800	125,300	102,600	82,400
9	182,500	151,700	129,800	106,000	85,400
10	187,800	155,500	134,400	109,900	88,600
11	193,100	159,300	138,900	113,800	91,900
12	198,400	163,100	142,500	117,700	95,200
13	203,700	166,900	146,100	121,600	98,500
14	209,000	170,700	149,600	125,300	101,900
15	213,500	174,500	153,100	128,900	105,300
16	217,900	178,200	156,600	132,500	108,700
17	222,300	181,900	159,800	136,000	112,000
18	226,700	185,500	163,000	139,500	115,300
19	231,100	189,100	165,900	142,900	118,600
20	235,500	192,700	168,800	145,700	121,800
21	239,300	196,300	171,300	148,500	124,200
22	243,100	199,000	173,800	151,000	126,600
23	246,900	201,700	176,100	153,400	128,400
24	249,900			178,100	155,700
25				180,100	157,600

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

一六八

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号

恩給法等の一部を改正する法律案外六件

一六九

別表第五 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 120,500	円 88,700	円 73,900
2	—	140,200	125,900	93,900	77,000
3	180,700	146,500	131,300	99,100	80,300
4	187,800	152,800	136,700	104,300	84,000
5	194,900	159,100	142,300	109,500	87,900
6	202,400	165,500	147,900	114,700	92,100
7	209,900	171,900	153,500	119,900	96,400
8	217,400	178,300	159,100	125,100	101,300
9	225,000	184,700	164,700	130,300	106,200
10	232,600	191,100	170,300	135,500	111,200
11	240,200	197,500	175,900	140,700	116,200
12	247,900	203,200	181,500	145,700	121,200
13	255,600	208,800	187,100	150,700	125,900
14	263,300	214,400	192,700	155,200	130,400
15	271,000	220,000	197,900	159,700	134,900
16	278,700	225,200	203,100	163,900	139,100
17	286,400	230,400	208,300	167,900	143,100
18	293,600	235,600	213,500	171,900	147,100
19	300,400	240,800	218,700	175,900	151,100
20	307,200	245,500	223,900	179,800	155,100
21	314,000	250,200	229,100	183,700	158,900
22	320,500	254,900	234,300	187,600	162,700
23	326,300	259,600	238,900	191,500	166,200
24	331,300	264,300	243,500	195,400	169,700
25	335,600	269,000	246,900	199,000	172,600
26		273,300	249,800	202,600	175,500
27				205,300	178,400
28				208,000	181,300
29					183,500
30					185,700

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 215,600	円 —	円 82,800	円 —
2	222,000	157,800	86,700	70,100
3	228,500	163,800	91,100	72,600
4	235,100	169,800	95,500	75,100
5	241,700	175,800	99,900	78,000
6	248,400	181,800	104,300	81,500
7	255,100	187,800	108,800	85,200
8	261,800	193,800	113,300	89,100
9	268,500	199,900	117,900	93,100
10	275,100	206,000	122,500	97,200
11	281,700	212,100	127,400	101,400
12	288,300	218,200	132,400	105,600
13	294,500	224,300	137,900	110,000
14	300,700	230,400	143,500	114,500
15	304,900	236,500	149,300	119,000
16		242,600	155,000	123,400
17		248,800	160,700	127,800
18		255,000	166,500	132,200
19		261,200	172,300	136,600
20		267,300	178,100	140,500
21		273,400	183,900	144,300
22		279,400	189,700	148,100
23		285,000	195,500	151,900
24		290,600	201,200	155,700
25		294,400	206,900	159,400
26			212,300	163,100
27			217,600	166,800
28			222,900	170,500
29			228,100	173,700
30			233,300	176,900
31			237,800	179,800
32			242,000	182,500
33			246,200	185,200
34			250,000	187,800
35			253,700	189,700
36			257,400	
37			260,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	213,100	—	75,100	—
2	219,000	134,200	78,900	70,100
3	224,900	140,000	82,800	72,600
4	230,900	145,900	86,700	75,100
5	236,900	151,800	91,100	78,000
6	242,900	157,700	95,500	81,500
7	248,900	163,600	99,900	85,200
8	254,900	169,500	104,300	89,100
9	260,800	175,400	108,800	93,100
10	265,700	181,100	113,300	97,100
11	270,700	186,800	117,900	101,200
12	275,700	192,400	122,500	105,300
13	279,900	198,000	127,400	109,400
14	284,100	203,600	132,400	113,500
15	287,800	209,200	137,900	117,600
16		214,800	143,500	121,600
17		220,400	149,200	125,600
18		226,000	154,900	129,500
19		231,600	160,600	133,300
20		237,100	166,300	137,100
21		242,600	172,000	140,800
22		247,700	177,500	144,300
23		252,300	182,800	147,800
24		256,700	188,100	150,900
25		260,800	193,100	153,800
26		264,200	198,000	156,400
27		266,900	202,900	159,000
28		269,600	207,800	161,300
29		272,300	212,400	163,300
30			217,000	165,300
31			221,500	167,100
32			226,000	
33			230,200	
34			234,400	
35			238,200	
36			241,500	
37			244,800	
38			247,800	
39			250,100	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十年十一月七日 參議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

二 教育職俸給表(四)

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

職務の等級 号 債	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	240,100	—	120,500	94,900	76,100
2	247,800	152,800	125,900	100,000	80,300
3	255,500	159,100	131,300	105,100	84,500
4	263,200	165,500	136,700	110,200	88,700
5	270,900	171,900	142,300	115,300	93,400
6	278,600	178,300	147,900	120,500	98,100
7	286,300	184,700	153,500	125,700	102,900
8	293,600	191,100	159,100	130,900	107,700
9	300,400	197,500	165,500	136,100	112,500
10	307,200	203,900	171,900	141,500	117,300
11	314,000	210,300	178,300	146,900	122,000
12	320,500	217,400	184,700	152,500	126,700
13	326,300	225,000	191,100	158,100	131,400
14	331,400	232,600	197,500	163,800	136,000
15	335,700	240,200	203,200	169,500	140,600
16		247,900	208,800	175,200	145,000
17		255,600	214,400	180,900	149,300
18		263,300	220,000	184,400	153,600
19		271,000	225,200	191,900	157,600
20		278,700	230,400	197,300	161,500
21		285,400	235,600	202,700	165,400
22		290,200	240,800	208,100	169,200
23		295,000	245,500	213,500	172,900
24		299,800	250,200	218,700	176,500
25		304,500	254,500	223,900	180,000
26		309,200	258,800	229,100	183,300
27		313,100	262,800	234,300	186,000
28			266,000	238,900	188,700
29				243,500	
30				247,800	
31				252,100	
32				256,000	
33				259,000	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級 号 債	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	—	—	79,800	69,900	—
2	—	—	82,900	72,500	64,300
3	—	—	87,000	75,200	66,100
4	175,600	125,200	91,800	78,000	67,900
5	182,800	131,300	96,600	81,200	69,900
6	190,400	137,400	101,400	84,900	72,400
7	198,000	143,600	106,200	89,000	75,000
8	205,600	149,800	111,200	93,300	77,700
9	213,800	156,000	116,300	98,000	80,000
10	222,000	162,200	121,400	102,700	82,200
11	230,200	168,200	126,500	107,400	84,400
12	238,600	174,200	131,800	112,100	86,600
13	247,000	180,200	136,700	116,800	88,700
14	255,400	185,600	141,700	121,500	90,800
15	263,800	191,000	146,700	125,900	92,900
16	272,100	196,000	151,700	129,800	95,000
17	280,400	200,600	156,700	133,600	96,500
18	288,700	204,900	161,300	137,400	
19	297,000	209,200	165,900	141,200	
20	305,300	213,500	170,500	144,900	
21	312,300	217,800	175,100	148,600	
22	317,500	222,100	179,600	152,300	
23	322,700	226,400	184,100	155,300	
24	327,300	230,700	188,100	158,200	
25	331,900	234,600	192,000	160,500	
26	335,600	238,500	194,900	162,800	
27		241,500	197,800		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	223,000	170,000	—	101,800
2	230,600	177,500	148,000	107,800
3	238,200	185,000	155,200	113,800
4	245,800	192,600	162,600	119,800
5	253,400	200,200	170,000	126,800
6	260,900	207,800	177,400	133,800
7	268,400	215,400	184,800	140,900
8	275,600	223,000	192,300	148,000
9	282,800	230,600	199,800	155,100
10	290,000	238,200	207,300	162,200
11	297,200	245,800	214,800	169,300
12	304,400	252,700	221,200	175,000
13	311,400	259,600	227,600	180,700
14	318,400	266,500	233,600	186,400
15	324,200	273,400	239,600	192,100
16	330,000	280,200	245,600	197,800
17	335,800	286,700	251,600	203,500
18	340,900	293,200	257,600	209,200
19	345,200	299,700	263,600	214,700
20		305,300	268,600	218,500
21		310,900	273,600	222,300
22		314,800	278,300	225,100
23		318,700	281,600	
24			284,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	特 2 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	214,800	175,400	156,500	132,700	98,100	79,500	70,100	—
2	223,100	182,900	162,500	138,400	102,700	82,700	72,900	66,100
3	231,400	190,600	168,600	144,100	107,400	86,100	75,700	68,000
4	239,900	198,300	174,700	149,900	112,100	89,500	78,800	70,000
5	248,400	206,000	180,900	155,900	116,800	93,600	82,000	72,500
6	256,900	213,700	187,200	161,900	121,600	97,700	85,400	75,200
7	265,400	221,400	193,500	167,900	126,400	102,000	88,800	77,900
8	273,900	229,100	199,800	173,900	131,400	106,300	92,200	79,900
9	282,400	236,800	206,100	179,900	136,400	110,600	95,600	81,800
10	290,900	244,000	212,400	185,900	141,500	114,900	99,000	83,700
11	296,300	251,200	218,700	191,800	146,600	119,200	102,400	85,600
12	301,300	258,200	224,900	197,500	151,700	123,100	105,500	87,500
13	306,300	263,700	230,900	203,200	156,800	127,100	108,600	88,900
14	311,000	269,200	235,900	208,800	161,800	131,100	111,400	
15	315,700	274,700	240,800	213,600	166,800	135,000	114,200	
16	319,800	278,600	244,200	218,400	171,500	138,800	117,000	
17			247,600	222,700	176,000	142,300	119,300	
18				227,000	180,500	145,700	121,600	
19				230,200	183,700	148,900	123,900	
20					186,800	152,100	125,700	
21					189,900	154,700		
22					192,100	156,700		
23					194,300	158,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

一七一

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十一号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

八 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 倍	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	153,300	119,600	102,200	77,700	68,300
2	158,900	124,200	106,300	81,100	79,600
3	164,500	128,800	110,500	84,500	72,900
4	170,100	133,500	114,800	87,900	75,200
5	176,100	138,300	119,100	91,400	77,700
6	182,100	143,200	123,400	94,900	81,000
7	188,200	148,100	127,700	98,500	84,400
8	194,300	153,000	132,000	102,100	87,800
9	200,400	157,900	136,300	105,700	91,300
10	206,600	162,800	140,600	109,300	94,800
11	212,800	167,700	144,900	113,000	98,200
12	219,000	172,600	149,200	116,700	101,600
13	225,200	177,500	153,600	120,300	105,000
14	231,300	182,400	158,000	123,900	108,400
15	237,400	187,300	162,400	127,500	111,700
16	242,700	192,200	166,800	131,100	115,000
17	248,000	197,100	171,200	134,700	118,300
18	252,800	202,000	175,600	138,300	121,600
19	257,600	206,900	180,000	141,900	124,900
20	260,900	211,700	184,200	145,400	128,200
21	264,200	216,200	188,400	148,900	131,500
22	267,500	219,800	192,600	152,400	134,800
23		223,400	196,100	155,900	137,600
24		227,000	199,500	159,400	140,400
25		229,800	202,900	162,900	143,200
26		232,600	205,500	166,400	145,900
27		235,000	208,100	169,900	148,400
28			210,400	173,400	150,900
29				176,400	152,900
30				178,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表(第六条関係)

号 倍	俸 給 月 額
1	円 305,000
2	332,000
3	369,000
4	406,000
5	433,000
6	470,000
7	510,000
8	550,000
9	585,000
10	625,000
11	660,000
12	680,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則を定めるものに適用する。

(特定の職務の等級の切替え)	1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。
の前日においてその者が属していた職務の等級が医療職俸給表(二)の二等級であった職員の切替え	2 昭和五十年四月一日(以下「切替日」という。)は、人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間を増減した期間)を新号俸を受ける期間に通算する。
日本における職務の等級は、人事院の定めることにより、同表の特一等級又は二等級とする。	3 前項の規定により切替日における職務の等級が医療職俸給表(二)の特二等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の切替日においてその者が受けたいた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する号俸(以下この項及び次項において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けたいた号俸(以下「旧号俸」という。)に對応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が医療職俸給表(二)の二等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。
(特定の号俸の切替え等)	4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以後における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けたいた期間(人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間を増減した期間)を新号俸を受ける期間に通算する。
	5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けっていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

9 切替期間において、改正前の法第十二条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十二条の六の規定による

住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十二条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十二条の六の規定にかかわらず、なお從前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十二条の

六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされたいた職員のうち、改正後の法第十二条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十二条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十一年三月三十一日(同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員については、人

条の六又は前項)の規定による給与の内払のみなす。

(人事院規則への委任)

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、内閣総理大臣、国務大臣、会計検査院長及び人事院総裁を除く特別職の国家公務員の俸給月額を改定するとともに、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額並びに沖縄国際海洋博覧会政府代表の俸給月額の改定を行おうとするものであつて、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十年度に必要な経費は、約一億円である。

附則別表 医療職俸給表(二)の特2等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1から5まで	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年十一月六日
参議院議長 河野 謙三殿
内閣委員長 加藤 武徳

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 河野 謙三殿

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改

正する
第三

別職の職員の給与に関する 特別職の職員の給与

第四条第一項中「一万五千五百円」を「一万六千五百円」に改める。

九

別表第一
(第三条関係)

官	職	名	俸 給	月 額
國務大臣	内閣總理大臣		一、二五〇、〇〇〇円	
會計檢查院長	國務大臣		九〇〇、〇〇〇円	
人事院總裁	會計檢查院長			
宮内府長官	内閣法制局長官			
宮内府長官	公正取引委員会委員長		七八〇、〇〇〇円	
檢査官(会計検査院長を除く。)	人事官(人事院總裁を除く。)			
政務次官	公害等調整委員会委員長			
内閣官房副長官	内閣官房副長官			
總理府總務副長官	總理府總務副長官			
侍 徒 長	侍 徒 長			
國家公安委員会委員	國家公安委員会委員			
公正取引委員会委員	公正取引委員会委員			
地方財政審議会会长	中央更生保護審査会委員長			
航空事故調査委員会委員長	航空事故調査委員会委員長			
式部官長	式部官長			
公害等調整委員会の常勤の委員	六七〇、〇〇〇円			
社会保険審査会の委員長及び委員	六六〇、〇〇〇円			
労働保険審査会委員				

別表第一 第三条関係

官	職	名	俸	給	月	額
大	使		五号俸	七八〇、	〇〇〇	円
			四号俸	六七〇、	〇〇〇	円
			三号俸	六六〇、	〇〇〇	円
			二号俸	五六五、	〇〇〇	円
			一号俸	五三五、	〇〇〇	円
公	使		四号俸	六七〇、	〇〇〇	円
			三号俸	六六〇、	〇〇〇	円
			二号俸	五六五、	〇〇〇	円
			一号俸	〇〇〇	〇〇〇	円

五八五、〇〇〇四

公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員	原子力委員会の常勤の委員
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を 代表する委員	宇宙開発委員会の常勤の委員
中央更生保護審査会の常勤の委員	土地鑑定委員会の常勤の委員
科学技術会議の常勤の議員	航空事故調査委員会の常勤の委員
運輸審議会委員	東宮大夫
官 職 名	大 使
官 職 名	公 使
別表第三 (第三条関係)	
秘書官	

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号
恩給法等の一部を改正する法律案外六件

(沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

附 則

第二条 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「六十四万円」を「六十七万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

2 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律又は沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和五十年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の職員の例に準じて、防衛厅職員の俸給月額等を改定するとともに、當舎または船舶内に居住する曹以下の自衛官の特殊な法的拘束性にかんがみ、これら自衛官の俸給月額の改定等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行に伴い、昭和五十年度に必要な経費は、約八百三十九億円である。

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十年十月三十一日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

審査報告書

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年十一月六日

参議院議長 河野 謙三殿 内閣委員長 加藤 武徳

別表第一及び別表第二を次のように改める。
万三千八百三十円」を「四

士士士 陸海空 等々等	士士士 陸海空 等々等	士士士 陸海空 等々等	111 等長長 等等等	111 等長長 等等等	111 等長長 等等等	曹曹曹 陸海空 等等等	曹曹曹 陸海空 等等等	曹曹曹 陸海空 等等等	111 等長長 等等等	111 等長長 等等等	111 等長長 等等等	111 等長長 等等等
俸給月額												
円 112,900	円 107,900	円 94,000	円 83,800	円 79,600	円 73,300	円 70,000	円 64,000	円 61,300				
115,500	113,000	99,100	88,900	83,500	76,400	73,000						
118,000	118,000	104,100	94,000	88,200	79,500	76,000						
123,100	123,100	109,200	99,100	93,000	83,000	79,000						
128,100	128,100	114,200	104,100	97,900	86,900							
133,000	133,000	119,100	109,200	102,600	90,700							
138,100	138,100	124,200	114,200	107,300	94,600							
143,200	143,200	129,300	119,100	112,100	98,300							
148,200	148,100	134,200	124,200	116,700	102,000							
153,300	153,100	139,200	129,300	121,300								
158,300	158,000	144,100	134,200	125,800								
163,400	163,000	149,100	139,100	130,200								
168,500	168,000	154,100	143,900	134,600								
173,500	172,900	159,000	148,600	139,000								
178,700	178,000	164,000	153,200	142,800								
183,800	183,000	168,900	157,800	146,500								
188,900	188,100	173,900	162,400	150,300								
194,000	193,200	178,900	166,600	154,000								
199,000	198,200	183,800	170,600	157,700								
204,100	203,300	188,800	174,600									
209,100	208,300	193,800	178,500									
213,600	212,800	198,300	182,400									
218,000	217,200	202,700										
222,400	221,600	207,100										

占める者で政令で定めるものとする。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 俸	指 定 職	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	305,000	1	241,300	186,300	—	117,100
2	332,000	2	252,000	194,000	165,300	122,300
3	369,000	3	262,800	201,900	171,900	127,600
4	406,000	4	273,600	210,200	178,500	133,000
5	438,000	5	284,400	218,500	185,200	139,800
6	470,000	6	295,200	226,900	191,900	145,800
7	510,000	7	306,000	235,300	198,700	151,800
8	550,000	8	316,800	243,700	205,600	157,800
9	585,000	9	327,500	252,000	212,500	163,900
10	625,000	10	338,200	260,100	219,500	170,200
11	660,000	11	346,200	268,000	226,400	176,600
		12	352,300	275,900	233,300	183,200
		13	358,300	283,600	240,200	189,800
		14	363,900	289,600	247,000	196,400
		15	368,600	295,600	253,600	203,000
		16		299,900	259,100	209,500
		17			264,500	215,900
		18			268,200	222,200
		19				228,500
		20				233,500
		21				238,400
		22				241,900

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階 級	陸	海	空	將	將	補	1 等 陸 佐	2 等 陸 佐	3 等 陸 佐	1 等 駆 將	2 等 駆 將
	陸	海	空	將	將	補	1 等 海 佐	2 等 海 佐	3 等 海 佐	1 等 駆 空	2 等 駆 空
号 俸	俸 給 月 額						俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
1	305,000	259,800	225,400	192,900	166,500	—	135,000	118,400	—	—	—
2	332,000	270,200	234,000	199,800	172,600	159,900	140,700	123,600	—	—	—
3	369,000	281,200	242,600	207,900	179,300	165,900	146,400	128,900	—	—	—
4	406,000	292,300	251,200	216,500	186,000	172,000	152,100	134,300	—	—	—
5	438,000	303,400	259,800	225,100	192,800	178,600	157,900	139,600	—	—	—
6	470,000	314,500	268,400	233,700	199,700	185,300	163,800	145,000	—	—	—
7	510,000	325,600	277,000	242,300	206,600	192,000	169,700	150,500	—	—	—
8	550,000	336,600	285,700	250,800	213,600	198,700	175,600	155,900	—	—	—
9	585,000	347,600	294,100	259,300	220,600	205,300	181,500	161,400	—	—	—
10	625,000	355,800	300,700	267,300	227,700	211,900	187,400	166,800	—	—	—
11	660,000	362,000	307,200	275,200	234,800	218,500	198,400	171,900	—	—	—
12		368,200	311,700	283,000	241,900	225,100	199,700	177,000	—	—	—
13			316,100	290,700	248,900	231,600	205,900	182,200	—	—	—
14			320,500	296,700	255,900	238,100	211,700	187,400	—	—	—
15				302,700	262,900	244,500	217,400	192,600	—	—	—
16				307,100	269,800	250,700	223,100	197,700	—	—	—
17				311,500	276,700	255,600	227,800	202,800	—	—	—
18					282,900	260,500	232,500	207,900	—	—	—
19					288,800	265,200	237,200	212,900	—	—	—
20					293,200	269,600	241,800	217,400	—	—	—
21					297,600	274,200	246,200	221,800	—	—	—
22					302,000	—	—	226,200	—	—	—
23											
24											

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 恩給法等の一部を改正する法律案外六件

第二条 防衛厅職員給与法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「一万三千八百三十円」を「四千三百三十円」に改める。

別表第二中

1等 1等 1等 陸海空 曹曹曹	2等 2等 2等 陸海空 曹曹曹	3等 3等 3等 陸海空 曹曹曹	陸海空 士士士 長長長	1等 1等 1等 陸海空 士士士 士士士	2等 2等 2等 陸海空 士士士 士士士	3等 3等 3等 陸海空 士士士 士士士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 94,000	円 83,800	円 79,600	円 73,300	円 70,000	円 64,000	円 61,300
99,100	88,900	88,500	76,400	73,000		
104,100	94,000	88,200	79,500	76,000		
109,200	99,100	93,000	83,000	79,000		
114,200	104,100	97,900	86,900			
119,100	109,200	102,600	90,700			
124,200	114,200	107,300	94,600			
129,300	119,100	112,100	98,300			
134,200	124,200	116,700	102,000			
139,200	129,300	121,300				
144,100	134,200	125,800				
149,100	139,100	130,200				
154,100	143,900	134,600				
159,000	148,600	139,000				
164,000	153,200	142,800				
168,900	157,800	146,500				
173,900	162,400	150,300				
178,900	166,600	154,000				
183,800	170,600	157,700				
188,800	174,600					
193,800	178,500					
198,300	182,400					
202,700						
207,100						

を

1等 1等 1等 陸海空 曹曹曹	2等 2等 2等 陸海空 曹曹曹	3等 3等 3等 陸海空 曹曹曹	陸海空 士士士 長長長	1等 1等 1等 陸海空 士士士 士士士	2等 2等 2等 陸海空 士士士 士士士	3等 3等 3等 陸海空 士士士 士士士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 103,700	円 92,500	円 89,300	円 83,000	円 79,700	円 73,700	円 71,000
108,800	98,600	93,200	86,100	82,700		
113,800	103,700	97,900	89,200	85,700		
118,900	108,800	102,700	92,700	88,700		
123,900	113,800	107,600	96,600			
128,800	118,900	112,300	100,400			
133,900	123,900	117,000	104,300			
139,000	128,800	121,800	108,000			
143,900	133,900	126,400	111,700			
148,900	139,000	131,000				
153,800	143,900	135,500				
158,800	148,800	139,900				
163,800	153,600	144,300				
168,700	158,300	148,700				
173,700	162,900	152,500				
178,600	167,500	156,200				
183,600	172,100	160,000				
188,600	176,300	163,700				
193,500	180,300	167,400				
198,500	184,300					
203,500	188,200					
208,000	192,100					
212,400						
216,800						

に改める。

2 1 この法律は、公布の日から施行する。
改定後の国家公務員等の旅費に関する法律
(以下「新法」という。)の規定は、次項に定める
ものを除き、この法律の施行の日(以下「施行
日」という。)以後に完了する旅行について適用
し、施行日前に完了した旅行については、なお
従前の例による。

3 新法第十九条第一項の規定並びに別表第一の
一及び別表第二の一の規定(着後手当に係る部

○加藤武徳君登壇、拍手)

案につきまして、内閣委員会における審査の経過

恩給法等の一部を改正する法律案外六件

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号

内閣總理大臣等

内閣總理大臣等及び最高裁判所長官

國務大臣等及び特命全權大使

その他の者

指定職の職務にある者

二等級以上の職務にある者

三等級以下五等級以上の職務にある者

六等級以下の職務にある者

三、四〇〇円

三、〇〇〇円

二、七〇〇円

一〇、四〇〇円

九、一〇〇円

八、一〇〇円

四、〇〇〇円

八、四〇〇円

六、四〇〇円

五、六〇〇円

六、七〇〇円

七、二〇〇円

八、五〇〇円

九、一〇〇円

一〇、二〇〇円

一一、三〇〇円

一二、四〇〇円

一三、五〇〇円

一四、六〇〇円

一五、七〇〇円

一六、八〇〇円

一七、九〇〇円

一八、一〇〇円

一九、二〇〇円

二〇、三〇〇円

二一、四〇〇円

二二、五〇〇円

二三、六〇〇円

二四、七〇〇円

二五、八〇〇円

二六、九〇〇円

二七、一〇〇円

二八、二〇〇円

二九、三〇〇円

三〇、四〇〇円

三一、五〇〇円

三二、六〇〇円

三三、七〇〇円

三四、八〇〇円

三五、九〇〇円

三六、一〇〇円

三七、二〇〇円

三八、三〇〇円

三九、四〇〇円

四〇、五〇〇円

四一、六〇〇円

四二、七〇〇円

四三、八〇〇円

四四、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

四五、九〇〇円

四五、一〇〇円

四五、二〇〇円

四五、三〇〇円

四五、四〇〇円

四五、五〇〇円

四五、六〇〇円

四五、七〇〇円

四五、八〇〇円

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十年十月三十一日

参議院議長 河野謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎
別表を次のように改める。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「三十四万五千円」を「三十六万九千円」に改める。

別表(第二条関係)

区	分	俸給月額
檢事長	檢事長	九〇〇、〇〇〇円
次長	檢事	六八〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長		七三〇、〇〇〇円
その他の検事長		六八〇、〇〇〇円
一号		六六〇、〇〇〇円
二号		五八五、〇〇〇円
三号		五五〇、〇〇〇円
四号		四五〇、〇〇〇円
五号		三六九、〇〇〇円
六号		三三二、〇〇〇円
七号		三〇五、〇〇〇円
八号		二五〇、〇〇〇円
九号		二二四、〇〇〇円
十号		二〇七、五〇〇円
十一号		一九一、五〇〇円
十二号		一七六、五〇〇円
十三号		

副

検

事

十四号	一五六、二〇〇円
十五号	一五四、六〇〇円
十六号	一四七、七〇〇円
十七号	一四七、七〇〇円
十八号	一一七、三〇〇円
十九号	一一九、〇〇〇円
二十号	一一九、〇〇〇円
二十一号	一一四、一〇〇円
二十二号	一一九、〇〇〇円
二十三号	一〇六、六〇〇円
二十四号	一〇〇、六〇〇円
二十五号	
二十六号	

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の

規定は、昭和五十年四月一日から適用する。
2 検察官が昭和五十年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律に

よる改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内訳とみなす。

[多田省吾君登壇、拍手]

○多田省吾君 ただいま議題となりました二法案について、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

その主な内容は、高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する特別職の職員の俸給の増額に準じて、また、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給については、これに対応する一般の政府職員の俸給の増額に準じていずれもそれを増額することとし、これらの改正は本年四月一日にさかのばってこれを適用しようとするものであります。

委員会におきましては、判事、検事相互間の人事交流の運用の実情、裁判所職員の待遇改善と補充対策等について質疑がありました。その詳細は会議録に譲ることにいたします。

かくて質疑を終了し、討論には別に発言もなく、順次採決の結果、右二法案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

本日は、これにて散会いたします。

午後九時四十七分散会

[賛成者起立]

○副議長(前田佳都男君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもつて可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

出席者は左のとおり。

議員

河野謙三君

高橋邦雄君

細川謙熙君

四郎君

橋本繁蔵君

佐藤隆君

前田佳都男君

林田悠紀夫君

対馬儀作君

福間勝君

矢田部理君

小林茂君

柳田桃太郎君

内藤督三郎君

寺本広作君

高橋正雄君

久保亘君

太田淳夫君

宮田陳平君

喜屋武真榮君

寺本高橋君

河野喜原君

高橋正雄君

下村泰君

塙出啓典君

高橋昭範君

寺本岩動君

高橋道行君

高橋高橋君

市川房枝君

平井輝君

阿部憲一君

寺本重信君

高橋寺下君

高橋喜原君

宮田卓志君

中西房雄君

藤原秀彦君

寺本桑名君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出栗林君

平井中西君

阿部矢追君

寺本吉田君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出田代君

平井阿部君

阿部矢追君

寺本迫水君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出木島君

平井鈴木君

阿部柏原君

寺本迫水君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出久保田君

平井白木君

阿部木島君

寺本迫水君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出田渕君

平井白木君

阿部柏原君

寺本迫水君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出木島君

平井白木君

阿部柏原君

寺本迫水君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出向井君

平井佐多君

阿部宗二君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出佐多君

平井白木君

阿部白木君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出多田君

平井多田君

阿部多田君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出長年君

平井邦夫君

阿部邦夫君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出又三君

平井省吾君

阿部省吾君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出福岡君

平井秦野君

阿部秦野君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出青井君

平井林君

阿部林君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出井上君

平井藤井君

阿部井上君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出藤井君

平井原文君

阿部原文君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出丙午君

平井政美君

阿部政美君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出中村君

平井吉夫君

阿部吉夫君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出中村君

平井松岡君

阿部松岡君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出大谷君

平井藤徳君

阿部藤徳君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出藤徳君

平井伊藤君

阿部伊藤君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出五郎君

平井大谷君

阿部大谷君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出恵吉君

平井神田君

阿部神田君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出謹二君

平井中村君

阿部中村君

寺本利次君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出立木君

平井立木君

阿部立木君

寺本立木君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出波男君

平井波男君

阿部波男君

寺本波男君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出清一君

平井清一君

阿部清一君

寺本清一君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出久司君

平井久司君

阿部久司君

寺本久司君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出金五君

平井金五君

阿部金五君

寺本金五君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出謙君

平井謙君

阿部謙君

寺本謙君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出惠市君

平井惠市君

阿部惠市君

寺本惠市君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出博君

平井博君

阿部博君

寺本博君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出公詔君

平井公詔君

阿部公詔君

寺本公詔君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出楨君

平井楨君

阿部楨君

寺本楨君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出和田君

平井和田君

阿部和田君

寺本和田君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出寺田君

平井寺田君

阿部寺田君

寺本寺田君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出和田君

平井和田君

阿部和田君

寺本和田君

高橋寺下君

高橋矢谷君

塙出辻君

平井辻君

阿部辻君

寺本辻君

高橋寺

昭和五十年十一月七日 参議院会議録第十号 質問主意書及び答弁書

別表1 松くい虫防除予算の推移

区分	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度
[民有林]					
立木駆除	279百万円 320千m ³	257百万円 254千m ³	448百万円 413千m ³	274百万円 210千m ³	297百万円 199千m ³
薬剤予防	33百万円 3,100ha	35百万円 3,230ha	139百万円 5,680ha	395百万円 12,100ha	775百万円 24,100ha
その他	43百万円	50百万円	156百万円	238百万円	182百万円
計	355百万円	342百万円	743百万円	907百万円	1,254百万円
[農林省所管国有林]					
松くい虫防除	475百万円 125千m ³	464百万円 99千m ³	545百万円 92千m ³	752百万円 95千m ³	1,073百万円 98千m ³
[合計]	830百万円	806百万円	1,288百万円	1,659百万円	2,327百万円

- (注) 1. 立木駆除とは、秋期に被害木を伐倒して駆除する事業である。
 2. 薬剤予防とは、春期に生立木に対して薬剤を散布して被害を未然に防止する事業である。
 3. その他は、伐採跡地駆除・伐採木等駆除、枯損幼齢木駆除等である。
 4. 民有林の48年度は、予備費分を含む。

別表2 昭和49年度松くい虫防除予算の負担区分

区分	事業量	国費 (百万円)	県費 (百万円)	森林所有者等 (百万円)	計 (百万円)
[大臣命令駆除事業]					
立木駆除	37千m ³	66	0	54	120
薬剤予防	3,600ha	181	0	0	181
その他		78	0	0	78
小計		325	0	54	379
[補助事業]					
立木駆除	173千m ³	208	104	255	567
薬剤予防	8,500ha	214	107	107	428
その他		160	80	0	240
小計		582	291	362	1,235
[計]					
立木駆除	210千m ³	274	104	309	687
薬剤予防	12,100ha	395	107	107	609
その他		238	80	0	318
合計		907	291	416	1,614

(注) 地方公共団体の予算額は、県費欄である。

別表3 指定県4県の昭和49年度松くい虫防除予算額

区分	事業量	国費 (千円)	県費 (千円)	森林所有者等 (千円)	計 (千円)
[千立葉木剤の計]	県]除防他 6,300m ³ 520ha	7,260 13,104 0 20,364	3,630 6,552 0 10,182	9,900 6,552 0 16,452	20,790 26,208 0 46,998
[静立葉木剤の計]	岡]除防他 2,538m ³ 400ha	3,342 10,080 445 13,867	1,671 5,040 223 6,934	3,363 5,040 0 8,403	8,376 20,160 668 29,204
[岡立葉木剤の計]	山]除防他 81,260m ³ 2,540ha	94,306 74,592 1,372 170,270	40,269 26,712 0 66,981	133,584 26,712 0 160,296	268,159 128,016 1,372 397,547
[大立葉木剤の計]	県]除防他 35,000m ³ 1,640ha	43,780 47,628 7,846 99,254	19,250 17,514 3,535 40,299	52,470 17,514 0 69,984	115,500 82,656 11,381 209,587

- (注) 1. 国及び県の予算額は、それぞれ国費及び県費欄である。
 2. その他とは、伐採跡地駆除、伐採木等駆除、枯損幼齢木駆除等である。

昭和五十一年お年玉つき年賀はがきの措置に
関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

昭和五十年十月十五日

野末 陳平

参議院議長 河野 謙三殿

- (ハ) 投かん後、配達日前に値上げがある場合。
 (イ) 発売日前に値上げがある場合。
 (ロ) 発売後、投かん日前に値上げがある場合。

昭和五十一年お年玉つき年賀はがきの措置に
に関する質問主意書

現在、国会において郵便料金の値上げが微妙な
段階を迎えていたが、他方、国民の間で定着した
人気をもつお年玉つき年賀はがきの発売日が迫っ
ている。政府は、この年賀はがきの発売に関し
て、どのような措置を講じておられるのか。以下の諸
点について質問する。

- 一、発売日について、例年は十一月五日となつて
いるが、今年の発売日の予定はいか。
- 二、現在の準備について、値上げ後の新料金のは
がきを印刷しているのか、現行料金のはがきを
印刷しているのか、その両方はがきを印刷して

いるのか、いずれであるか明らかにされたい。
 三、現行料金のはがきを印刷している場合、予想
される以下の状況に対する措置をいかに考えて
いるか明らかにされたい。

- (イ) 発売日前に値上げがある場合。

- (ロ) 発売後、投かん日前に値上げがある場合。

四、いすれにせよ、今回の年賀はがきの発売は、
 郵便料金の値上げとの関連で種々の問題を生起
 せしめる可能性がある。そこで、政府は、今回
 の年賀はがきにかぎり、とくに発売を見合わせ
 るつもりはあるか、あるいは、値上げの如何に
 かかるわらず、現行料金のまま、配達する考えは
 あるか。

右質問する。

昭和五十年十月二十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員野末陳平君提出昭和五十一年お年玉
 つき年賀はがきの措置に関する質問に対し、別

官報(号外)

紙答弁書を送付する。

郵便料金の納付が必要となる。

参議院議員野末陳平君提出昭和五十一年お

年玉つき年賀はがきの措置に関する質問に
対する答弁書

一、について

昭和五十一年用お年玉つき年賀はがきの発売
日については、現在慎重に検討中であり、決定

四、について

お年玉つき年賀はがきについては、国民の需
要にこたえて発行しているところであり、発売

(ハ) 改正法律の施行前に差し出された郵便物
については、郵便料金の追加納付は必要とし
ない。

一、今回の公務員給与の改定にあたり、特別職の
職員給与のうち内閣総理大臣および国務大臣等
の給与が据え置かれているが、この措置はどの
ような政治的判断によってとられたものである
のか明らかにされたい。

参議院議員野末陳平君提出特別職の職員の給与
改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

二、このような据え置きの措置は過去にも例があ
り、その翌年には前年の据え置き分も含めて大
幅な引き上げ改定がなされている。それ故、こ
のような据え置きの措置は小手先の細工であ
り、なんら政策的、財政的に寄与するものとは
思われないが、この点、政府はどう考えるの
か。

一、について

昭和五十一年用お年玉つき年賀はがきの発売
日については、現在慎重に検討中であり、決定
していない。

二、について

昭和五十一年用お年玉つき年賀はがきは、現
行郵便法に規定する郵便料金の料額印面で、印
刷調製中である。

三、について

(イ) 昭和五十一年用お年玉つき年賀はがきの
発売日以前に、郵便法の一部を改正する法律
案(第七十六回国会閣法第二号)が可決され、
改正法律が施行される場合は、改正料金との
差額を付加した額で発売する方法について検
討している。

(ロ) 昭和五十一年用お年玉つき年賀はがきの
発売後、当該はがきの差出し前に改正法律が
施行される場合は、差出しの際不足相当額の

特別職の職員の給与改定に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

昭和五十年十月二十日

野末 陳平

参議院議長 河野 謙三殿

特別職の職員の給与改定に関する質問主意書

一、現在、問題となつてゐる歳入欠陥およびこれ
に対処すべき赤字国債発行の問題はあげて政府
の財政政策の失敗によるもので、政府はこれに
対し、実のある責任の態度を具体的に明らかに
すべきである。そのひとつとして、この際、給
与の据え置きなどじまらず、総理をはじめ各國
務大臣は期末手当を当分の間、辞退返上する措
置を講ずべきであると思うがどうか。

政府の誠意ある答弁を願う。

右質問する。

三、について

最近における経済の停滞等に伴い財政面にお
いても極めて困難な状況にあり、このため、政

昭和五十年十月二十八日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員野末陳平君提出特別職の職員の給与
改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

三、について

内閣総理大臣及び国務大臣等の給与について
は、従来からその職責その他諸般の事情を考慮
して決定しているところであるが、我が国經濟
社会の置かれている厳しい現下の諸情勢にかん
がみ、本年はこれをすえ置くこととしたもので
ある。

参議院議員野末陳平君提出特別職の職員の給与
改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

府としては歳入歳出両面にわたる各般の努力を払つてゐるところである。

内閣総理大臣及び国務大臣は、こうした経済・財政状態を克服すべく最大の努力をすることが国民により課された最も重要な責務であると考える次第である。

なお、内閣総理大臣及び国務大臣の期末手当を当分の間辞退返上することは考えていない。

羽田国際空港内における土地所有権に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年九月二十二日

三木 忠雄

参議院議長 河野 謙三殿

羽田国際空港内における土地所有権に関する再質問主意書

昭和五十年六月十一日付にて同件に関する質問主意書を提出し、同年七月一日付にて答弁書を送付せられたが、右答弁書には質問の主旨を充分に理解せられない点もあり、当方が調査を重ねた事

実からみても右答弁書に幾多の疑点があるのでこれに再質問する。

一、答弁書一によれば、東亜港湾工業株式会社所に入した土地については不不当でないことを認めている。さらに、国が東京都大田区鈴木御台場一六〇七番の一外七筆を昭和二十八年六月三十日に、同じく一六〇五番外二筆を昭和三十四年七月二十五日の二回にわかつて同社より購入した土地の登記を、実体的権利に合致する有効なる登記と認め、東亜港湾工業株式会社の所有地に登記と認め、東亜港湾工業株式会社の所有地に

六〇七番の一外七筆を昭和二十八年六月三十日に、同じく一六〇五番外二筆を昭和三十四年七月二十五日の二回にわかつて同社より購入した土地の登記を、実体的権利に合致する有効なる登記と認め、東亜港湾工業株式会社の所有地に

正當なる所有権を認めているのである。

しかしながら、野本治平は国が正當なる所有権を認めている東亜港湾工業株式会社（旧東京土地埋立株式会社）より、昭和十七年四月十六日に前記の国が購入した隣地である一六〇八番（三十三町三反一畝六歩）一六〇九（三十五町一反二十五歩）を購入した。これが登記簿に明記されていることは東京区裁蒲田出張所も証明

三木 忠雄

羽田国際空港内における土地所有権に関する再質問主意書

昭和五十年六月十一日付にて同件に関する質問主意書を提出し、同年七月一日付にて答弁書を送付せられたが、右答弁書には質問の主旨を充分に理解せられない点もあり、当方が調査を重ねた事

ながら同じく内務省登記であるところの野本治平が同社から購入した土地を何故不當と認めるのか、具体的な根拠を示し明解なる御回報を頂きたい。

二、答弁書一には、昭和十五年六月二十日落雷により当該土地購入に関する書類が焼失し、また日本銀行にも資料は存在しないため右土地購入費の支出に関し証明する資料なく、唯国有財産台帳、昭和四年度国有財産増減報告書をもつて、当時国は右土地十六万坪を三百一萬六千円で飛島文吉より購入した根拠としているが、右購入費用に関しては昭和四年度及び五、六、七年度（継続事業費）予算より検討して右土地の購入費六、七年度の四ヶ年継続費合計各百五十万円余。このことは飛島文吉に支払えたとする二百一万六千円は支払れていないと証明されるものであるが、政府の責任ある見解を賜りたい。

六、七年度の四ヶ年継続費合計各百五十万円余。このことは飛島文吉に支払えたとする二百一万六千円は支払れていないと証明されるものであるが、政府の責任ある見解を賜りたい。

四、答弁書三は、昭和二十八年九月九日付運輸省航空局長荒木茂久より不動産登記法第百五条により登記を嘱託したことに対し、右は同法に違反するに拘らず単に無意味な記載と認め、唯羽田町江戸見崎町一五九一番の一外五筆を國の所有として右の嘱託を受理したものであると

三、答弁書三によれば、国が飛島文吉より購入し、蒲田税務署は昭和十七年六月五日野本治平が同社から購入した土地の所有権を正當と認めたとする土地購入費の支出に関する資料は存在しない旨述べられているが、過日大蔵省を通じてはこの物件取得の経過なり、この物件に關

て日本銀行の原簿複写資料を当方に提出せられた事実がある。

して、東京空港としての公共用地に該当するとの理由で非課税にすることを通知している。また東京都は昭和二十八年から三十八年まで課税しており、海に課税するはずがないことからして、国の主張する「登記された当初から海面下」との主張は出来ないと考えるが政府の見解を頂きたい。

5 当該地は登記簿上も寄洲であり、後の昭和二十五年四月正式に雑種地として所有権の存在は確認せられ課税までされているのである。また飛行場とするには盛土等により整地する必要があり航空局は公有水面埋立法により東京都知事の承認を求めたが、右地内に民有地ある理由により承認されなかつたに拘らず、航空局は右承認なくして工事を施行したことについて、政府はさきの答弁書で遺憾の意を表した通りであるが、たとえ寄洲といえども所有権の存在は認められていたものである、ましてや雑種地として変更する際に東京調達局より所有者が地目変更届の通知を受けている事実がある。しかしながら政府は不存 在として抹消されたがいかなる理由によるのか明確にされたい。

6 昭和四十二年五月一日施行の大田区が作成した「大田区羽田空港一丁目、二丁目街区図」によれば、当該土地についてはすでに埋立は完了しているが埋立手続未了のため、これが完了するを待つて羽田一丁目に編入する旨、右図面中に明記しているように古くより海面でないことは明らかである。さらに昭和四十三年五月運輸大臣が埋立て承認方を認可し、知事は同年八月十日これが竣工を告示しているに拘わらず、航空局長が右告示四年後に右土地が海面下にあると主張し、登記を抹消する申し出をしたのはいかなる理由か明解なる論証を示されたい。

7 答弁書四には、東京国際空港拡張に要する埋立てについて公有水面埋立法に基づき、当該地の埋立て承認方申請を運輸大臣から東京都知事に提出したことに対し、東京都側において当該水面を埋立てること自体には別段異議がないとの見通しを持つたので埋立てに着手したとある、これは明らかに知事の承認なくして埋立てを強行したのであり、公有水面埋立法に違反する行為である。

8 答弁書にある別段の異議がないとの見通しを持つたのでとの見解であるが、これは如何なる根拠に基づいたのか、またいかなる官吏の責任のもとに埋立て着手の判断をされたのか明確にお答え願いたい。

尚、國からの申請に対し、東京都副知事より当該地域に民有地がある理由により承認せずとの回答があつた筈であるが、この内容についても詳細に御回答願いたい。

9 羽田江戸見町一六〇八番の六、一六〇九番の六の土地は前記した如く、東京調達局、航空局、大田区役所と共同主催の調査団により、昭和二十八年三月一日陸地として調査され面積も算出せられた公図が作成されている。

右図面中

一六〇八番地(合筆)	九九、九六六坪
一六〇九番地(合筆)	一〇五、三三五坪
合計	一二〇五、二九一坪
一六〇八ノ六	一一一、四四三坪
合計	一六〇九ノ六
四五、二九一坪	一一一、八四八坪

折は十六万坪を除き
また、野本治平所有地と明記され分筆された
と明記されている。しかるに國は飛島文吉より

国が東甲港湾工業株式会社から購入した土地の登記が有効な登記となつたのは、先の答弁書（内閣參賀七五第一三号）一、で述べたとおり実体的権利に合致することとなつたからである。

なお、一六〇八番及び一六〇九番は別の土地であつて事実関係を異にするから國の主張に矛盾はない。

二、について
昭和四年度ないし昭和七年度の予算決算上いかなる科目で支出したかは、現在では資料がないため不明である。

三、について
御指摘の日本銀行の原簿複写資料によつては、飛島文吉に対する支払状況を明らかにすることはできないが、國が飛島文吉から土地を購入した事実は、先の答弁書一において述べたとおり明らかである。

四、について
不動産登記法第三十条及び第三十一条の規定は、所有権移転の登記のように登記権利者と登記義務者が存在する場合に、官庁又は公署が登記の規定であつて、もともと登記義務者の存

しない所有権保存の登記を官庁又は公署が所有者として嘱託する場合には、全く適用の余地がない。

なお、当時の不動産登記法によれば、官庁又は公署が所有者として所有権保存の登記を嘱託する場合には、同法第百十条の規定により同法第一百五条の規定が排除され、登記の申告書に添付された図面及びその他の書面、地積訂正及び分筆当時における右各土地区域の現況を明らかにする航空写真並びに埋立てに関する資料等の各種資料を慎重に調査した結果、

官吏は、何らの証明を要せずして嘱託書記載のとおり所有権保存の登記をすべきものとされていたのである。

五、について
御指摘の羽田国際空港調査図は、先の答弁書五、に述べたとおり東京調達局が業務処理上の必要から当該土地に係る土地所有申告者の主張を確認するため作成したものであり、土地の

所有権を確認したものではない。

なお、先の答弁書において「國は無効としているわけではない」というのは、関係者の主張を確認したという意味においては無効ではないということである。

六、について
御指摘の土地については、運輸省航空局長が右各土地の表示の登記の抹消の申出に基づくものである。

なお、土地が不存在であるにもかかわらず誤って登記されたものであることを登記官において確認できる以上、右のような職権抹消をするに際し、登記簿上の所有名義人立会いのもとに実測確認をする等の措置をとることを要しないものである。

き、登記官において不動産登記法第五十条第一項の規定により職権をもつて、右各土地に関する分合筆等の経過を示す資料、右各土地の分筆に先立ち分筆前の土地につき野本治平から提出された昭和二十八年十一月十四日付け地積訂正

の申告書に添付された図面及びその他の書面、地積訂正及び分筆当時における右各土地区域の現況を明らかにする航空写真並びに埋立てに関する資料等の各種資料を慎重に調査した結果、

右各土地の区域は、地積訂正及び分筆の当時においては、海面下にあり、東京都の埋立て予定区域内に存在するものであつて、埋立て未遂功

であることが判明し、右の各登記は、土地が存在しないにもかかわらずされた無効なものであることが明らかとなつた。

このような場合には、不動産の表示に関する登記の一つとして、不動産登記法第二十五条の二の規定により職権をもつて表示の登記の抹消をすべきものとされているので、登記官は、同条の規定により右各土地の表示の登記を抹消したものである。

2 御指摘の土地登記簿は戦災により焼失し、回復登記の手続もとられていないため、御指摘の認証が相違ないかどうかは確認できぬ認められない。

3 御指摘の登記が存在したことは事実であるが、登記が存することとこれに対応する区域が陸地として存在するか否かとは別個の問題である。

4 固定資産税は、登記簿上の所有者を固定資産課税台帳に登録し、その登録名義人を納稅義務者として課税するものであるから、御指摘

て確認できる以上、右のような職権抹消をするに際し、登記簿上の所有名義人立会いのもとに実測確認をする等の措置をとることを要しないものである。

御指摘の表示の登記を抹消した理由は大、ににおいて述べたとおりであり、1ないし6の事項はいずれも右抹消の処分と矛盾するものでない。

七、について

御指摘の地図「穴守」を調査したが、同地図が当該地を陸地として表示しているものとは認められない。

1 御指摘の地図「穴守」を調査したが、同地図が当該地を陸地として表示しているものとは認められない。

の地番の土地について固定資産税が賦課されたとしても、それは③に御指摘の登記が存することからくる手続上当然の結果であつて、昭和二十八年当時に陸地であつたと認める直接の資料となり得ないことは③に述べたところである。

5 六、に述べたとおり、表示の登記の抹消は

御指摘の土地区域が昭和二十八年十一月当時海面下であつたことを理由としてなされたものであり、登記簿上の地目とは直接関係がない。

6 御指摘の土地について、国の埋立て工事は昭和三十五年から昭和三十六年の間に施工されたものであるが、御指摘の街区図は右工事施工後に作成されたものである。

したがつて右街区図は、昭和二十八年当時当該土地区域が海面下であつたことを否定する資料とはなり得ない。

なお、航空局長が表示の登記の抹消を申し出た理由は六、に述べたと同様である。

八、について

運輸大臣としては、東京都との折衝の過程に

おいて主として問題となつたのは、漁業補償金

相当額の負担の点であつたことでもあり、埋立て自体については異議がないものと判断したものである。

なお、国は東京都副知事から御指摘のような回答を受けたことはない。

九、について

羽田空港調査図は、五、で述べたとおり関係者の主張を確認したにすぎず、もとより公図でもない。

また、野本治平の主張する一六〇八番の六及び一六〇九番の大に該当する部分の土地は、国が埋立て造成により所有権を取得したものである。

一、歿症者の遺族には、受給原因たる当該疾病に起因して死亡した場合に限って公務扶助料が支給され、その他の場合は全く支給されないと聞いている。遺族の生活扶助を考えて、後者の場合にも公務扶助料を支給する考えはないか。

三、傷病恩給の間差は、第一項症を百とする第七項症は二十二となり開きがありすぎると思われる。その間差を縮めるべきではないか。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年十月二十七日

喜屋武真榮

傷病恩給等の改善に関する質問主意書

一、増加恩給受給者死没後の公務扶助料は、受給原因たる当該疾病に起因して死亡した場合に限って支給され、その他の場合には増加非公死扶助料が支給されるが、後者は前者に比べ低率であると聞いている。扶助を受ける者の生活困難を考えると、死因のいかんにかかわらず、公務扶助料を支給することが必要だと思われるが、政府の見解を伺いたい。

二、歿症者の遺族には、受給原因たる当該疾病に起因して死亡した場合に限って公務扶助料が支給され、その他の場合は全く支給されないと聞いている。遺族の生活扶助を考えて、後者の場合にも公務扶助料を支給する考えはないか。

三、参議院議員喜屋武真榮君提出傷病恩給等の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議長 河野謙三殿

昭和五十年十一月四日

内閣総理大臣 三木 武夫

五、日症者に対して傷病年金を支給する意思はあるか。

右質問する。

思ふがどうか。もし右措置を実施する意思があ

るとすると、それはいつからか。又予算措置はどうなるか。

二、について
公務扶助料は、公務のため死亡した者の遺族に支給するものであるから、傷病年金受給者がその給付原因となった傷病により死亡した場合には、その遺族に公務扶助料を支給している。したがつて、傷病年金受給者であつても、その者が公務傷病以外の傷病により死亡した場合についてまでその遺族に公務扶助料を支給することは適当でないと考える。

現行の間差率は、現在の傷病恩給の体系（増加恩給は特別項症から第七項症まで、傷病年金は第一款症から第四款症まで）が確立された昭和十三年の間差率を日安として、昭和四十年に決定したものである。その後、斯界の権威による傷病恩給症状等差調査会も、この間差率を前提として症状等差につき医学的な検討を行い、その報告に基づいて昭和四十四年に改善措置を講じたという経緯があるので、これを変更することについては、慎重に検討すべきであると考える。

四、について
普通恩給を併給される者の傷病年金の年額を

一、について
公務扶助料は、公務のため死亡した者の遺族に支給するものであるから、傷病年金受給者がその給付原因となった傷病により死亡した場合には、その遺族に公務扶助料を支給している。したがつて、傷病年金受給者であつても、その者が公務傷病以外の傷病により死亡した場合についてまでその遺族に公務扶助料を支給することは適當でないと考える。

五、について
目症程度の軽度傷病者に対しては、戦前においても一時金のみで、年金は支給されていなかつたのであり、また、他の公的年金制度におけるこの程度の傷病者に対する待遇を勘案しても、これららの者に年金を支給することは適当でないと考える。

六、について
病年金には、その受給者が別途普通恩給を受ける権利を有していない限り普通恩給が併給されないという制度の仕組みを前提として、増加恩給受給者と傷病年金受給者との受給額のバランスを図るためにとられている措置である。

七、について
したがつて、この減額制を廃止すべきか否かについては、制度内部の均衡等を考慮し、慎重に検討すべきであると考える。

第八号中正誤	
段行	誤
全一六	總需要抑政策
全四〇	首脳會議
全三六五	新要需要
央一四	新規需要
一六五	すぐに

明治三十五年三月三十日
郵便物記可

昭和五十年十一月七日 參議院會議錄第十号

一九八

定期一部一一〇円
発行所 東京都港区赤坂五丁目二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二四四一(大代)